

する指導の強化を図るため、漁業資源管理指導船2隻を供与する無償資金協力事業「漁業資源管理指導船建造計画」のG/Aを締結した。アルジェリアでは、漁業振興と水産資源の適切な管理のための国別研修「参加型アプローチを通じた零細漁業の共同管理」をオンライン・現地にて実施した。

- **債務・金融システムへの貢献**：ウクライナでは、債務・金融システムの確立及び維持に向けて、財務大臣アドバイザーの派遣を通じて健全な金融システムの育成に取り組んだ。イエメンでは、コロナ禍における債務救済措置である債務支払猶予イニシアティブ(DSSI)を着実に実行するべく、イエメン政府との協議を進めた。
- **産業振興・投資促進**：パレスチナ・西バルカン等で、経済成長の根幹を担う産業振興や雇用促進、投資促進を目指した協力を積極的に推進した。パレスチナでは、「産業振興プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で、ジェリコ農産加工団地の開発を通じた産業振興や雇用促進、中小企業の実力強化を実施した。西バルカンでは、過去の支援によるセルビア及びモンテネグロでの中小企業支援体制構築の成果を、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニアに普及・展開するとともに、関連するドナーも含めた成果共有セミナーを開催して連携可能性を追求し、域内協力促進に寄与した。モルドバでも「中小企業支援サービス全国標準化」（技術協力プロジェクト）を実施し、中小企業へのコンサルティングサービス提供に係る体制強化に貢献した。長い経済停滞の中で、雇用市場が求める技能と求職者のミスマッチが高失業率の原因の一つとされているヨルダンでは、国別研修「技術教育向上のための指導員能力向上（ハイブリッドカー及び電気自動車メンテナンス）」を、本邦実施から現地の技術教育機関と連携した研修へ切り替えることで実施にこぎつけ、同業界を牽引する人材のスキル向上と雇用可能性の促進に寄与した。さらに、ヨルダンでは、長期化した難民の自立促進に民間セクターからの資金やノウハウを活用することを検討するため、「難民関連ビジネス及び社会的投資に係る基礎情報収集・確認調査」を実施した。トルコでは、「小零細企業迅速支援事業」（円借款）を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小零細企業に対する緊急支援策として、世銀との協調融資により流動性資金の供給を行い、小零細企業の事業存続・雇用維持を図った。産業及び経済の持続的発展に取り組んだ。チュニジアでは、「品質/生産性向上プロジェクトフェーズⅡ」（技術協力プロジェクト）の活動完了に際してNational Productivity Dayを開催し、約200名の参加者に対してカイゼン活動の知見共有を行った。

ウ) 地域的取組の推進

- **地域における観光資源の有効活用**：パレスチナ、ヨルダン、エジプト等において、観光振興を支援した。パレスチナでは「観光回廊」構想を実現するために、「観光マーケティング・プロモーション」専門家を派遣し、地域をまたぐ魅力的な観光ルートの確立による地域としての観光プロモーション促進や日本をターゲットとした官民連携組織による観光プロモーション実施能力の強化等を支援した。また、ジェリコヒシャム宮殿遺跡大浴場保護シェルターの完成に合わせ、「文化遺産の保護（サイトマネジメント及び保全）」専門家を派遣し、遺跡保護と観光客増加の両立に向けた周辺サイトの適切な管理について助言した。ヨルダンでは、ペトラ地域観光の持続的発展のための包括的指針と行動計画の策定を支援すべく「ペトラにおける観光開発マスタープラン策定プロジェクト」（開発計画調査型技協）を開始した。また、「コミュニティ重視型のペトラ地域観光開発プロジェクト」のフォローアップ協力の一環で、ペトラ博物館のガイドブックの日本語版を制作し、2,000部を同博物館へ寄贈した。エジプトでは、円借款で建設を支援している大エジプト博物館に収蔵・展示される予定のツタンカーメン王コレクションの遺物を含む遺物の保存修復支援を行う「大エジプト

博物館合同保存修復プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を継続した。また、博物館開館に向けてマネジメント支援を行う「大エジプト博物館マネジメント支援」の専門家を派遣した。

- **広域防災協力**：北マケドニア、コソボ、モンテネグロ向けの広域技術協力では、持続的な森林管理を通じた生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）能力向上に取り組むとともに、広域セミナーの成果等を踏まえ、協力成果の拡充・域内展開を行うとともに、域内連携の強化を図った。この結果として、3か国と国境を接するアルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナから同取組の実施・推進を要望する要請書が接到し、2022年度以降、対象国を増やして展開される予定である。

エ) 人材育成、交流

- **留学生・研修員の受入れ**：ABEイニシアティブによる人材育成として、2021年度来日バッチ研修員として北アフリカ地域から15名を受け入れた。
- **日本研究短期集中講座を開催**：ブルガリア（2年度目、全9回、日本人による特別講義3回）、ウクライナ、モルドバ、エジプト、チュニジア、セルビア、トルコでJICAチェアを開催した。

③ 事業上の課題及び対応方針

地政学的に不安定な国を多く抱える中東地域では、治安状況が急激に悪化する可能性がある。国連機関等とも連携の上、リスクに係る情報収集・分析を基に事業計画の策定・実施、邦人の渡航が難しい場合には本邦研修、周辺国における第三国研修や帰国研修員支援等を効果的に組み合わせた支援を引き続き検討・実施していく。なお、中東地域は開発ニーズも大きい、技術協力協定締結が未了な国もあるため、各種援助手法を柔軟に活用・運用していく必要がある。

戦争が継続するウクライナ及び避難民の流入が拡大する周辺国に対する支援ニーズが高まっていることに加え、食料価格、エネルギー価格の高騰により大きく影響を受けている国も多く、機構の各種スキームを活用しつつ、また他援助機関との協働体制を構築しながら、スピード感のある効率的かつ効果的な支援の検討が求められている。平時の対応によらない、柔軟かつ迅速な取組を検討・推進していく必要がある。

3-3. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

引き続き、重要政策である自由で開かれたインド太平洋の実現やSDGsの達成に向けた取組を継続するとともに、太平洋・島サミットのフォローアップやTICAD8に向けた準備等、国際場裡における日本外交の強化に寄与する取組の推進に期待する。また、ポストコロナにおける各国・地域における開発ニーズに沿った事業展開を行うよう留意ありたい。加えて、他ドナー・国際機関とも協調の上、案件形成・実施等に取り組むとともに、域内及び隣接地域を含む開発効果の高い案件の形成・実施に向け、本邦技術の効果的な活用を推進ありたい。

(2) 対応：

FOIP や SDGs の内容も含まれている第9回太平洋・島サミットの首脳宣言や具体的な行動計画を踏まえ、日本国政府とも対話・調整し案件形成や案件実施に取り組んでおり、国際場裡における日本外交の強化に寄与した。また、案件形成の際には、ポストコロナにおける各国・地域の開発ニーズに沿うように先方政府と協議してきた。他ドナー・国際機関には、案件形成のアイディア段階からも協議を行うなど、開発効果が最大限発揮できるように取り組んだ。質の高いインフラや日本に優位性のある技術支援の効果的な活用推進に努めた。

南アジア地域では、上述のとおり、指摘事項に沿って、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」や「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」等の日本の重要政策の実施に寄与する取組を推進し、コロナの影響を踏まえて社会保護・経済振興・保健システム強化等のための緊急支援借款や保健分野等の案件形成・実施を進めた。また、アフガニスタン等で他ドナー・国際機関との協調を進め、全ての国・分野において開発効果の高い案件の形成・実施と本邦技術・ノウハウの活用を推進した。

中南米、カリブ地域では、新型コロナ感染対策への緊急的な対応として、ドミニカ共和国への財政支援借款やホンジュラス等4か国に対する新型コロナウイルス感染症危機対応支援借款の供与を進めた。また、2020年度に引き続き、フォローアップ協力等や実施中の技術協力案件の活動の一環として防護・防疫用資機材の供与や日系人団体が運営する医療福祉施設における感染対策を始め、コロナ禍で困難な状況にある日系団体の活動支援をするための助成金拡大を行った。また、ポスト・コロナにおける各国・地域の開発ニーズに沿った事業展開として、案件形成促進、新規ニーズに対応した新たな協力枠組みの構築等を積極的に行い、新規ステークホルダーの開拓やコロナ禍下での本邦企業の海外進出を促進した。IDBとの協調融資案件も新たに2021年度6件形成（事前通報含む）、本邦技術や知見を活用したTOD協力やDX案件を形成、実施した。水素エネルギーを含むクリーンエネルギー分野や気候変動対策への協力も積極的に進めた。

中東・欧州地域では、日本政府が表明したISILと戦うイラクの安定化に向けた5億ドルの財政支援に関連し、引き続き「解放地復興事業」の案件形成等に取り組んだ。また、「西バルカンイニシアティブ」や「平和と繁栄の回廊」構想の実現に資する事業の形成・実施を行った。その他多くの国で検査機材や防護具の提供を行った。

3-4. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞ 評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大きく上回る成果を上げたことに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成27年5月25日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的成果（法人の自主的な取組による創意工夫、重要かつ難易度の高い目標の達成等）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、①全地域での新型コロナ対応としての緊急財政支援（「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」）やICU関連を含む資機材の供与等を通じた各国の喫緊のニーズへの対応、②開発途上地域におけるトップクラスの大学等と連携した「日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）」の展開（46か国）による知日派リーダーの育成、③東南アジア地域での陸海連結性強化、海洋インフラ整備、海上法執行能力の強化を通じたFOIP実現の推進、④大洋州地域での「第9回太平洋・島サミット（PALM9）」での日本の支援方針を踏まえた協力の展開及びトンガでの噴火津波被害に対する自衛隊と連携した迅速な支援の実施、⑤南アジア地域でのインドからバングラデシュに連なる回廊の連結性の強化等の新規円借款供与や対アフガニスタン人道支援、⑥東・中央アジア及びコーカサス地域での戦後日本の発展モデルに係るモンゴル国会議員向けの連続講座実施、⑦中南米地域での米州開発銀行等との協調融資や本邦スタートアップ企業の発掘・支援の枠組み「TSUBASA」の開始、⑧アフリカ地域でのTICAD8に向けた機構の取組方針の取りまとめや、開発途上国の社会課題解決のための起業家支援「Next Innovation with Japan」（NINJA）の展開、⑨中東・欧州地域での軍事侵攻の影響で経済危機に直面しているウクライナに対し国際情勢の変化に機動的に対応し、同国からの要請後迅速に案件形成を行い、日本政府による緊急円借款の事前通報実現やウクライナから避難民が多く流入しているモルドバへの迅速な調査団派遣によるニーズ把握等、特筆すべき成果を上げた。

全地域

- ◎ **新型コロナ対応としての緊急財政支援の供与【②】**：コロナ禍の各国の喫緊のニーズに応えるべく、2020年7月以降約6,300億円の円借款を事前通報、3,795億円の貸付契約を締結。
- ◎ **「JICA世界保健医療イニシアティブ」に基づく保健医療分野の取組、新型コロナに対応する緊急資機材・技術的支援、資金協力の実施【①、②】**：新型コロナウイルス感染の予防、警戒（研究）、治療の各側面から事業を推進し、緩和・収束に貢献。インドやインドネシアへの酸素濃縮器、ベトナムへのECMOの供与等の医療逼迫への緊急的な協力の実施。ICU支援ニーズを踏まえたICUに係る必要な医療資機材・施設整備支援と、デジタル技術を駆使した日本国内の集中治療専門医による現地医師や看護師等へのオンライン研修・助言・指導。各国での「ラスト・ワン・マイル支援」に貢献するコールドチェーン整備に必要な機材の提供。国立公衆衛生研究所建設や国境での感染症対策強化のため公衆衛生基礎施設整備、アフリカ輸出入銀行向け海外投融資「アフリカ地域COVID-19対応支援事業」等。
- ◎ **「日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）」の展開【②】**：開発途上地域のトップクラスの大学等と連携して2020年度に開始した「JICAチェア」を新たに21か国に展開し、46か国で実施。日本の開発経験の共有を通じた人材育成に貢献。グアテマラ等では大学の単位認定。

ア 東南アジア・大洋州地域

- ◎ **「日ASEAN連結性イニシアティブ」に基づく陸・海・空の連結性強化の推進【①②】**：日本政府が打ち出した「日ASEAN連結性イニシアティブ」に基づき、各国でハード・ソフト両面から連結性強化の協力を実施。メコン地域の産業大動脈として機能することが期待される道路の開通や各国内の交通網の整備、港湾ターミナル整備、交通安全対策強化のための技術支援、税関能力強化の支援等を実施。
- ◎ **「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」への貢献【①②】**：2018年の日・ASEAN首脳会議の公約（5年間（2018～2022年）で8万人規模の産業人材育成）に対し、2021年度末で11万5,646人（うち2021年度は2万8,891人）の産業人材を育成。
- ASEANの中心性と一体性（統合の深化）を高める協力の実施。ASEANの一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、ミンダナオ等の地域が抱える脆弱性への対応等に係る取組を促進。
- 「第8回太平洋・島サミット（PALM8）」の公約を踏まえた事業の着実な実施と「第9回太平洋・島サミット（PALM9）」の支援方針・具体的な行動計画を踏まえた①新型コロナウイルスへの対応と回復、②法の支配に基づく持続可能な海洋、③気候変動・防災、④持続可能で強じんな経済発展の基盤強化、⑤人的交流・人材育成の各分野への案件形成・実施。
- 特にPALM8の公約（3年間で日本全体で5,000人以上の人材育成・交流）に関し、機構はその3分の2以上を占める総計3,358人の人材育成及び437人の人材交流を実施。

イ 南アジア地域

- ◎ **「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた新規円借款供与【①、②、③】**：「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づき約3,123億円、「日・バングラデシュ包括的パートナーシップ」に基づき過去2番目の額となる約3,106億円の新規円借款の供与を実現。ネパールに6年ぶり新規円借款を供与。インド及びバングラデシュ向けの円借款案件を通じたインド東西回廊の終着点シルチャーからバングラデシュに連なる回廊の連結性の強化に貢献。バングラデシュでは、都市高速鉄道（MRT）6号線が試運転を開始。インフラ整備に合わせてソフト面の支援を適時に実施し、都市交通の渋滞緩和、利便性向上等の開発効果の最大化を図り、世

界一人口密度が高いダッカの公共交通網の整備及び公共交通機関に基盤を置いた都市開発を主導。

- ◎ **外国人材受入拡充・共生社会構築【⑤】**：バングラデシュ「日本市場をターゲットとしたICT人材育成プロジェクト」(技術協力プロジェクト)で実施した人材育成プログラム(B-JET Program)の修了生の多くが日本のICT企業に就職・勤務している実績を受けて宮崎市のICT企業誘致(2社)につながるなど、地方創生にも貢献。また、パキスタンでもICT分野のオンラインセミナーやマッチングイベントを実施し、日本のICT企業が求める人材像等の紹介、マッチング支援等を行った。
- ◎ **アフガニスタン支援【③】**：2021年8月15日以降の情勢下、日本政府方針を踏まえ、WHO、UNICEF、FAO及びUNDPと計8件の国際機関連携方式による無償資金協力案件を継続し、困難に直面するアフガニスタンの人々の生活改善支援、教育機会の確保、感染症予防等に貢献。ペシャワール会の故・中村哲医師と連携して支援したコミュニティ灌漑のガイドラインを作成し、現地に根ざした手法による灌漑整備の他地域への展開を促進。「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」では、60名の来日を支援・実現。将来的な各分野の開発を牽引する中核人材育成を実施。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ◎ **産業の多角化【②】**：ウズベキスタンで日本での外国人材の受入促進を兼ねた産業人材育成に係る情報収集調査を通じて、初めて対外移民庁、送出機関、人材育成機関、日本側受入企業等などといった関係者の把握とネットワーキングを実施。日本の労働力不足の解消とウズベキスタンの産業人材育成を同時に達成するために必要な課題及びアクションプランを整理。
- モンゴルでは、国会議長自ら戦後日本の発展モデルについて学びたいと要請があり国会議員向けの連続講座を計4回実施。各回100～280名(国会議員、国家公務員、研究者等を含む)が参加。
- モンゴルでは児童の食・栄養改善を目指した学校給食導入支援プロジェクトを開始。栄養バランスの取れた学校給食の導入は初の取組であり、2021年東京栄養サミットでモンゴル教育・科学大臣が日本及び機構の事業へ高い期待を表明。

エ 中南米・カリブ地域

- ◎ **中米北部3か国からの移民発生の根本原因解決への貢献【②】**：中米北部3か国(グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス)からの移民発生の根本原因解決に向けた連携に係る合意(2021年4月の日米首脳会談)を受け、外務省、機構及びUSAIDで、①貧困削減(含む雇用促進)、②治安、③防災・気候変動対策への協力推進に合意。機構とUSAIDで協働での案件形成・実施の検討を確認。米国有数のシンクタンクである戦略国際問題研究所(CSIS)と、中南米地域に対する初の共同調査を防災と高齢化対策をテーマに実施。CSISの有する日米関係機関(USAID、IDB、ADB、Pan American Health Organization (PAHO)、国際NPO等)のハイレベル有識者との幅広いネットワークを有効活用し、中南米の開発課題への対応・検討を行うとともに、日本の経験・取組について効果的に共有・発信する枠組みを構築。
- ◎ **国際機関との連携を通じた地域協力【②】**：米州開発銀行(IDB)との協調枠組「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力」により、エネルギーや水衛生、運輸交通分野で全体の目標総額30億ドルの枠に対して約20億ドルの実績を積上。IDBグループのイノベーション・ラボ(IDBLab)と連携し、中南米・カリブ地域のSDGsに資する革新的なアイデアを有する本邦スタートアップ企業の発掘・支援の枠組み「TSUBASA」を開始。
- ◎ **民間企業や自治体等との連携強化【⑤】**：中南米日系社会との連携強化のために連携パートナーを発掘。経済交流の活性化を目指す「OKINAWA TO 沖縄プロジェクト」としてセミナーを

開催し約270名が参加。日本企業が、移住先国で活躍する日系人をパートナーとして連携することで、移住先国の開発課題解決に貢献するとともに、中南米地域でのビジネス展開を実現していくことを期待。

オ アフリカ地域

- ◎ **TICAD8に向けた取組への貢献【①】**：組織横断的な実施体制を形成し、機構の取組方針「強靱なポスト/ウィズコロナ社会構築に係る対アフリカJICA協力の方向性」を取りまとめて各重点分野の貢献策を具体化。外務省による日本の貢献策案の検討に貢献。国連開発計画（UNDP）とオンラインイベント（Afri-Converse）を隔月で開催（毎回200～300人が参加、計5回）、AUDA-NEPADと連携分野拡充を合意する等、連携促進。アフリカでの機構の協力の付加価値について国際社会、アフリカ各国及びその市民層向けに戦略的広報を推進。
- ◎ **イノベーションと投資の促進【②】**：開発途上国の社会課題解決に挑戦する起業家に対して多面的な支援を行う「Next Innovation with Japan」（NINJA）を展開。アクセラレータープログラムの提供等、各国のスタートアップ育成のためのエコシステム構築を支援。基礎情報収集調査で、世界の民間企業や学術機関等が提案したアイデアをアフリカの社会課題解決に活用する実証実験を実施。これを踏まえ民間企業自身での事業継続や機構の技術協力でのプロダクトの継続活用を検討。民間企業のソリューションを機構が公募し既存の技術協力に活用するプラットフォームを構築。
- ◎ **ウガンダ国会での決議採択【④】**：ウガンダでの取組が評価され、12月にウガンダ国会で機構の協力を称える決議が採択。同国国会で特定の国際協力機関による協力を称える決議は史上初。緊急支援から開発協力まで切れ目ない支援、優れた日本の技術、持続的な発展のための援助、人材育成や人間の安全保障を重視した支援である点などを評価。

カ 中東・欧州地域

- ◎ **戦時下における緊急人道支援～復興・開発支援の検討**：ロシア軍によるウクライナ侵攻を受け、世銀との協調による1億ドルの緊急経済復興開発政策借款を事前通報まで準備。緊急人道支援・保健医療分野ニーズ調査をモルドバで実施したほか、停戦後即時の復興・開発支援に向けて、衛星画像等を活用した被害状況調査を準備。モルドバ向け開発政策借款、ウクライナ及びモルドバ向け中核人材育成のための案件形成（JDS、長期研修）等を検討。
- ◎ **産業振興・投資促進**：パレスチナ・西バルカン等で、経済成長の根幹を担う産業振興や雇用促進、投資促進を目指した協力を積極的に推進。西バルカンでは、過去の支援による中小企業支援体制構築の成果を、域内に普及・展開。関連するドナーも含めた成果共有セミナー等を開催し中小企業支援分野における連携可能性を追求することで、域内協力促進に寄与。
- **地域の安定化と人間の安全保障の確保のために、難民支援、戦争からの復興・開発推進、質の高い成長のためのエネルギー分野、インフラ分野などの取組を実施。**

3-5. 主務大臣による評価

評価：S

<評価に至った理由>

（定量的実績）

【指標 5-2】「2015 年日・ASEAN 首脳会議における公約達成のための、アジアにおいて育成する産業人材数」が目標値（14,400 人）を約 100%上回る 28,891 人となり、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。「アフリカにおける育成人材数」は、2018 年度に目標を達成した。

（定性的実績）（【指標 5-1】我が国関連政策及び地域別公約等への貢献を含む、各国・地域固有の開発課題解決に向けた、国別開発協力方針に沿った案件形成・実施状況）

1. 全地域

年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・コロナ禍の各国の喫緊のニーズに応えるべく、緊急財政支援として、2020年7月以降約6,300億円の円借款を事前通報、3,795億円の貸付契約を締結した。
- ・「JICA世界保健医療イニシアティブ」に基づき、新型コロナウイルス感染の予防、警戒（研究）、治療の各側面から事業を推進し、緩和・収束に貢献した。インドやインドネシアに対しては、酸素濃縮器、ベトナムへのECMOの供与等の医療逼迫への緊急的な協力を実施した。また、コードチェン整備に必要な機材の提供を通じ、「ラスト・ワン・マイル支援」への貢献を評価できる。
- ・開発途上地域のトップクラスの大学等と連携して2020年度に開始した「JICAチェア」を新たに21か国に展開し、計46か国で実施。日本の開発経験の共有を通じた人材育成に貢献した。

2. 東南アジア・大洋州地域

年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・「日ASEAN連結性イニシアティブ」に基づき、各国でハード・ソフト両面から連結性強化の協力を実施した。メコン地域では、産業大動脈として機能することが期待される道路の開通や各国内の交通網の整備、港湾ターミナル整備、交通安全対策強化のための技術支援、税関能力強化の支援等を実施し、連結性強化に貢献した。
- ・「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」において、2018年の日・ASEAN首脳会議の公約（5年間（2018～2022年）で8万人規模の産業人材育成）に対し、2021年度末で11万5,646人（うち2021年度は2万8,891人）の産業人材を育成し、イニシアティブの推進に貢献した。
- ・「第8回太平洋・島サミット（PALM8）」の公約を踏まえた事業の着実な実施を評価。また、「第9回太平洋・島サミット（PALM9）」における支援方針・具体的な行動計画を踏まえ、①新型コロナウイルスへの対応と回復、②法の支配に基づく持続可能な海洋、③気候変動・防災、④持続可能で強じんな経済発展の基盤強化、⑤人的交流・人材育成の各分野への案件形成・実施し、外交上の貢献も評価できる。

3. 南アジア地域

年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・バングラデシュにおけるICT人材の育成プロジェクト（技術協力）を通じ、修了生の多くが日本のICT企業に就職・勤務している実績を受けて、宮崎市のICT企業誘致（2社）につながり、地方創生にも貢献した。また、パキスタンにおいては、ICT分野のオンラインセミナーやマッチングイベントを実施し、日本のICT企業が求める人材像等の紹介、マッチング支援等を実施した。
- ・アフガニスタンに対し、日本政府方針を踏まえ、WHO、UNICEF、FAO及びUNDPと計8件の国際機関連携方式による無償資金協力案件を継続し、困難に直面するアフガニスタンの人々の生活改善支援、教育機会の確保、感染症予防等に貢献した。

4. 東・中央アジア及びコーカサス地域

年度計画の取組を着実に実施し、以下の実績が認められる。

- ・ウズベキスタンにおいて、日本での外国人材の受入促進も念頭に、産業人材育成に係る情報収

集調査を通じ、初めて対外移民庁、送出機関、人材育成機関、日本側受入企業等などといった関係者の把握とネットワーキングを実施した。日本の労働力不足の解消とウズベキスタンの産業人材育成を同時に達成するための支援の実施を評価できる。

- ・モンゴルでは、戦後日本の発展モデルについて発信として、国会議員向けの連続講座（計4回）を実施した。

5. 中南米・カリブ地域

年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・中米北部3か国（グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス）からの移民発生の根本原因解決に向けた連携に係る合意（2021年4月の日米首脳会談）を受け、外務省、及び米国国際開発庁（USAID）と共に、①貧困削減（含む雇用促進）、②治安、③防災・気候変動対策への協力推進に合意した。また、CSISとの間では、中南米の開発課題への対応・検討を行い、日本の経験・取組について効果的に共有・発信する枠組みを構築した。
- ・IDBとの協調枠組「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力」を通じ、エネルギーや水衛生、運輸交通分野における目標総額30億ドルの枠に対し約20億ドルの実績を積上した。また、IDBグループのイノベーション・ラボ（IDBLab）と連携し、中南米・カリブ地域のSDGsに資する革新的なアイデアを有する本邦スタートアップ企業の発掘・支援の枠組み「TSUBASA」を開始し、国際機関との連携を通じた取り組みを強化したことは評価できる。

6. アフリカ地域

年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・TICAD8に向け、「強靱なポスト/ウィズコロナ社会構築に係る対アフリカJICA協力の方向性」を取りまとめた。また、国連開発計画（UNDP）とのオンラインイベントの開催や、アフリカ連合開発庁-アフリカ開発のための新パートナーシップ計画調整庁（AUDA-NEPAD）との連携分野拡充を合意する等、国際機関との関係を強化したことは評価できる。
- ・開発途上国の社会課題解決に挑戦する起業家に対して多面的な支援を行う「Next Innovation with Japan」（NINJA）を通じ、各国のスタートアップ育成のためのエコシステム構築を支援した。また、世界の民間企業等が提案したアイデアをアフリカの社会課題解決に活用する実証実験を通じ、民間企業自身での事業継続や技術協力でのプロダクトの継続活用の検討に寄与した。民間企業のソリューションを公募し既存の技術協力に活用するプラットフォームを構築した。
- ・ウガンダにおける取組が評価され、12月にウガンダへの協力を称える同国国会決議が採択された。特定の国際協力機関の協力を称える決議は史上初であり、緊急支援から開発協力まで切れ目ない支援、優れた日本の技術、持続的な発展のための援助、人材育成や人間の安全保障を重視した支援である点などが評価され、相手国政府から高い評価を得ていると認められる。

7. 中東・欧州地域

年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・ロシア軍によるウクライナ侵略を受け、世銀との協調による1億ドルの緊急経済復興開発政策借款の事前通報を実現したことは外交上も大きな貢献と言える。モルドバでは、緊急人道支援・保健医療分野ニーズ調査を実施したほか、停戦後即時の復興・開発支援に向けて、衛星画像等を活用した被害状況調査を開始しているなどは評価できる。その他、モルドバ向け開発政策借款、ウクライナ向け中核人材育成のための案件形成（JDS、長期研修）等、国際情勢を踏まえた幅広い支援を検討している。
- ・パレスチナ・西バルカン等では、経済成長の根幹を担う産業振興や雇用促進、投資促進を目指した協力を積極的に推進した。特に、西バルカンでは、関連するドナーとの連携可能性を追求

し、域内協力の促進に寄与している。

（結論）

以上により、定量指標が 120%を越える結果を得たこと、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したほか特筆すべき定性的な成果が多数見られることから、それら成果には質的に顕著な成果が多く認められることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「S」評価とする。

具体的には、複数の地域においてコロナ禍の喫緊のニーズに応えるべく緊急支援円借款や資機材の供与を迅速に実施したことは、新型コロナの発生という想定外の事態への対応にあたり、政府の政策実現に大きく貢献した証左であり、特に「ラスト・ワン・マイル支援」への貢献を評価できる。

また、東南アジア地域では、コロナ支援と併せて、「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」に基づき、政府の重要外交政策である自由で開かれたインド太平洋実現のための連結性強化や海上法執行能力の強化に資する取組に進展が見られたほか、PALM9 における取組は外交上の貢献として評価できる。南アジア地域では、宮崎市におけるバングラデシュ外国人材受入は、地方創生にも貢献しており、新しい取組として評価できるとともに、アフガニスタンへの支援など外交上も大きく貢献している。東・中央アジア及びコーカサス地域では、ウズベキスタンの産業人材育成やモンゴル国会議員向け戦後日本の発展モデルに係る連続講座の実施を評価できる。中南米・カリブ地域では、IDB などの国際機関との連携を通じた地域協力に加え、JICA チェアの取組を促進した。アフリカ地域では、TICAD8 に向けた取組促進、スタートアップ企業の育成に加え、ウガンダにおける長年の協力が同国国会決議として採択され、相手国政府からの賞賛を得られている点は評価できる。緊急経済復興開発政策借款をはじめウクライナへの支援、外交上も大きな貢献と言える。

これらの成果は各国・地域の情勢や特性に応じた開発協力の重点化に寄与するとともに、各地での新型コロナへの対応や自由で開かれたインド太平洋実現に向けた取組を始めとして、開発協力大綱に掲げる「我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護」等にも顕著に貢献するものである。

上記の取組を通じ、各地域における外交政策の推進に大きく貢献するとともに、地域横断的事項である FOIP 実現や SDGs 達成へ向けた取組を具体化させるなど、我が国の重要政策やこれまでの国際公約達成に大きく寄与した。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞（実績に対する課題及び改善方策など）

各地域の地政学的な特性を踏まえつつ、引き続き、自由で開かれたインド太平洋の実現や SDGs の達成といった政府の重要政策、また、特に今年度令和 4 年に開催される TICAD8 のフォローアップ等、我が国が重視する各フォーラムにおけるコミットメントの達成を通じた国際場裡における日本外交の強化に寄与する取組の推進に期待する。その際、ポスト・コロナにおける各国・地域の状況や優先的な開発課題の解決に沿った事業展開、域内及び隣接地域を含む開発効果の高い案件の形成・実施に向け本邦技術の効果的な活用を推進きたい。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

・Multi-Bi と言われる援助協調に関して、UNDP, UNHCR, UNICEF の国連機関の名称は出てくるが、具体的な例が乏しい。例えば、Joint Training, 信託基金設立、共同出資、等、説明が必要。又、重要な南南・三角協力の記述が見当たらないが、ASEAN との南南・三角協力の例は Good Practice である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 6	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/令和元年度開発協力の重点、インフラシステム海外展開戦略 2025（旧名称：インフラシステム輸出戦略）
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和3年度行政事業レビューシート：番号未定（無償資金協力、独立行政法人国際協力機構運営交付金）

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルティング件数	6,000 件 ⁸⁴ (2017-2021)	1,200/ 年	2,137 件	2,572 件	1,919 件	1,265 件	1,201 件
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額（百万円）			10,710	9,559	8,797	5,683	6,106
決算額（百万円）			6,475	6,681	6,075	2,710	3,861
経常費用（百万円）			6,687	6,794	6,302	2,995	3,783
経常利益（百万円）			△ 1,116	△ 724	△ 395	△ 30	3,741
行政コスト ⁸⁵ （百万円）			6,689	6,782	6,302	2,995	3,783
従事人員数			77	79	89	100	102

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)、中期計画：1. (2)
年度計画 1. (6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献 ア 民間企業等 ● コロナ禍による状況変化に対応しつつ、企業の海外展開に向けた支援ニーズに寄り添い、機構における民間企業との連携強化の方針を着実に実施するとともに、機構全体での企業との連携情報の共有等一層の民間企業との連携を促進する体制整備を推進する。 ● 本邦企業等が有する技術や製品、システム、資金等を活用し、開発途上地域の課題解決に貢献するため、中小企業・SDGsビジネス海外展開に係る企業提案型の事業を着実に実施する。特に、課題発信セミナー等を通じ、開発課題に係る現地ニーズ等の情報を積極的に提供するとともに、各国の特定の課題に対する提案を促進する。中小企業・SDGsビジネス支援事業を終了

⁸⁴ 前中期目標期間（2012-2015）の実績値の約 3%増として設定する。前中期目標期間実績平均 1,168 件 / 年

⁸⁵ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019 年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

した企業を対象に当該事業後の海外展開状況等に係る事後モニタリングを実施し、教訓・提言を蓄積する。

- 開発協力への民間企業の裾野拡大及び民間資金の動員に係る取組を他の政府関係機関等とも緊密に連携して実施する。特に、SDGs達成に貢献する開発事業や、ESG（Environment, Social and Governance）への取組やSDGs貢献の観点から積極的に取り組む企業を対象に、他機関との協調融資を活用しながら、海外投融資による支援を拡大し、適切なリスク分散を伴う多様性のあるポートフォリオを構築することで、相対的に難度の高い事業に取り組む土台をつくる。
- 我が国政府の政策・戦略策定プロセスへの情報提供・提言や我が国民間企業のニーズ等を踏まえ、協力準備調査を通じた海外投融資事業の形成促進等を図る。また、日本政府による「インフラシステム海外展開戦略2025」の2021年度以降の新たな戦略目標達成に向けて、経協インフラ戦略会議等に対する必要な情報提供、事業の形成・実施に取り組む。

イ 中小企業等

- 日本の中小企業等の海外展開支援を通じて、開発途上地域の課題解決に貢献するため、コロナ禍による状況変化に対応しつつ、中小企業等による提案型事業を実施し、開発協力事業での活用や事業化を促進する。
- 他の中小企業支援機関や地域金融機関等との連携を強化し、開発途上地域での企業のビジネスの具現化に向けた支援に取り組む。
- 終了した事業のフォローアップ、今後の事業形成等への活用を念頭に、中小企業・SDGsビジネス支援事業を終了した企業に対する当該事業後の海外展開事業等に係る事後モニタリング等により教訓・提言を蓄積する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. ①参照）

- 協力準備調査（PPPインフラ事業）、開発途上地域のSDGs達成に貢献するビジネスに係る調査、民間技術普及促進事業を通じたパートナー数
- 「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略での機構に関連する具体的施策項目数
- 基礎調査、案件化調査、普及・実証事業を通じたパートナー数

3-2. 業務実績

No.6-1 民間企業等

コロナ禍による状況変化を踏まえ、「JICA世界保健医療イニシアティブ」に資する海外投融資や中小企業・SDGsビジネス支援事業を着実に実施するとともに、開発途上国のニーズと民間技術のマッチングに係る情報収集・確認調査、開発途上国スタートアップ調査等の新たな取組を行った。また、企業情報統合データベースの運用開始により、機構全体で企業との連携情報の共有を円滑にし、一層の民間企業との連携を促進する体制整備を進めた。

第51回経協インフラ戦略会議（6月）等に対して新型コロナ危機対応緊急支援円借款や海外投融資の積極的な実施等の取組状況・成果について情報提供した。相手国の社会課題解決や環境上の悪影響の軽減に資する取組を進めつつ、既往事業における日本企業受注率の向上にも寄与した。

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
協力準備調査（海外投融	51 法人・	29 法人・団体	49 法人・団体	37 法人・団体	43 法人・団体	16 法人・団体

資)、中小企業・SDGs ビジネス支援事業(SDGs ビジネス支援型)を通じたパートナー数	団体 ⁸⁶					
「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略での機構に関連する具体的施策項目数	63 項目 ⁸⁷	104 項目	109 項目 (うち、実施済39 項目)	75 項目 (うち、実施済3 項目)	73 項目 (うち、実施済11 項目)	96項目 ⁸⁸

(1) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決

① SDGsビジネスをはじめとする海外展開支援事業の形成・実施

- **新型コロナ対応等重要課題に対する海外投融資の活用**：2011年度の制度再開以降、2021年度の承諾13件を含み、累計で60件の海外投融資事業を承諾した。2021年度は新型コロナの影響を踏まえた保健医療体制の強化への対応として、「JICA世界保健医療イニシアティブ」の下、ブラジル「保健医療セクター支援事業」、アフリカ地域向け「COVID-19対応支援事業」を実施した。また、脱炭素やDX、スタートアップ支援といった先進かつ重要課題への対応として、ベトナム「クアンチ省陸上風力発電事業」、カンボジア「コンポンチュナン太陽光発電事業」、インド「DX新興企業成長支援投資事業」、ケニア「廃棄物バイオリサイクル事業」等を実施した。さらに、2021年度はイラク、ジョージア、コロンビアの3か国に初の海外投融資を供与した。地域としては東南アジア、南アジア、中央アジア、中東、サブサハラ・アフリカ、中米、南米、分野としては金融、電力、保健医療、環境衛生、運輸といった分散を伴う多様性のある出融資ポートフォリオ構築を実現した。
- **中小企業・SDGsビジネス支援事業 (SDGsビジネス支援型)**：民間企業提案型事業である中小企業・SDGsビジネス支援事業のうち、原則大企業を対象とする「SDGsビジネス支援型」では、2021年度に案件化調査6件、普及・実証・ビジネス化事業4件を採択した。民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上地域の課題について総合的に分析の上、課題シートとして提示、解決策を募集することで、キーコーヒー(株) (インドネシアにおけるコーヒー豆の生産性改善)、(株)成田空港ビジネス (トンガとの空港人材還流) 等の大企業が持つ先進技術やノウハウを活用する新たな取組が始動した。また、同事業の利便性の向上と実施後の企業による開発途上国の課題解決に貢献するビジネスの実現をより一層促進すべく、2022年度から試行導入する制度改編の検討を進めた。
- **協力準備調査 (海外投融資)**：2021年度は、予備調査単独型2件を採択した。

② 他機関との協調融資の促進

- IFC、ADB、USDFC等のDFIパートナー、民間金融機関とのリモート協議等を通じて協調融資を促進した。IFCとイラク「ウンム・カスル港ターミナル整備事業」を、ADBとジョージア「中小零細事業者支援事業」、USDFCとブラジル「中小零細事業者金融アクセス改善事業」等を承諾した。民間金

⁸⁶ 前中期計画目標期間 (2012-2015) 実績平均

⁸⁷ 2013-2015 累計値平均

⁸⁸ 「インフラシステム海外展開戦略2025 (2020年12月決定、2021年6月改訂版)」では実施済項目の記載がないため、2021年度については「うち実施済項目」は記載していない。

融機関との協調融資案件を2021年度は2件承諾した。

③ 民間企業との連携を強化する取組

- **企業情報統合データベースの運用開始**：民間企業との連携を一層推進するに当たり、企業との連携情報を機構内で共有する体制を整備すべく、企業情報統合データベースの運用を6月に開始した。既存の民間連携事業のみによらない多様な企業との連携を検討・実施するため、機構内の様々な部署が企業との対話や連携に関する情報を本データベースで一元的に管理・共有していくこととし、活用促進のため機構内で研修を実施した。また、民間連携事業及び草の根技術協力事業の案件監理・審査プロセスでも同データベースの活用を開始した。これにより、企業・団体等からの照会等に対し、過去の面談や事業実施結果及びその後の状況等の経緯把握が容易になり、一貫性のある情報提供や対応が可能となったほか、案件の現況把握や実績集計等を適時に行えることで、機構内部における業務効率が改善した。
- **企業連携ネットワークを通じた情報共有**：機構内各部・拠点に配置している企業連携担当者から構成される「企業連携ネットワーク」を通じ、企業連携を推進するためのアクションプランの進捗確認や更新、優良事例等の共有等を行った。
- **内部体制強化に係る研修**：民間連携促進の一環として、民間連携をテーマに、人事階層別研修、民間連携事業担当者研修、インパクト評価勉強会、国内機関赴任前研修等を実施した。
- **開発途上国ニーズと民間技術マッチングに係る情報収集・確認調査**：開発途上国で重要性が高まっている4分野（低炭素社会の実現、行政・金融・通信サービスのデジタル化、保健医療・福祉、スマートフードチェーン）を調査対象に、企業からの提案を募集した。課題解決に貢献する製品・技術・サービスを有する企業30社に対して、調査対象国におけるニーズへの適合性調査及び同製品・技術・サービスの普及のためのセミナー開催の機会を提供した。また、2020年度から2021年度にかけて実施した「COVID-19を受けた途上国における民間技術の活用可能性調査」の結果を受けて、ツインバード工業㈱の有する高い冷却技術を活用した新型コロナワクチン運搬のための資機材が、帰国研修員フォローアップとして東ティモールへ供与された。
- **開発途上国スタートアップ調査**：インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、バングラデシュにおいて、SDGs達成に向けた社会課題解決に取り組むスタートアップ支援のための調査を実施した。合計219社からプログラムへの応募があり、15社を採択した。採択したスタートアップを対象に9週間のアクセラレーションプログラムを実施し、2022年1月のピッチで各社からプレゼンテーションが行われ、その後、35の投資家がスタートアップ企業との商談を開始した。

(2) インフラシステム輸出に資する発信（経協インフラ戦略会議）：

- 現行戦略の改定の議論が中心であったことから、これまでのインフラ輸出の実務上の課題を踏まえ、外務省とも密に情報共有の上で、新戦略改定プロセスを含め積極的に協力した。具体的には、6月に開催された第51回経協インフラ戦略会議（テーマ「新戦略の着実な推進に向けた取組」）及び2022年度に開催予定の次回経協インフラ戦略会議に向けて、新型コロナ危機対応緊急支援円借款や海外投融资の積極的な実施等の2020年度から2021年度の取組状況・成果等について情報提供を行った。また、戦略遂行上の指標としての新たなKPIの枠組みについて、機構が推進してきたインフラシステム輸出に係る取組の教訓を踏まえたインプットを行った。その結果、第51回経協インフラ戦略会議

で改定された新戦略では、これら成果等が盛り込まれ、これまでのODAを通じたインフラ輸出の成果・教訓等をいかした戦略改定に貢献した。

(3) インフラ輸出にもつなげる事業の形成・実施：

- **インフラ戦略への貢献：**日本政府の「インフラシステム海外展開戦略2025（令和3年6月改訂版）」では、ハードとソフトのパッケージ等による海外展開により質の高いインフラを推進し、相手国の社会課題解決に貢献することが示されている。機構は、人材育成や実施機関の能力強化等への支援を行う技術協力と資金協力を有機的に連携させた協力に取り組み、優れた本邦技術（トンネル掘削、狭隘施工、軽量車両等）の活用が予定されるフィリピン「マニラ首都圏地下鉄事業（フェーズ1）（第二期）」（円借款）等により、マニラにおける深刻な交通渋滞の緩和に資する取組を実施した。また、インドネシア「パティンバン港開発事業」（円借款）では、2017年11月の円借款貸付契約から約4年で先行開港区のコンテナ・自動車ターミナルが完工（2021年6月）、運営を開始（2021年12月）し、迅速な事業実施が実現した。
- **既往事業における本邦企業の受注促進：**これまで本邦技術を活用した案件形成の推進等を進めた結果、既往案件において、本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）適用案件以外も含めて、多くの本邦企業の受注が実現した。2021年度の主な本邦企業の受注実績は、フィリピン「マニラ首都圏地下鉄事業（フェーズ1）（第一期）」（円借款）での三菱商事による鉄道システムの受注、エジプト「カイロ地下鉄四号線第一期整備事業」での三菱商事と現地企業等の企業連合による鉄道システム受注、インドネシア「ジャカルタ都市高速鉄道事業（フェーズ2）（第一期）」での三井住友建設と現地企業の企業連合による受注等が挙げられる。
- インフラ輸出の取組強化の結果、2014年度以前は30～40％台で推移していた円借款事業における本邦企業受注率（外貨建調達部分における比率）が2016年度以降は60％以上に向上した。

(4) SDGs達成に向けた貢献

- ベトナム「クアンチ省陸上風力発電事業」（5月に融資契約調印）は、機構がベトナムの風力発電事業にプロジェクトファイナンス方式により融資を行う初の事業であり、同国の再生可能エネルギー分野で日本企業及び地場企業をはじめとした民間主体の風力発電事業のモデルケースとして、後続案件形成の呼び水効果が期待される。本事業は10月に完工・運転開始し、SDGsのゴール7、13、17に貢献することが見込まれる。
- 協力準備調査（海外投融資）として採択した、ナイジェリア「MaaS事業普及による雇用創出エコシステム構築事業準備調査」は、若年層の生活水準を改善し、貧困を削減するための新たな雇用創出に寄与するものであり、SDGsのゴール1、4、8、11に貢献することが見込まれる。

(5) 事業上の課題及び対応方針

より質の高い事業の実施や機構事業後の企業による開発途上国の課題解決に貢献するビジネスの実現を促進することが課題であり、引き続き、機構の民間企業等との連携に係る制度改善及び人材育成を行うとともに、他の公的機関や金融機関とも連携することにより対応する。

中小企業の海外展開支援を通じて開発途上地域の課題解決に貢献するため、コロナ禍での感染症対策に資する案件を含め、提案型事業を着実に採択・実施した。また、企業による事業化率の向上や、契約業務等の顧客志向による迅速・簡素化、開発インパクトへの更なる貢献を目指し、2022年度からの導入を目指して中小企業・SDGsビジネス支援事業の制度改善を検討した。さらに、地域金融機関等との連携強化や国内機関への案件移管の実施により、企業のビジネスの実現性を高めるとともに地域活性化に一層資する支援に取り組んだ。

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
中小企業・SDGs ビジネス支援事業（中小企業型）を通じたパートナー数	99 法人・団体 ⁸⁹	131 法人・団体	118 法人・団体	143 法人・団体	92 法人・団体	46 法人・団体

(1) 中小企業等の技術の活用や事業化の促進

① 開発協力事業での活用、事業化が促進された事例

- **モロッコ「地方中核都市の国公立病院に対する医療廃棄物用無煙焼却炉の導入に関する普及・実証事業」**：中和機工(株)（東京都）は、黒煙を発生させない上、メンテナンスの簡易さや耐久性に優れた産業廃棄物用焼却炉の専門メーカーであり、本事業を通じてモロッコの国公立病院へ医療廃棄物用無煙焼却炉の導入を図った。また、コロナ禍で医療用焼却炉のニーズが世界的に高まる中、バングラデシュ・チッタゴン市には医療用廃棄物専門の焼却炉がなく不適正な処理による2次感染の恐れがあったことから、「南北ダッカ市及びチッタゴン市廃棄物管理能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じ、同社の無煙焼却炉の導入が決定した。さらに、日本政府とUNIDOの連携事業により、マダガスカル、セネガルに無煙焼却炉が納入されたほか、国連調達に参入し、マダガスカルへの追加納入が決定した。
- **キルギス「薬剤師継続教育及び国家試験開発事業普及・実証・ビジネス化事業」**：(株)薬ゼミ情報教育センター（東京都）は、日本国内の薬学生や現役薬剤師に対し、E-learningを含む研修用資材の作成、医療研修、模擬試験実施等の薬剤教育のノウハウを持つ企業であり、キルギスの現職薬剤師に対する継続教育等に係る普及・実証・ビジネス化事業を実施した。キルギスでは薬剤師の職能基準や国家試験がなく、薬剤師の質の担保が課題である。そのような状況の中、同社が自社の知見をいかして薬剤師のプロフェッショナルスタンダード（薬剤師として求められる職能基準）の開発を支援し、7月にキルギス保健省により国家承認された。また、これを基に同国の薬学教育基準が策定される見込みとなり、同社はキルギス保健省からの求めにより教育基準策定プロジェクトチームへの参画を通じ同基準策定の議論にも貢献した。
- **フィリピン「可搬型オールインワンタイプ浄水装置普及・実証事業」**：(株)イナダ（香川県）は2015～2016年度にかけて、上水道が未普及であり台風等の災害発生時における安全な飲料水の供給が課題となっていたフィリピンのネグロス・オキシデンタル州サガイ市に対し、浄水装置、発電、貯水タ

⁸⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

ンク等を内蔵したオールインワンタイプの可搬型の浄水装置を用いた普及・実証事業を実施した。12月に発生した台風22号の被災地において、本事業で導入した浄水装置及び本事業後に同社が同州カディス市に販売した装置が被災地における安全な飲料水の供給に活躍した。

② 課題発信セミナー、事後モニタリング

- **課題発信セミナー**：デジタル分野における連携案件等を促進するため、NEDO、NEXs Tokyo等のスタートアップ支援機関と連携したセミナーやイベントを開催した。8月にはNEDOと、9月にはNEXs Tokyoと共催でスタートアップ向けオンラインセミナーを実施した。また、東京都のスタートアップ支援事業との連携強化を意図し、NEXs Tokyoに続いて、11月に機構は「Innovation Base Tokyo」（東京都主催）のパートナー機関となり、「Innovation Base Tokyo」が運営するマッチングプラットフォーム（WEB）での情報発信やピッチ・マッチングイベントへの登壇を行った。
- **事後モニタリング**：中小企業・SDGsビジネス支援事業終了済み企業に対し、事後モニタリング調査を実施し、制度や案件監理・ビジネス実現化への改善に向けた教訓を取りまとめた。

(2) 開発協力に参画する中小企業等の裾野拡大に向けた制度改善

- **提案型制度設計**：提案型事業実施後の企業による事業化率の向上や、顧客志向による契約業務等の迅速・簡素化、開発インパクトへの更なる貢献を目指し、2022年度からの導入を目指す中小企業・SDGsビジネス支援事業の制度改善を検討し、関係者との協議を実施した。中小企業・SDGsビジネス支援事業に係るビジネス化助言アドバイザーによる、フォローアップ調査を12件実施するとともに、事業実施中・終了後の企業へのビジネス化実現促進へ向けた助言を69件行った。既存事業については、新型コロナによる影響を踏まえ、現地作業の国内作業への変更や、渡航再開に併せた計画の変更等について柔軟に対応した。2021年度第1回・第2回公示では、2020年度に引き続き渡航を前提としない遠隔実施型の募集を行い、応募総数275件中遠隔実施型の応募が51件、うち11件を採択した。また、新型コロナウイルス感染拡大下・終息後の開発途上国の社会に貢献する企業の提案を募集し、コロナ禍でさらに高まった開発途上国のデジタル化ニーズ等に資するDX関連の案件を合わせて11件採択した。また、外国人材受入れ・還流に資するビジネス分野を応募奨励し、9件採択した。
- **国内拠点への案件移管**：中小企業・SDGsビジネス支援事業について、案件形成から実施・フォローアップまで一気通貫の支援を行うことによる事業の質向上や、地域ネットワークを活用した機構事業の結節点としての役割強化のため、国内拠点への案件移管を実施した。2019年度に開始後、2020年度から2021年度にかけて段階的に移管を行い、2021年度は筑波、沖縄へ移管したことにより全国内拠点への案件移管が完了した。案件移管に係る対応として、国内拠点への追加人材配置、民間連携事業部でのOJTによる人材交流プログラムの実施、Teamsチームによる関係各部署の知見共有や議論の促進、管理職・総括定期会合、担当による月例連絡会の開催等を実施した。
- **適正な事業実施**：中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する不正防止策として、財務指標及び金融機関確認書に基づく審査及び契約時誓約書の取付を着実に実施した。また、公認会計士による経費実地検査を実施し、不正防止策等を強化した。新型コロナの影響による渡航制限・渡航再開等を適時企業に案内し、安全対策・感染対策に努めた。

(3) 他機関との連携強化及び優良企業の発掘・優良案件の形成

① 他機関との連携による中小企業等の海外進出支援

- **地域金融機関との連携**：中小企業・SDGsビジネス支援事業において、2020年度第2回公示より募集している「地域金融機関連携案件」について、2021年度第1回公示では26件の応募から14件を採択、2021年度第2回公示では20件の応募から8件を採択した。提案企業と地域金融機関が連携して海外展開を検討・調査することで、ビジネスの実現性を高め、地域活性化に資することを目指している。また、4月に連携促進のための業務連携・協力に関する覚書を締結した愛知銀行では、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に採択された事業に対して融資時の優遇金利を適用する商品（あいぎんSDGs・ESGローン）が開発された。
- **JETRO**：2018年度に締結した機構とJETRO連携覚書に基づき、年次会合や相互勉強会開催等を通じて、相互連携の取組を継続した。
- **（独）中小企業基盤整備機構（中小機構）**：2020年締結の業務連携に係る覚書を基に、定例会議を開催するなどして相互の強みをいかす形で中小企業の開発途上国展開を支援した。機構の「中小企業・SDGsビジネス支援事業」の採択企業が中小機構の「ハンズオン支援」を併用する「共同支援」の枠組みを2020年度第1回公示以後に導入しており、2021年度第1回・第2回公示では15件、累計で49の採択案件で中小機構ハンズオン支援併用の申し出があった。
- **その他支援機関**：4月に日本商工会議所と、日本企業の海外展開やビジネスチャンスの創出及びこれらを通じた開発途上国の課題解決と日本の地域活性化のため、両機関の連携促進を目的とする連携覚書を締結した。全国の商工会議所を通じて、加盟企業向けに「中小企業・SDGsビジネス支援事業」やセミナー情報等の広報に協力を得た。

② 自治体との連携

- 各種セミナーにおいて、自治体関係者に対し、機構の民間連携事業を活用した企業による開発途上地域の課題解決の取組や地方創生に寄与する事例を紹介した。また、自治体連携による案件を実施した。例えば、マレーシア「食品廃棄物の堆肥化及びリサイクルループの構築に係る普及・実証・ビジネス化事業」（㈱ウエルクリエイト、北九州市）は、草の根技術協力（提案団体：北九州市）から民間連携事業につながった案件であり、北九州市環境局が外部人材として本調査を支援した。

③ 優良企業の発掘や優良案件の形成

- **各種セミナー**：全国各地で中小企業海外展開支援セミナー等を116回実施し、6,855名の参加を得た。
- **情報発信の強化**：民間連携事業の認知度を高めることや、事業実施中及び実施済み企業による提案製品の国内外におけるビジネス機会創出につなげることを目的に、一連の広報施策を展開した。国内向け広報として、ウェブメディアである「AMP」とタイアップした海外展開ウェビナー（11月）、BSテレビ東京での特集番組放映（12月）、月刊事業構想との海外展開ウェビナー（1月）、地方紙（20紙）への広告掲載（2月）、海外向け広報として、スタートアップ調査と連携した海外インフルエンサーによる情報発信（1月）、グローバルメディア「Catch Asia!」を通じた各国での事業紹介放映（12月～2月）等を実施した。また、普及・実証・ビジネス化事業の提案法人である講談社との共催により、体内細胞を擬人化したコミック『はたらく細胞』の「新型コロナウイルス編」と「感染予防編」について、英語・ヒンディー語に翻訳したムービングコミックの制作・配信を支援し、インドにおいて企業連携により実施した衛生啓発のアッチー・アーダトキャンペーンに活用した。そのほかに、企業が海外展開ビジネスを成功させた優良事例、コロナ禍においても活動を進める企業の例などを積極的にウェブサイト、Facebookに掲載したほか、国際開発ジャーナル誌（3月号）でも広報・発信

した。

- **民間企業とコンサルタント等とのマッチング会**：9月に、3日間の中小企業・SDGsビジネス支援事業の活用に向けた企業向けセミナーとオンラインマッチング会を開催した。マッチング会には、154名が参加し、海外展開を目指す中小企業とその支援に当たるコンサルタントのマッチングを促進した。

(4) SGD達成に向けた貢献

- **「企業共創プラットフォーム」**：2020年度に開発途上地域でのSDGsビジネスを志向する企業と機構の情報共有の場として民間連携ウェブサイト「企業共創プラットフォーム」に改め運用しているが、更なる連携促進のため、開発途上国でのビジネスを志向する企業等と機構が実際に集い、情報発信や事業共創の場として活用することを目的として、竹橋オフィス内9階にオープンミーティングエリアを「企業共創プラットフォーム」として設置し、8月から運用開始した。企業との共創に係る活動促進の一環で、10月に同プラットフォームを活用したオンラインセミナーを開催した。

(5) 事業上の課題及び対応方針

中小企業・SDGsビジネス支援事業の更なる事業化率の向上や、開発インパクトの拡大が課題であり、顧客志向の制度となるよう引き続き改善を行う。また、新型コロナウイルスによる影響が継続する状況下で、渡航再開や現地活動の制約があるため、企業と対話しつつ柔軟な対応を継続する。

3-3. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

インフラシステム海外展開戦略2025等の政府の方針の実現に貢献すべく、引き続き、これまでのODAを通じたインフラ輸出に係る教訓をいかした取組を通じ、本邦企業による質の高いインフラ投資を一層推進すべく努力したい。その観点から、海外投融资の実施体制を強化し、他の政府関係機関や国際機関を含む関係機関等とも緊密に連携した上で、本邦企業が有するリソースを活用した途上国の課題解決への貢献に資する取組を実施することを期待する。その際、新型コロナの影響を踏まえた、効果的な取組に留意されたい。さらに、国内での本邦企業を対象とした海外展開支援セミナー等の実施、機構内の組織体制強化、中小企業・SDGsビジネス支援事業の広報や、開発ニーズと日本の中小企業等の製品・技術等とのマッチングの更なる強化に資する取組等に積極的に取り組むことを期待する。また、民間企業との連携を進めるに当たっては、有識者意見も踏まえ、人権DDに係る情報共有の強化や国内機関への適切な人材配置、過去の事業のトラッキング等にも留意されたい。

(2) 対応：

企業情報統合データベースの運用開始や機構内の関係者のネットワーキングや研修により、実施体制の強化に取り組んだ。第51回経協インフラ戦略会議に対して、インフラ輸出の成果・教訓等をインプットして戦略改訂に貢献し、また同戦略の下、技術協力と資金協力を有機的に連携させ、本邦技術の活用を予定するフィリピンの地下鉄案件等を推進した。インフラ輸出については、コロナ禍により一部の国・案件で生じた工事の中断や感染対策の実施等につき、在外公館とも連携して受注企業との間の契約に基づく適切な対応を相手国政府に働きかけた結果、多少の遅延は生じつつも必要な感染対策を取りながらおおむね従前どおりに事業が進捗している。海外展開支援セミナー・広報等について、制度活用企業による優良事例紹介等により積極的に展開を行うとともに、開発ニ

ーズと日本の中小企業等の製品・技術等とのマッチングの更なる強化に向けて、ニーズマッチング調査・国内機関による国内リソース調査等により実施した。機構内の組織体制強化に向けた各種内部研修の実施や、人権DDに係る情報共有の強化や国内機関への人材配置については適切に対応した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

＜評価と根拠＞ 評価：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果をあげていることに加え、年度計画に照らして質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、①大企業の持つ先進技術を活用した SDGs ビジネス支援事業始動、②日本企業の技術・製品を通じたブラジルのエネルギー・環境保全の課題解決への貢献、③インフラシステム輸出に資する発信（経協インフラ戦略会議）、④既往事業における日本企業の受注促進、⑤本邦中小企業が提案したプログラミング教材のケニア初等教育公式教材認定、⑥本邦プレキャストコンクリート製品のインド国内外への普及促進、⑦地域金融機関との連携において特筆すべき成果をあげた。

ア 民間企業等

- ◎ **大企業の持つ先進技術を活用した SDGs ビジネス支援事業始動【②】**：民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上地域の課題を機構が総合的に分析の上、提示・募集し、それら課題の解決に向けて、伊藤忠商事㈱（スリランカにおける太陽光発電）、キヤノンメディカルシステムズ㈱（ガボンにおける感染症の早期特定）等の大企業の持つ先進技術やノウハウを活用する新たな取組が始動。
- ◎ **日本企業の技術・製品、ブラジル国のエネルギー・環境保全の課題解決に貢献【②】**：ブラジル「環境配慮型省エネ空調機普及促進事業」では、ダイキン工業㈱が有する空調技術を活用した実測試験データに基づき、省エネと温室効果ガスの抑制に係る政策提言やブラジル政府への働きかけを行った。その結果、同国の空調機向け省エネ基準が改正され、同社製品に限らず環境に優しい空調機が普及・促進され、同国のエネルギーや環境保全の課題解決に貢献。
- ◎ **海外投融資事業、過去最大の承認規模達成【③】**：2020 年度の承認 10 件を含み、2011 年度以降の制度再開以降、過去最大の承認規模（累計で 47 件）の海外投融資事業を承諾。コロナ禍における中小零細事業者、低所得者、女性といった外的ショックに脆弱な層が抱える差し迫った資金需要に応えていくことを目指し、全世界向け「COVID-19 新興国中小零細企業支援ファンド」、メキシコ向け「女性事業者等向けマイクロファイナンス事業」、エジプト向け「中小零細企業支援事業」等を実施。また、地域は、当該国で初となる事業（モロッコ、エジプト、ザンビア、マラウイ）を含み、セクターともに分散を伴う多様性のある出融資ポートフォリオの構築を実現。
- ◎ **インフラシステム輸出に資する発信（経協インフラ戦略会議）【①②】**：機構は、外務省とも密に情報共有の上で、適切な新戦略が策定されるよう、積極的に協力した。結果として新戦略は、「輸出拡大を通じた日本の経済成長の実現」という単独目的から、「展開国の社会課題解決・SDGs 達成への貢献」、「FOIP の実現」も含む 3 本の柱建てに変更され、これまでの ODA を通じたインフラ輸出に係る教訓をいかした戦略の策定に貢献。
- ◎ **既往事業における本邦企業の受注促進【②⑤】**：これまで日本の技術を活用した案件形成の推進及び調達プロセスにおける技術仕様の精緻な確認を進めた結果、既往案件において、日本の技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）適用案件以外も含めて多くの日

本企業の受注が実現。こうしたインフラ輸出の取組強化の結果、2014 年度以前は 30%～ 40% 台で推移していた日本企業受注率が 2016 年度以降は 60%以上に向上。

- 企業との連携情報を機構内で共有する体制を整備すべく企業情報統合データベースの設計等を推進。
- ウィズコロナ、ポストコロナにおいて、開発途上地域の社会に貢献しうる日本企業の有用な技術・製品について企業からの提案を募集。計 40 件の提案について ODA 事業への活用可能性を調査。

イ 中小企業等

- ◎ **日本の中小企業提案プログラミング教材・ケニア初等教育公式教材認定【④⑤】**：ケニアではプログラミングの授業が小学校 4 年生から必修科目となったものの、カリキュラムやデジタル教材の不足という課題に貢献すべく、キャスタリア㈱（長野県）自社製品のデジタル教育ツールを、現地の教育省傘下の機関であるケニア・カリキュラム開発機構に提案した。その結果、プログラミング教材が小学校 4 年生向けの公式教材として認定。
- ◎ **日本の製品プレキャストコンクリート・インド等への普及促進【④⑤】**：インドでは排水インフラの未整備による雨季・豪雨時の道路冠水が課題となるなか、国内中小企業 4 社合同で、国内高品質プレキャストコンクリート型枠を使用して製造した製品及びその生産技術の普及可能性を調査した。その結果を踏まえ、4 社のうち 3 社はインドへの進出、うち 2 社は合弁現地法人の工場竣工を果たし、インド全土及びバングラデシュからの受注に対応。
- ◎ **地域金融機関と協働した企業の海外展開支援強化【②】**：中小企業・SDGs ビジネス支援事業終了済み企業に対する事後モニタリング調査の結果等を踏まえ、地域経済の核である地域金融機関と協働した企業の海外展開支援の強化を図るべく、中小企業・SDGs ビジネス支援事業において、「地域金融機関連携案件」の募集を開始。
- 開発途上地域の課題・ニーズと民間企業の製品・技術を通じたビジネスマッチング、ポストコロナの新たな問題意識や機構の取組紹介、「DX」や「外国人材受入・還流」の応募促進等を図るため、「課題発信セミナー」や「国際協力×DX」ネットワーキングイベント、日本経済団体連合会共催「Society 5.0 for SDGs 国際展開のためのデジタル共創セミナー」を開催し、参加者からの高い評価を博した（計 1,940 人参加）。
- 中小企業・SDGs ビジネス支援事業採択済みの企業を対象に、海外ビジネス実現セミナーを開催（計125 人参加）。
- 中小企業・SDGs ビジネス支援事業に係るアドバイザーを配置し、ビジネス化実現促進に向けた助言を実施。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、海外渡航を前提とせず実施可能な「遠隔実施型」での提案を可能とする制度設計を行い、案件採択から契約締結までの迅速化に向けた措置を導入。
- 契約時に提案法人代表者が自署するコンプライアンスに係る誓約書の導入、会計士への委託による経費実地検査の開始、継続与信調査のための財務状況確認、中小企業・SDGs ビジネス支援事業執務要領の改定等、不正防止策等を強化。
- JETRO-JICA 連携覚書に基づき、JETRO と連携強化に向けた意見交換や合同勉強会を実施。また、TICAD7 の機会に JETRO 及び国連開発計画（UNDP）と締結した覚書に基づき、具体的な連携を促進。
- 機構と中小機構が有するノウハウやネットワークを有効活用し、中小企業の海外展開支援強化を目的として、（独）中小企業基盤整備機構（中小機構）と業務連携に係る覚書を締結し、具体的な連携を促進。
- 全国各地で中小企業海外展開支援セミナーを 67 回実施、1,788 社、3,951 人が参加。
- 中小企業・SDGs ビジネス支援事業の活用に向けた企業向けセミナーとオンラインマッチング会を 2 回開催。セミナー参加者及びマッチング会（面談）は、1 回目は延べ 147 人、109 件、

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

（定量的実績）

【指標 6-5】「開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数」が目標値（1,200 人）を上回る 1,201 人となり、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。

（定性的実績）

1. 民間企業等（【指標 6-2】「我が国政府の政策・戦略策定プロセスへの情報提供・提言や我が国の民間企業のニーズ等を踏まえた制度改善、及びインフラ輸出にもつながる事業の形成・実施状況」）

年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・コロナ禍を踏まえた保健医療体制の強化への対応として、ブラジル「保健医療セクター支援事業」、アフリカ地域向け「COVID-19 対応支援事業」、脱炭素や DX、スタートアップ支援といった先進かつ重要課題へ対応する事業を実施した。初の海外投融資供与となったイラク、ジョージア、コロンビアを含み、地域部・分野ともに分散を伴う多様性のある出融資ポートフォリオ構築を実現するとともに、過去最大規模の 13 件の海外投融資事業の承諾は評価できる。
- ・企業情報統合データベースの運用開始を通じ、機構内での企業連携情報の共有の円滑化を促進し、民間企業との一層の連携促進体制の整備に貢献している。
- ・本邦技術を活用した案件形成の推進等を通じ、2014 年度以前は 30～40%台で推移していた円借款事業における本邦企業受注率（外貨建調達部分における比率）が 2016 年度以降継続的に 60%以上を確保できていることは評価できる。

2. 中小企業等（【指標 6-4】「政府関係機関や経済団体、地方自治体等の関係機関との連携強化等を通じた開発協力へ参画する企業の裾野拡大のための取組状況」）

年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・コロナ禍で医療用焼却炉のニーズが世界的に高まる中、中和機工機（東京都）が製造する医療廃棄物用無煙焼却炉が、普及・実証事業を通じ、モロッコの国公立病院に導入された他、バングラデシュでも導入が決定された。また、日本政府と UNIDO の連携事業により、マダガスカル、セネガルに同焼却炉が納入、国連調達によりマダガスカルへの追加納入が決定するなど、複数国への展開につながっている点は評価できる。
- ・（株）薬ゼミ情報教育センター（東京都）が、キルギスにおいて、薬剤師のプロフェッショナルスタンダード（薬剤師の職能基準）の開発を支援し、2021 年 7 月にキルギス保健省により国家承認されたことに加え、キルギス保健省からの求めにより、同社が教育基準策定プロジェクトチームに参画し、薬学教育基準策定の議論にも貢献したことは評価できる。
- ・（株）イナダ（香川県）がフィリピンにおいて 2015～2016 年度にかけて普及・実証事業により導入した浄水装置等が、2021 年 12 月に発生した台風 22 号の被災地で安全な飲料水の供給に活躍したことは過去に実施した普及・実証事業の効果が発現しており、評価できる。
- ・「地域金融機関連携案件」として、2021 年度 22 件を採択。また、愛知銀行が、同事業の採択事業に融資時の優遇金利を適用する商品（あいぎん SDGs・ESG ローン）を開発するなど、地域金融機関との連携強化が促進されていることは評価できる。

（結論）

以上により、定量指標が 120%以上に至っていないものの、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したほか特筆すべき定性的な成果が多数見られることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

具体的には、コロナ禍を踏まえた保健医療体制の強化、脱炭素や DX、スタートアップ支援といった先進かつ重要課題へ対応及び、多様性のある出融資ポートフォリオ構築を実現し、過去最大規模の 13 件の海外投融資事業の承諾は評価できる。また、2016 年度以降継続的に円借款事業における本邦企業受注率 60%以上を確保している。その他、中小企業等の事業が複数国への展開・過去に実施した事業の効果発現など、民間企業の連携が促進されている。また、新たな取組として地域金融機関との連携強化する「地域金融機関連携案件」の促進は評価できる。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞（実績に対する課題及び改善方策など）

これまでの ODA を通じたインフラ輸出に係る教訓を活かした取組を通じ、本邦企業による質の高いインフラ投資を引き続き推進ありたい。その観点から、海外投融資のニーズは大きく、更なる実施体制の強化など、新型コロナの影響を踏まえた効果的な取組・事業促進に向けた工夫などを期待する。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

- ・世界的に途上国を含めたサプライチェーン上の「ビジネスと人権」の取組が強化されている。日常的な取り組みの余力がない中小企業等に対して、積極的な事前予防と対処を含む継続的プロセスである「人権デューディリジェンス」を経営の中に取り入れるべく指導すべきである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 7	多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/令和元年度開発協力の重点
当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和 3 年度行政事業レビューシート：番号未定（無償資金協力、独立行政法人国際協力機構運営交付金）

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
ボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数	6,000 件 ⁹⁰ (2017-2021)	1,200 件	1,502 件	1,913 件	2,117 件	4,018 件	4,273 件
② 主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額（百万円）			27,247	25,369	25,529	24,888	22,267
決算額（百万円）			26,483	25,329	24,789	14,095	14,171
経常費用（百万円）			26,197	25,063	24,182	13,943	12,983
経常利益（百万円）			△ 1,849	△ 363	△ 184	△ 254	3,065
行政サービスコスト（百万円）			26,192	25,017	24,182	13,943	12,893
従事人員数			121	121	117	126	126

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)、中期計画：1. (2) 年度計画 1. (7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大 ア ボランティア ● 国民の参加及び開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資する事業を実施する。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020年に全てのJICA海外協力隊員が帰国し、開発途上地域における活動中断を余儀なくされたことを踏まえ、状況が改善され次第、事業の本格的な再開に向けて取り組む。 ● 事業の再開にあたっては、コロナ禍で隊員が安全かつ健康に活動するための態勢を整備するとともに、適切かつ柔軟な派遣前の訓練形態及び内容を検討し、導入する。また、ICTを活用した募集・選考の運用定着や隊員活動への支援態勢を整える。 ● 国民の開発協力への理解と支持を促進するためにも、国内外での事業成果の発信に加え、地方

⁹⁰ 民間連携と同等の水準として設定する。

自治体、大学、民間企業等と連携した多様な形態による参加を促進する。具体的には、現職教員の派遣に向け、現職教員特別参加制度の新たな運用を地方自治体と協働して進めるとともに、大学との連携事業を推進する。また、民間企業との連携派遣制度に加えて、派遣中及び帰国隊員と民間企業の接点を増やす取組を進める。

- 外国人材受入支援及び多文化共生の推進に向けて、帰国JICA海外協力隊員の社会還元を推進する。具体的には、OV会等関係者・団体との連携を強化し、人財バンク及び人材ニーズとのマッチングの実施等、人材情報の整備と活用を行う。また、自治体等との連携（海外協力隊経験者の紹介事業等）を通じ、国内における帰国隊員の活躍の場を広げるとともに、積極的な情報発信を行う。

イ 地方自治体

- 地方自治体が有する知見、技術等を活用した支援に取り組む。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し、自治体連携事業の優良事例を蓄積・発信するとともに、自治体間で事例や経験を共有する機会を提供する。
- 特に、自治体が推進する地域の国際化や海外展開、開発協力活動を後押しすることで、国内外のSDGsの推進にも貢献する。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、オンライン等を活用した遠隔での事業実施を含めた柔軟な協力方法を検討する。
- 外国人材受入支援及び多文化共生の推進に向けて、国際協力推進員（外国人材・多文化共生）の配置を含む協力・連携、及び各種調査を通じた情報収集・分析に取り組む。

ウ NGO/市民社会組織（CSO）

- NGO/CSOの有する知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、開発途上地域のニーズに沿った事業を実施する。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指してNGO/CSOとの対話を強化し、草の根技術協力事業等への新規応募・実施に至るまでの活動を促進するための適切なコンサルテーションを行う。
- 特に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、オンライン等を活用した遠隔での事業実施を含めた柔軟な協力方法を検討する。あわせて、各国のコロナ禍で被害が深刻な脆弱層への支援事業の形成にNGO/CSOとともに取り組む。
- コロナ禍においても、各NGO/CSOが有する強み等をより効果的に事業にいかせるよう事業の形成・コンサルテーションを行うとともに、事業の広報を積極的に実施する。加えて、NGO等活動支援事業等を通じたNGO/CSOの能力向上に取り組む。
- 外国人材受入れ支援及び多文化共生の推進に向けて、責任ある外国人労働者受入れプラットフォームの運営を含む協力・連携、及び各種調査を通じた情報収集・分析に取り組む。

エ 大学・研究機関

- JICA開発大学院連携の順調な進展の基盤をもとに更なる拡大を目指し、以下に取り組む。
- 開発途上地域の将来の発展を担う人材に対して、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供するべく、協力大学との連携を更に強化する。特に、放送大学との連携により、日本の近現代の発展と開発の歴史についての講義をオンデマンド方式の導入により、全ての研修員等に対して提供するとともに、放送大学の番組ラインナップの充実につなげる。さらに日本の近現代の発展と開発の歴史に係る講義を集中講義形式で実施する機会も増加させ、研修員等の学びの機会を増大させる。
- コロナ禍における人の国際的な移動の制限はあるものの、政府との調整を行いJICA留学生の来日を実現させ、上記の学びの機会を確保する。
- 帰国後に日本での学びを母国の発展に効果的に役立ててもらうとともに、知日派のリーダーと

して活躍することを目指し、キャリア形成の段階に応じた教育プログラムの提供等により、帰国留学生との関係の維持・発展に引き続き取り組む。

- 加えて、JICA開発大学院連携の成果を定着・発展させ、親日派・知日派リーダーを育成するために国内のみならず海外においても更なる拡大を目指しJICA日本研究講座設立支援事業を展開し、日本の近現代の発展と開発の歴史についての各種コンテンツの内外における活用を促進する。
- 大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した支援、担い手の裾野拡大に取り組む。また、地球規模課題の解決に資する事業をオンラインでのコミュニケーションを含めつつ実施するとともに、他の組織の事業も含む事業成果の活用を促進する。

オ 開発教育、理解促進等

- 児童・生徒の国際理解を促進するため、コロナ禍による影響を十分に考慮して、開発教育支援事業を実施する。また、文部科学省、教育委員会等の教育機関等と連携して、開発教育の裾野を拡大する取組を継続的に行う。
- 特に、教員向け研修プログラムにおいて、新学習指導要領の導入やSDGsに言及し広報を行う。
- 外国人材受入れ支援及び多文化共生の推進に向けて、外国ルーツの児童・生徒の増加等も考慮した効果的な取組を行う。
- 地球ひろばを含めた国内拠点での活動を通じ、国民の開発課題・国際協力への理解を促進する。特に、JICA地球ひろばを中心にオンライン化やデジタル化による新たな取組を推進する。また、東京オリンピック・パラリンピックやSDGsの広まりを踏まえ、これらを入口とするイベント等の効果的な取組を通じて機構の各種事業を積極的に紹介するとともに、教員等の関係者や開発教育の関係機関との連携を通じて地球ひろばの展示の学校教育現場での活用推進に継続的に取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. ①参照）

- 課題解決に資するボランティア事業の実施、ボランティア経験の我が国国内での発信及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況
- 地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施、それら経験の我が国国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況
- 児童・生徒の世界や国際的課題等への関心向上に資する、教育関係機関等との連携も通じた開発教育の取組、及び開発課題や開発協力の市民への理解の促進状況

3-2. 業務実績

No.7-1 ボランティア

コロナ禍による様々な制約の下、現地受入態勢を万全に整え、JICA海外協力隊員の渡航を再開した。渡航再開に当たり、柔軟な運用を実施し、並行してICTを活用した活動への支援体制を整備した。また、JICA海外協力隊員経験者が国内で活躍する姿に焦点を当てた広報を行い、一般公募による新規募集でコロナ前と同程度の応募者を確保した。さらに、スポーツと開発やSDGsの達成に向けた貢献を促進するとともに、日本国内の地方の課題にも取り組む新たな派遣前訓練の実施、無料職業紹介及び社会還元促進費の導入等、新たな施策を展開した。

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
ボランティア派遣人数 (人)	1,499人 ⁹¹	1,463 人	1,227 人	1,146 人	10人 ⁹²	344人 ⁹³
ボランティア活動における達成度アンケート結果	63.3% ⁹⁴	50%	52.4%	52.9%	32.6% ⁹⁵	11.4% ⁹⁶
機構ボランティアウェブサイト の訪問者数	165万人 ⁹⁷	232 万人	302 万人	300 万人	148万人 ⁹⁸	192万人

(1) 開発課題に沿ったボランティア事業の実施

- **JICA海外協力隊員の渡航再開**：コロナ禍による様々な制約の下、JICA海外協力隊員の渡航を再開し39か国に344名のJICA海外協力隊員の新規派遣を実現した。コロナ禍において機構として保健医療・衛生分野への支援を強化する方針を踏まえ、派遣されるJICA海外協力隊員には新型コロナの感染防止対策と感染防止に向けた各種啓発手法に係る研修を実施した。その結果、JICA海外協力隊員は感染対策を取り入れた現地活動に意欲的に取り組み、感染症予防啓発の手洗いダンス動画制作やSNSでの発信、手洗い啓発イベントへの参加・協力等それぞれの活動で創意工夫を行った。

JICA海外協力隊員の渡航再開に当たっては、感染防止対策に係る研修実施に加え、通勤経路や配属先での新型コロナ感染症対策実施状況の確認を通じて安全かつ健康に生活・活動できることを確認するとともに、新型コロナ感染時の病院選定や緊急搬送手段を確認する等、派遣国での受入態勢を万全に整えたことで、感染による重大な事案は発生していない。

派遣前訓練を再開し、256名を対象に感染症対策を徹底した形で訓練を実施した。具体的には、訓練期間の短縮（通常約70日間のところ、2021年度は60日間）、14日間の入所前の健康観察を兼ねたりモート型訓練の導入、アクリル板の設置や除菌の徹底等の対策を徹底し、安全かつ健康に配慮した訓練の運営により、これまで1例の感染も発生しなかった。

- 一般公募を再開した新規募集・選考では、募集説明会や選考時面接の全面的なオンライン化等、ICTを活用した運用強化を行った結果、2021年春募集においてコロナ禍前と同程度の応募者数を確保した。また、開発課題に関する技術支援体制の見直しとして、派遣前のJICA海外協力隊員に対する課題別訓練のオンデマンド化（動画約50本を2021年度内に完成/活用開始）や、SNSを活用した課題別

⁹¹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

⁹² 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年3月から派遣中全JICA海外協力隊員の一斉帰国を余儀なくされたもの。2020年11月以降、諸条件が整った国への渡航再開に取り組んだ結果、再派遣者66名に加え、10名の新規派遣を実施した。

⁹³ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、派遣人数が限定的になったが、国内待機となったJICA海外協力隊員による種々の協力活動が国内で展開された。

⁹⁴ 2015年度実績（JICA海外協力隊員本人による「満足度」評価の最上位の平均値）

⁹⁵ 派遣中全JICA海外協力隊員の一斉帰国に伴い、当初予定していた活動計画の遂行が困難となり、達成度アンケートの数値が例年を下回った。

⁹⁶ 新型コロナウイルス感染拡大による影響で派遣が叶わず任期を終了したJICA海外協力隊員が複数いたこと、また派遣された場合にもコロナ禍の影響（ロックダウン等）により当初予定していた活動計画の遂行が困難となったことから、達成度アンケートの数値が低下した。

⁹⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

⁹⁸ 感染拡大の影響で春秋の募集を中止したことから、ウェブサイトの訪問者数も減じたものの、帰国後に国内待機となったJICA海外協力隊員による種々の協力活動は多くのメディアで採用され注目を浴びた。

グループの組成（15分野）を進め、国横断的なセミナーや勉強会を実施する等、派遣前及び派遣中のJICA海外協力隊員支援体制を強化した。

(2) 国内における多様な担い手との連携

- 2021年春募集で新たに導入した現職教員派遣委託費の運用により、コロナ禍による派遣見通しの不透明感にもかかわらず、2019年春募集比で約70%増加となる24の教育委員会から現職教員の推薦があり、最終的に33名を合格とした。
- 熊本県立大学と協力し、在学中のボランティア事業参加を前提とした大学院修士課程の特別枠を開設した。また、国際大学との連携で協力隊参加者を対象とする「国際社会起業家プログラム（ISEP）」（修士コース）を開始し、協力隊参加者のキャリアアップの機会拡大に取り組んだ。
- 連携派遣に努め、2021年度中に民間連携3名（うち2名は派遣前訓練に参加済み）、大学連携12名、自治体連携1名の派遣を実施した。帰国JICA海外協力隊員が自治体及び民間企業と接点を持つ交流会を定期的に開催し、延べ4回に37団体・企業、34名の帰国JICA海外協力隊員が参加した。

(3) 国民の一層の理解と支援の醸成及び参加促進に向けた広報と施策

- **経験者向け奨学金制度の新設**：JICA海外協力隊経験者向け奨学金制度の導入：国際協力人材の育成及びJICA海外協力隊員による社会還元を目的に奨学金制度を新たに導入し、応募者41名の中、11名が対象となった。2021年度の実施状況を踏まえて運用を整え、2022年度以降も10名程度の採用枠を設ける検討を進めた。
- 2021年春募集では、コロナ禍で要請数が通常募集期の半数以下、さらに対面型の説明会が開催できないという制約の中、オンライン説明会の開催等により、過去5回の募集期と同水準の1,359名の応募者を確保した。他方、派遣できる国・要請が依然として限定されるため、秋募集は中止とした。
- 日本国内で活躍するJICA海外協力隊員経験者に焦点を当て、海外生活で培われた力が国内の社会課題の解決のために発揮されていることを国民に広く知ってもらうべく、事業理解促進を目的とした広報番組やCMの放映、新聞・雑誌記事の掲載等を実施した。
- コロナ禍の急な状況変化による渡航見合せや派遣手続の長期化により、派遣延期となるJICA海外協力隊員への対応として、派遣前訓練終了後120日間を上限とした待機期間の設定に加え、180日間上限の特別派遣前訓練への参加や、一旦派遣合意書を解除し任国への再派遣や任国以外への振替派遣の機会を待つ特別登録といった選択肢を希望者に提供するなど、柔軟な運用を実施した。

(4) スポーツと開発への貢献

- **支援選手の出場**：東京オリンピック・パラリンピックへのJICA海外協力隊員指導選手の出場：JICA海外協力隊員が指導した選手がオリンピックで16名と1チーム（関連JICA海外協力隊員は17名）、パラリンピックで5名（関連JICA海外協力隊員は3名）出場した。また、選手来日後の練習支援や通訳での同行など、大会ボランティアも含め多くのJICA海外協力隊員経験者が様々な形で東京大会に携わった。出場選手をサポートしたJICA海外協力隊員の活躍に関するSNS記事を合計20本（日本語13本、英語7本）投稿し、彼らが指導した出場選手に関するプレスリリースとニュースリリースをメディア向けに情報発信した。
- **ホストタウンの取組支援**：ホストタウンの取組では、JICA海外協力隊員経験者（OV）の活用を促進し、OVを中心とした国際開発教育を推進、ホストタウン招致国の選手と交流し、異文化理解、

国際交流、地域活性化を促進させた。そのほか、JICA海外協力隊員経験者がホストタウンとなった自治体の職員として働く事例も複数確認され、様々な形で自治体の国際化や一般市民の国際協力への理解促進に貢献した。

(5) 国内の課題に貢献する事業展開

- **地方創生に貢献する派遣前訓練の導入**：社会還元の促進：地方創生に貢献する特別派遣前訓練の導入：日本国内各地のOV会や協力隊を育てる会等の関連団体と協働し、2020年度訓練予定だった合格者と2021年度の訓練後派遣延期者の累計106名を対象に、全国31か所における地方創生の現場で特別派遣前訓練を実施した。特別派遣前訓練ではJICA海外協力隊員活動に向けた能力強化を行いながら、国内の社会課題に対する理解促進と課題解決実践の機会を提供し、社会還元への意識づけを行った。
- **グローバルプログラムの新設**：海外協力隊合格者のうち希望する人を対象に、派遣前訓練の一環として自治体等が実施する地方創生活動に参加する機会を提供する「グローバルプログラム」を2021年度に新設し、開始した（2022年1月）。合格者は町おこしイベントの企画運営（島根県海士町）、被災者仮設住宅での支援（熊本県人吉市）、農家支援（岩手県陸前高田市）等の活動を実施した。
- 帰国JICA海外協力隊員のボランティア経験の社会還元を促進するために、2020年12月より無料職業紹介を開始した。地方自治体からの地方創生や多文化共生関係の求人を取り扱い、2021年度求人数が160件、求職者数が49人、うち成約件数は4件となった。

(6) SDGs達成に向けた貢献

幅広い分野での事業実施を通じ、あらゆる分野のSDGs達成に向けて貢献した。特にコロナ禍では、SDGsゴール3（すべての人に健康と福祉を）やSDGsゴール6（安全な水とトイレを世界中に）に関し、12か国で各国の言語や状況に合わせた手洗い啓発活動動画を作成し、FacebookやYouTubeで紹介した（カンボジアでの啓発活動動画はFacebookで19,800回以上再生）。また、各協力隊配属先に対し、啓発ポスターの掲示や、マスク・石鹸等の供与を行っている。

(7) 事業上の課題及び対応方針

コロナ禍に伴い2020年4月に全てのJICA海外協力隊員が帰国し、開発途上国における活動の中断を余儀なくされた事業について、2021年度は本格的な再開に努めてきた。再度の赴任を希望する特別登録者に加え、既に合格して派遣に至っていない者の多くが早期の赴任を希望している。2021年秋の一般公募は延期して、かかる対象者に限定して募集を行って対応したが、当面は、ワクチン接種を終えたJICA海外協力隊員を受入条件が整った相手国に十分に注意して派遣することで、派遣数を増やしていく。

No.7-2 地方自治体

コロナ禍で現地渡航への制約がある中、開発途上国の脆弱層支援につながるよう、オンライン研修等を行いつつ、地方自治体の特性やノウハウをいかした事業を実施した。また、外国人材受入支援の取組を強化し、自治体との共同セミナーや調査、国際協力推進員（外国人材・多文化共生）の配置を強化し

た。自治体に出向する機構職員や国際協力推進員、地域連携アドバイザー、特別嘱託（国内貢献型）等が自治体等との連携を強化し、災害復興や国際協力人材の育成等を通じ地域課題の解決を図った。

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
草の根技術協力事業によるパートナー数 (No7-3、7-4 含む)	45 法人・団体 ⁹⁹	40 法人・団体	60 法人・団体	60 法人・団体	48 法人・団体	30 法人・団体
アクター別の草の根技術協力事業の実績 (地方自治体) 相談件数 / 応募件数	相談：160 件 ¹⁰⁰ 応募：20 件 ¹⁰¹	相談：295 件 応募：24 件	相談：326 件 応募：41 件	相談：318 件 応募：32 件	相談：380 件 応募：21 件	相談：278件 応募：7 件
活動報告等の発信回数 (No7-3、7-4 含む)	- ¹⁰²	392 回	395 回	351 回	136 回	485 回

(1) 自治体が有する知見、技術等を活用した事業の展開及び地域活性化への貢献

- 離島地域向け遠隔医療技術を応用した分娩における安全性向上への貢献（香川・タイ）：産官学連携での香川大学発ベンチャー企業のメロディ・インターナショナル(株)及びNPO法人・E-HCIK（イーシーク）が共同で展開する、香川県の離島地域を対象とした遠隔医療技術（安全な出産）を活用した草の根技術協力をタイで2年間実施し、タイ北部の遠隔地域の分娩の安全性向上に貢献したほか、収集データによるタイ国内の製品の改善にも活用された。また、遠隔地域医療の困難を抱えるブータンの新規事業につながる等、周辺国にも波及した。
- 地方自治体の特性やノウハウを活用した技術協力として、北海道滝川市のモンゴルへの寒冷地農業技術支援、島根県でのブラジルへの環境学習・環境研修の実施、横浜市の水道事業実施、高知県の地域防災支援等が行われた。
- 北九州市とカンボジアの連携事業では、プノンペンでの水質の大幅な改善、無収水率の半減という成功事例を地方都市にも普及・展開し、カンボジア国内8都市の水道事業における黒字化等にも貢献した。技術協力事業への参画を通して得られたネットワークをいかし、北九州市海外水ビジネス推進協議会（2010年設立、約140社が加盟）が2021年にカンボジア水道協会と連携協定を締結した。自治体の支援による顕著な開発効果の発現に加え、地元企業への裨益につながった。
- 横浜市では、ベトナムでの下水道事業がオンライン等を活用し進められ、横浜市水ビジネス協議会企業等の地域の民間企業との連携のなかで、遠隔研修等が実施された（2021年度）。
- PALM会議開催等をきっかけに大洋州諸国との連携を重視する三重県がパラオで行う草の根技術協力では、オンラインによる住民集会の開催や、現地スタッフとの連携によりごみ排出量削減に取り組み、事業開始前と比較しプロジェクト対象地域で3割程度のごみ削減につながった。

⁹⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、180 法人・団体

¹⁰⁰ 2015 年度実績

¹⁰¹ 2013-2015 実績平均（実績は 60 件）

¹⁰² 新たに統計を取る取組のため基準値なし

- オンライン及びハイブリッド型での草の根技術協力事業（地域活性型）の提案団体に対し、提案事業に関するコンサルテーション等を進めた。その結果、2021年度に行った草の根技術協力事業の募集では69件の応募があり、31件の案件を採択した。特に、コロナ禍での脆弱層へ裨益する支援（保健、教育、農業分野）や現地住民の生計向上につながる案件が採択された。
- 草の根技術協力事業では、コロナ禍で現地渡航の人数が限られる中、オンラインでの指導等を活用して事業が続けられた。島根県の関連団体「しまね国際センター」では2期7年にわたり実施してきたブラジルでの環境教育への支援を通じて、環境学習のためのカリキュラム作成や環境プログラムの開発、環境教育センターの教育コンテンツ整備を継続し、同国でも高い評価を受けた。
- 草の根技術協力事業において「日本・途上国人材還流の取組」として、開発途上国・日本間の人材還流を促進し、両国の地域社会や産業（農業、漁業、工業）及び保健医療・介護関連の人材育成を通じて開発途上国の産業・経済の発展を目指す取組に係る案件を拡充し、2021年度は4件採択した。

(2) 地方自治体との連携強化を通じた地域活性化への貢献

- **熊本県との包括連携協定に基づく取組推進**：熊本県と機構の包括連携協定に基づき熊本県庁国際政策相談役と熊本県立大学国際教育センター兼務で出向する機構職員が、国際協力人材の活用や開発協力経験をいかした熊本県の国際政策支援等を実施した。豪雨被害に遭った被災地の復旧・復興のための官民連携ボランティア派遣や、国際協力推進員を派遣した復興支援の枠組みづくり、国際協力人材を活用した地域おこしの支援が進められた。また、熊本県球磨地域振興局と覚書を締結し、官民一体の復興・地域活性化のための仕組みづくりのための「ひごラボ」を立ち上げた。このほか、熊本県立大学・熊本県教育委員会ともに、熊本県内の高校へのSDGs/国際理解教育を海外協力隊関係者等の協力も得て開始した。熊本県での一連の取組は地元新聞や全国紙の地方版等でも取り上げられた。そのほか、熊本県のマスコットキャラクター「くまもん」が、インドの手洗い運動を支援する等の海外でのSDGs達成に向けた取組への貢献も進められた。
- 機構は岩手県陸前高田市（2名）、茨城県、埼玉県横瀬町、千葉県、横浜市、島根県海士町、熊本県に機構職員を出向させ、開発途上地域での協力事業や研修事業、ボランティア事業等との連携等により、当該地方自治体の課題解決・活性化に取り組んだ。2021年度は新たに、北海道、岩手県釜石市、茨城県古河市、群馬県と連携協定を締結し、合計17の自治体と連携を進め、各地方自治体の国際協力や草の根技術協力実施の支援、国際協力人材の育成等に貢献した。
- 岩手県陸前高田市に出向する機構職員2名は、課題別研修で開発途上国の行政官の研修を行う等、復興最前線の同市の復興後の街づくりや地域おこしに国際協力を通じて貢献した。
- 群馬県との包括連携協定を締結し、多文化共生や地域連携、民間連携事業等を進めることを合意した。また、JR高崎駅内に機構東京センター高崎分室を開設し、高崎市との共同セミナーの実施等を進めた。
- 全国の各都道府県の国際交流協会等に合計64名の国際協力推進員を配置し、自治体が実施する国際協力事業をともに推進しているほか、JICA中部に地域連携アドバイザーを配置し、所管地域の全体の結節点として、機構内外のリソースを活用した事業促進に貢献した。
- 北海道士幌町とキルギスが実施する草の根技術協力では、士幌高校の生徒とキルギス側の実施機関である農業技術カレッジをオンラインでつなぎ共同で商品開発を進めたほか、地元での写真パネル紹介を行う等地域活性化にも貢献した。
- ボリビアの日系移住地と沖縄県との経済交流を目指す「OKINAWA to 沖縄」プロジェクトの一環と

して、2021年2月にボリビア沖縄移住地の農産品である家畜飼料用大豆を沖縄県へ初めて輸出した。これを受け、2021年度に沖縄センターでオンラインセミナーや公式サイドイベント等を支援した。

- 埼玉県横瀬町役場に機構職員が出向し、横瀬町官民連携プラットフォーム事業「よこらぼ」の運営支援や町の総合振興計画の策定等に従事するなど町おこしに貢献した。「よこらぼ」は、企業等が実施したいプロジェクトを横瀬町のフィールドや資産を活用しサポートを行うもので、189件の提案があり108件が採択された。また、民間企業を活用した交流プラットフォームの設立、町役場内のDX促進等にも貢献した。
- 上記取組を発信すべく、各国内拠点で自治体と連携したイベントを開催したほか、全国・地方新聞への取材対応、内閣官房や国土交通省主催のセミナー、各自治体と機構の各国内拠点で行うセミナー等で、機構と自治体での連携事業の発信等を行った。

(3) 外国人材受入環境整備への貢献

- **名古屋出入国在留管理局と連携しての自治体向け発信強化（中部）**：名古屋出入国在留管理局が開催した「管内7県3市¹⁰³多文化共生担当者連絡会議」へ参加し、機構の外国人材・共生支援に関する取組を紹介した。また、名古屋出入国在留管理局との共催による「デジタルフォーラム共生社会実現に向けたサポートのあり方～官民産学連携の視点～」を中部・北陸内の208の自治体及びその国際交流関係団体職員を対象に実施した。機構上級審議役が登壇し、75名及び報道3社からの参加があった。
- 各都道府県で外国人材受入れ・多文化共生を進めるため、2021年度は新たに12名の国際協力推進員（外国人材・多文化共生）を配置し、国内機関や自治体関連の国際交流協会等で、当該県の外国人材受入れ・多文化共生のための取組や課題分析を開始した。また、筑波・中国・九州（熊本）、北陸等では国内拠点における調査・パイロット事業を開始した。
- 沖縄県名護市で、同市及び同市国際交流協会と連携して同市在住外国人に対する新型コロナワクチンの接種推進を支援した。沖縄センターが、事業でつながりのあるNGO等より紹介された日本語ができる外国出身者や多言語能力が豊かなJICA海外協力隊OVを接種会場に派遣し、外国人材の安全安心と自治体の行政負担の軽減に貢献した。
- 京都府国際センターと共催で主に同センターに登録する災害時外国人サポーター向け研修を2回実施した。機構の長期研修員が講師として協力し、延べ60名以上の参加があった。そのほか同センターと共催した企業向け防災研修では、対面・オンライン合わせて101名の参加があった。
- 機構が共同事務局を務める「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」では、自治体への相互の取組の共有やJP-MIRAIを含む他機関との今後の連携を目的に「自治体・国際交流協会等」第1回意見交換会を11月にオンラインで実施し、30自治体・団体（約40名）が参加した。ひょうご海外ビジネスセンター、厚生労働省佐賀労働局、佐賀県、茨城県外国人材支援センター、山梨県等からも各セミナーでのJP-MIRAIに関する説明依頼があり登壇した。2021年度は、JP-MIRAIにも6自治体、2国際交流協会が加盟した（2020年度は1国際交流協会のみ加盟）。

(4) SDGs達成に向けた貢献

- 草の根協力事業では、「健康福祉（SDGsゴール3）」、「質の高い教育（SDGsゴール4）」、「水と衛生

¹⁰³ 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市

（SDGsゴール6）」の達成に貢献する自治体等と連携する事業が多数展開された。

- 機構が実施した自治体向け研修をきっかけに茨城県古河市との間で、SDGsの市民への普及や多文化共生を進めるための連携覚書を締結した。近隣の自治体にも波及し、同自治体職員への研修等を進めた。
- 愛媛県新居浜市が開催するSDGsをテーマにした絵画展に四国センターが実行委員会メンバーとして参加し、海外拠点と協力して海外の子どもたちの作品40点を出展した。地域の子どもたちの絵画とともに展示され、SDGsへの理解促進に貢献した。

(5) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナの感染拡大を受け、「草の根技術協力（地域活性型）」では、各受託団体の従事者の海外渡航が難しく、基本的に日本国内での活動が中心となった。渡航再開は受託団体の責任者が判断することとなっているが、草の根技術協力を受託する自治体では、短期渡航で現地活動を行うことが多いため、現地活動を再開できない、新規案件を開始できないケースが2020年度に続き残っている。また、現地調査を実施できないため、採択済み案件の調査開始遅延等の課題が出ている。渡航再開については、各国の最新情報を逐次受託団体に伝え、渡航再開や遠隔事業実施に向けた対応を進める。特に、計画策定のための短期渡航が困難な現状を踏まえ、調査・計画策定支援及び現地事務所の支援体制（草の根技術協力を担当するNGOデスクの追加配置）等を強化する。

No.7-3 NGO/ 市民社会組織（CSO）

NGO/CSOとの連携促進・強化を進めるべく、NGO-JICA協議会の枠組みに加え、NGO・JICA勉強会を開催し、互いの知識や経験の共有を進めた。外国人材受入れへの貢献として「責任ある外国人労働者受け入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」の活動推進及び9言語対応ポータルサイトを開設した。同プラットフォームには、2021年度末時点で企業団体会員275団体、個人会員148名が参加した。またコロナ禍で甚大な影響を受ける脆弱層支援等も取り組んだ。

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
アクター別の草の根技術協力事業の実績（NGO/CSO）相談件数 / 応募件数	相談：450 件 ¹⁰⁴ 応募：27 件 ¹⁰⁵	相談：459 件 応募：79 件	相談：683 件 応募：71 件	相談：672 件 応募：69 件	相談：1,087 件 応募：59 件	相談：744 件 応募：43 件

(1) NGO/CSOとの連携促進・強化、担い手の裾野拡大

- NGO-JICA協議会をオンラインで2回開催し、草の根技術協力事業の質の向上や地域での取組、NGO等活動支援事業の在り方、寄附金制度等を協議した。また、同協議会の運営を行うNGOと機構双方のコーディネーターによる会議等を通じて、きめ細やかな協議が可能となるよう努めた。

¹⁰⁴ 2015 年度実績

¹⁰⁵ 2013-2015 年度実績平均（実績は 80 件）

- NGO-JICA協議会ではテーマ別の議論を深めるため、NGO・JICA勉強会を計7回開催した。同勉強会ではNGO・JICA連携、ビジネスと人権、保健、防災、ジェンダー等のテーマに、延べ642名が参加し互いの知識や経験の共有を進めた。防災や保健分野では、機構が作成したJICAグローバル・アジェンダを共有し、具体的な連携の在り方に係る議論を深めた。
- 草の根技術協力事業において、2021年度は新型コロナの影響を受けつつも、パートナー型で11件、地域活性型4件、支援型で16件を採択した。
- 初めて国際協力事業に取り組む、もしくは国際協力活動の経験が浅い団体が応募できる、機構への寄附を活用して行う「世界の人びとのためのJICA基金活用事業」(1件100万円)について、2021年度は16件採択した。同事業の実施及びコンサルテーション体制を強化するために、2021年度より事業主管を国内拠点に移した。また、より使いやすい制度とすべく、契約や支払い方法を簡素化し、双方の契約業務の負荷を最小限にする形に制度変更を行った。
- 機構職員のNGOインターン派遣制度を拡充し、2021年度はNPO法人クロスフィールズ、認定NPO法人シャプラニール＝市民による海外協力の会、認定NPO法人テラ・ルネッサンスの3団体に合計6名を派遣し、NGOとの連携強化や連携の在り方について検討を進めた。また、NGOの活動を支援するNGO主催イベント(HAPIC)でのオンラインブース設置、セミナー開催、意見交換の実施による相互の連携・対話を促進等、連携強化の取組を進めた。
- 沖縄センター内に、「おきなわ国際協力プラットフォーム運営事務局」を設置し、県内の国際協力に関心のある企業・NGO等の間で情報共有やノウハウの交換等を行える体制を整備した。また、福岡県でも特定非営利活動法人NGO福岡ネットワークとの連携を強め、地域のNGO/NPOの連携強化を図るための分科会を開催した。横浜市では、地域NGOと共同で、オンラインセミナー等を企画し、地域のSDGs推進のための人材育成、横浜の国際協力・多文化共生・在住外国人支援に取り組む団体(NGO/NPO、行政機関、国際機関、学校等)の活動紹介、ネットワーク構築等を支援した。

(2) NGO/CSOの知見をいかした事業実施、質の向上の取組

- **環境教育離島モデルの他地域展開(富山・インドネシア)**：富山県の一般社団法人「インドネシア教育振興会」が提案した、教育現場のデジタル化等を支援する環境教育離島モデルが、インドネシア他地域へ拡大した。
- **複式学級運営手引きの全国展開(ラオス)**：「ラオス北部地域の教員養成校指導教官の能力強化を通じた、複式学級運営改善事業」(草の根技術協力事業)を通じて作成された複式学級運営の手引きが、ラオスの教育スポーツ省教育科学研究所から事業対象地における試用版として承認を受けた。試用版に基づく実地指導、再改定を行い、全国で利用できる教材にするよう8月に同研究所に申請を実施した。全国の教員養成校のカリキュラムが改訂され、作成された複式学級運営の手引きには、本事業で開発した手引きがいかされ、全国の教員養成校で使用されることになった。
- 2020年度に実施した経費実態調査の結果を踏まえ、草の根技術協力制度の改善を進め、委託経費の中での間接費を17%から44%に引き上げ、各種経費の精算を簡素化する制度改善を進めた。同改善結果を反映させた公募を2021年度より実施した。同制度を適用した草の根技術協力を進めることで、NGO/CSOの精算事務効率化への貢献が期待され、NGO/CSOからも実態に合った制度改善への評価が寄せられた。
- 事業実施に係る能力強化のためNGO等活動支援事業を実施した。東京センターでは「途上国開発の活動の有効性と効率性を向上し、インパクトを拡大させる実証実験手法の普及プログラム」(ワー

クショップ)を一般社団法人コペルニク・ジャパンと共同で19団体に実施した。

- 開発途上地域における事業実施に際して必要となるNGO等の能力強化に資する研修(事業マネジメント、現地調査実践、モニタリング・評価)を機構国内外の拠点で実施した(計29回、延べ261名)。新型コロナの感染拡大を踏まえて研修をオンラインで実施するとともに、研修(計画・立案)の一部でマルチメディア教材の作成を進めた。
- 草の根技術協力等、本邦NGOによる現地での市民参加事業の活動のバックアップや案件形成等を支援するため、2021年度新たにルワンダ、東ティモール等を追加し累計25か国にNGOジャパンデスクを設置した。また、うち12か国で現地NGO/CSOの動向、関連政策、NGOなどが活動できる分野について「NGOプロファイル調査」を実施し調査結果を取りまとめ、機構ウェブサイトに掲載した。ベトナムで、同国で活動を行うNGO、NPO等向けにベトナム事業セミナーを実施したほか、ニーズの高い介護・福祉分野の動向等に係る課題確認を進めた。
- 市民参加事業の連携実績がある団体について、機構の他事業での連携促進や市民参加事業で取り組んだ事業の主流化・政策化の促進のため、課題別に草の根技術協力事業の採択済み及び実施中案件を取りまとめて機構内に情報共有した。

(3) 外国人材受入環境整備への貢献

- 「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)」の活動推進、9言語対応ポータルサイト開設：民間企業・自治体・NPO・学識者・弁護士・機構等多様なステークホルダーが集まり、任意団体として設立された「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)」の活動を促進した。同プラットフォームでの活動を通じ、外国人材の適正な受入れに貢献し、「世界の労働者から信頼され、選ばれる日本」となり、包摂的な経済成長と持続的な社会の実現を目指すものである。2020年11月のJP-MIRAI設立以来着実に加盟団体数を増加させており、2021年度末で企業・団体会員275団体(うちNPO・NGO52団体)、個人会員148名(参考値：2020年度末時点企業・団体会員149団体、個人会員52名)となった。日本を代表する大企業や中小企業を束ねる業界団体も加盟し、12月に実施した総会・公開フォーラムではオンライン含めて340名が参加と大きな反響を呼んだ。7月末から2か月間、新型コロナウイルスの影響で失業や帰国困難となった在留ベトナム人24名を対象とする「技能実習及び就労系の在留資格を有するベトナム人等向け能力開発研修」をJP-MIRAIとして支援団体の協力も得ながら行った。また、JP-MIRAIとして2022年3月に外国人材向け9言語対応のポータルサイトを開設し、機構の国内外の拠点や国内地域ネットワーク組織と連携しつつ、同ポータルサイトの普及に関する取組を行った。

(4) 新型コロナ感染拡大下での事業対応

- コロナ禍で甚大な影響を受ける脆弱層支援や渡航制限下での事業継続を臨機応変に行うべく、草の根技術協力事業で実施中案件の活動内容の拡充や終了後案件の事後調査の活用を通じ以下のような柔軟な対応を行った。
- バングラデシュでは「特定非営利活動法人シャプラニール＝市民による海外協力の会」が実施する地域防災の事業で、地域内のサイクロンシェルターへ衛生資材備蓄・手洗い場を設置し、コロナ禍での避難経験調査や感染予防に留意した避難に係る住民啓発等を実施した。
- ケニアでは、「スマイルトイレプロジェクト」で市民の感染予防に対する意識を高めるための啓発活動キャンペーンや、マスク配付等を実施した。

- インドネシアでの「官民協働によるコミュニティラジオを活用した地域防災強化事業」では、コロナ禍で学校が閉鎖された状況下、子どもたちの学習の機会を絶やさないよう、実施機関と協働でラジオを活用した遠隔教育の実施に向けた活動を行ったほか、災害ラジオやコミュニティラジオの関係者が集い、対話型のオンラインセミナーを計9回開催した。
- 草の根技術協力事業において「オンラインビジネスに関する技術協力を通じた女性支援団体の能力開発及び女性零細企業家の生計向上支援」（一般社団法人コペルニク・ジャパン）をファストトラック案件として新規採択し、インドネシアで実施した。

(5) SDGs達成に向けた貢献

- 草の根技術協力事業では、「健康福祉（SDGsゴール3）」、「質の高い教育（SDGsゴール4）」、「水と衛生（SDGsゴール6）」の達成に貢献する自治体等と連携する事業が多数展開された。
- NGO、大学、企業、行政機関等多様なアクターが参加する地域プラットフォーム形成に機構の国内拠点が取り組む例が増えており、関西、中部、沖縄等で国内拠点が中核となってSDGsプラットフォームの運営に取り組んだ。

(6) 事業上の課題及び対応方針

全世界で新型コロナウイルスの感染が拡大する中、日本国内での活動や遠隔での事業が中心となった。現地に長期滞在者を派遣するNGO等の受託団体は事業を本格的に実施ができているが、短期渡航を前提とした受託団体には現地渡航のハードルが依然高く、活動地の制約等から現地活動が十分に実施できない事例が相次いでいる。また、現地調査を十分実施できないため、採択案件における開始遅延等の課題が出ている。2022年度も渡航の本格的な再開の見通しは不透明であるが、各国の最新情報を逐次受託団体に伝え、渡航再開や遠隔事業実施に向けた対応を引き続き進める。

No.7-4 大学・研究機関

JICA開発大学院連携を更に推進すべく、コロナ禍の中、追加的な防疫措置を講じ1,437名の来日を実現した。また、日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を、オンデマンド方式の導入により全ての新規長期研修員等に対して提供するとともに、留学生間のネットワーク強化を促進するセミナー等のプログラムも内容の充実化を図った。さらに、上記知見を海外にも広げるJICA日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）を展開し、2021年度は46か国で実施した。国内の担い手についても、留学生受入方式に係る覚書を締結した大学及びSATREPS事業に参画する研究機関共に増加した。

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
アクター別の草の根技術協力事業の実績（大学・研究機関）相談	相談：140 件 ¹⁰⁶	210 件	217 件	228 件	549 件	293 件
	応募：10 件 ¹⁰⁷	34 件	26 件	29 件	27 件	14 件

¹⁰⁶ 2015 年度実績

¹⁰⁷ 2013-2015 実績平均（実績は 30 件）

件数 / 応募件数						
新規 SATREPS 協力及び SATREPS 案件の結果を踏まえて形成・採択された新規協力数	11.75 件 ¹⁰⁸	13 件	11 件	12 件	12 件	12 件
大学との連携による戦略的な育成人材数（長期研修等）	59 人 ¹⁰⁹	1,004 人	721 人	692 人	825人 ¹¹⁰	1,006 人

(1) JICA開発大学院連携

- 「日本理解プログラム」（共通プログラム）：新型コロナ感染防止のためにオンラインを活用し、実施規模を拡大して計9回「日本理解プログラム」（共通プログラム）を開催し、機構研修員等237名の参加を得た。受講対象者の更なる拡充に向けて、放送大学と共同制作した講義番組「日本の近代化を知る7章」を同学の生涯学習支援チャンネルである「BSキャンパスex」で毎月繰り返し放送した。また、同講義番組をオンライン授業として、インターネットを介したオンデマンドにより視聴する機会の提供を開始し、受講者に対し理解促進のためフォローアップセミナーを開催した。さらに、コンテンツの充実化を図り、放送大学と上記「日本の近代化を知る7章」の続編シリーズ8章～15章を完成させた。
- 「JICAチェア」：日本の開発経験等を学ぶ機会を国外にも広げるため、各開発途上国のトップクラスの大学等を対象に、日本研究の講座設立支援を行うプログラム「JICA日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）」を46か国で展開し、インドネシアのインドネシア大学やスリランカのペラデニヤ大学等で、放送大学と共同で制作したビデオ教材「日本の近代化を知る7章」を活用し日本の大学教員等がリモートによる連続講義を実施した。海外の要人からの期待も高く、同教材は将来的に各国の大学で利用することを目的に、多言語（翻訳済みの5か国語に加え、フランス語、クメール語等）に翻訳を行った。また、「JICAチェア」に関し、機構のウェブサイトで概要や事例を紹介及び現地において「JICAチェア」実施大学と協力しプロモーション動画の制作・発信等の広報を行った。
- 「地域理解プログラム」：新型コロナ感染予防対策を徹底しつつ、「地域理解プログラム」を12国内拠点で実施し、機構研修員等390名の参加を得た。遠隔講義や視察を含めたプログラムを実施し、各地域ならではの特色ある開発経験を伝えることで、日本理解の深化、地域の人々との直接のふれ合いの場を提供するとともに、各現場で様々なアクターがどのように連携して開発を進めたのかを学ぶ貴重な機会とすることができた。
- 「各大学におけるプログラム」（個別プログラム）：各専門分野での日本の開発経験等を伝えるため、機構と各大学が協働して設置・提供する授業科目からなる個別プログラムの開発・実施を推進した。2021年度は24大学で個別プログラムが実施された。本プログラムでは、機構関係の留学生のみならず国費外国人留学生等の他の留学生や日本人学生にも共に学ぶ機会を提供した。
- 留学生事業の更なる向上及び帰国留学生との関係性強化のため、2017-2019年度に来日した機構の留学生に対し、留学の満足度調査を行った。総じて満足度は非常に高く、日本留学の効果を確認する

¹⁰⁸ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均（実績は 47 件）

¹⁰⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹¹⁰ 2020 年度の集計値に誤りがあり今回は正

ことができたとともに、今後の事業改善に向けた示唆を得た。

- 来日中及び帰国留学生とのネットワーク強化のため、各課題や地域別にLinkedInグループを形成するとともに、当該分野に係る勉強会等を実施した。
- JICA開発大学院連携のウェブサイトを拡充し、「JICAチェア」の各国での実施事例、日本の開発経験や国際協力の経験に係る教材などを紹介した。また、機構の留学生や関係者のインタビュー記事をウェブサイトに掲載するとともに、JICA開発大学院連携について紹介する動画を作成し、日本への留学やJICA開発大学院連携プログラムへの参加を通じた学びについて、現場の声を届けることで、日本留学の魅力の発信及び事業への理解や意義を深める取組を行った。

(2) 日本の大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した中核人材の育成

- **留学生の来日に向けた取組**：コロナ禍の中、機構の留学生来日に向けて、政府各方面への働きかけを行い、機構が追加的な防疫措置を講じることを条件に機構関連の留学生の来日許可を取り、国費留学生と同様、来日枠の獲得につなげた。これを通じ、安倍総理（当時）が発表した、2022年に2,000名が学ぶ状態の達成に道筋をつけることができた。5月の来日再開以降、1,437名の機構の留学生の来日を実現した。加えて機構の留学生が渡日を待つ間も、遠隔講義の枠組みを導入し、学びの断絶を回避する措置を取った。来日した留学生からは、待機期間中の日本の「おもてなし」への感謝や、学びの環境の充実への感謝が示されている。また、4月以降厚生労働省からの求めに応じて来日再開に向け機構が講じた待機の措置は、その後、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置での「特段の事情」による来日の先例との位置づけで利用された。
- **JICA留学生に対する横断的なプログラムの実施**：2020年度以降、JICA留学生に対し留学コース横断的に合同プログラムを実施することとしており、2021年度は9月に第3回目、2022年3月に第4回目のJICA留学生ネットワーキングセミナーをオンラインで開催した。第3回目には2020年度入学の約200名の留学生が参加し機構理事長との意見交換のほか、「ポストコロナ時代のイノベーションと日本の役割」、「大きく変動する国際情勢における地域連携の在り方」、「SDGs時代における行政官の役割」をテーマとする講義やディスカッションを実施した。第4回目には2021年度入学の約350名の留学生が参加、機構理事長からの激励メッセージにはじまり「持続可能な社会の実現と日本の経験」、「異文化である日本の社会・文化の理解促進」をテーマとする講義やディスカッションを実施した。同2回のセミナー後には、各留学コースを主管する機構内の部署による個別プログラムを開催し、各地域における機構事業の説明のほか、留学生との意見交換を行った。また、8月から9月にかけて「ABEイニシアティブ」、「イノベーション・アジア」、「シリアJISR」等、インターンシップ実施対象者向けに第1回企業交流会を計4日間開催、日本の企業延べ48社と研修員延べ340名が参加した。また、2022年3月に第2回企業交流会を2日間開催、日本の企業延べ40社と研修員延べ364名が参加した。同2回の企業交流会において、インターンシップ実施に向けた情報提供や意見交換等を行い、留学生と日本企業とのネットワーキングの機会を創出した。JICA留学生ネットワーキングセミナー、企業交流会ともに、オンラインでの開催であったが、グループワーク等を通じて、案件の枠組みを超えて、JICA留学生間のネットワークが形成された。企業交流会に参加した日本の企業にとっては、様々な地域のJICA留学生とネットワークを形成できる機会となり、グローバル化、海外展開に資する等の成果が得られた。
- **人材育成奨学計画（JDS）**：2021年度は新規対象国3か国を含む19か国からの381名の留学生が10月末までにおおむね来日し、新規大学7校を含む39大学51研究科に入学した。これにより過去最多とな

る留学生を受け入れた。また、2021年度も、JDS修了生の主要ポストでの活躍も目覚ましく、特にラオスでは7期生が最高裁判所副長官に就任するなど、日本にとっての外交政策上の重要ポストへの就任が相次いだ。また、キルギスでは6期生が経済財務副大臣、8期生がデジタル開発省副大臣に、ベトナムでは2期生が外務省副大臣に就任する等、継続的な事業実施による成果が各実施国で着実に現れた。

- 「イノベーティブ・アジア」について、2021年度は新たに53名を大学のIT、IoT、AIを中心とした理工系分野の学位課程に受け入れた。受入先と協力の上、遠隔と対面を組み合わせた柔軟な受入を実現し、延べ111名がインターンシップを実施した。加えて2021年度は完全遠隔による企業交流会を実施し、延べ285名が参加した。
- シリア「平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）」について、2021年度は第5年次として日本の大学の修士課程に就学する10名の研修員を受け入れ、日本企業との交流機会を含む合同プログラムを実施した。新型コロナの影響により、インターンシップ機会の獲得が危ぶまれたが、受入先と協力の上、遠隔と対面を組み合わせた柔軟な受入れを実現し、延べ20名がインターンシップの機会を得た。2021年秋までに学位課程を修了した第2年次の研修員20名のうち18名が本邦で就職した。
- 「ABEイニシアティブ」について、「No.1-4 民間セクター開発（2）高度人材等育成機能の強化②アフリカにおける高度人材」に詳述のとおり、TICAD7の公約である「ABEイニシアティブ3.0」の下、2021年度に94名のアフリカからの研修員を日本に受け入れるとともに、コロナ禍で来日が難しい14名には遠隔で本プログラムに参加できるよう調整した。また、計412名に対してビジネススキル向上のためのビジネス・プログラム、うち158名には日本企業での短期インターンシップを提供した。
- 「国際社会人Dr.コース/研究員等養成・能力強化コース」は、2021年度の在籍者数は20名、受入れ実績は累計33名となった。受入大学の海外教育研究拠点の活用、遠隔指導等により研究を継続している。

(3) 担い手の裾野拡大

- 機構の精力的な働きかけを通じて、JICA開発大学院連携に賛同し、機構・大学の事務合理化を推進するための新たな留学生受入方式による覚書を締結した大学は、2020年度末の89大学から94大学に拡大した。また、覚書締結済みの大学のうち70大学の参加を得て、JICA開発大学院連携のプログラムの質の向上と、大学との連携体制の強化方策を促進するためのJICA開発大学院連携に関する第4回連絡協議会を開催し、帰国後の関係性の維持発展をテーマに、機構及び大学における優良事例を共有し、意見交換を行った。
- SATREPSに関しては、2021年度に採択された12案件（応募119件）について、SATREPS案件を新たに取り組む研究機関2機関（金沢大学、沼津工業高等専門学校）が含まれており、SATREPS事業を実施する研究機関が拡大した。

(4) 地球規模課題に対する新規事業の形成、事業成果の他の援助手法への展開

① SATREPS事業

（新規事業の形成）

- 地球規模課題に対応する事業の一つであるSATREPS事業に関しては、12案件を採択した。この中で、秋田大学がタジキスタンで実施する「地中熱・地下水熱利用による脱炭素型熱エネルギー供給システムの構築」は、同国で実施される初めてのSATREPS事業となった。またSATREPS事業の実績は、

実施国累計53か国、実施案件総数168件となった。

(事業成果の他の援助手法への展開)

- **新型コロナ検査技術の向上**：ガボンのSATREPS「公衆衛生上問題となっているウイルス感染症の把握と実験室診断法の確立プロジェクト」(長崎大学)では、新型コロナウイルスの変異株研究に必要な機材を追加で支援し、訓練を受けた実施機関の検査専門家が中心となり、同国の病院や医療機関に、新型コロナウイルス検査の技術と手順を広めた。また、長崎大学は民間企業と同国における新型コロナウイルスの検査システムを開発し、実装化に向けて研究した。さらに、ガボンでは国内のウイルスの系統解析によって人獣共通感染症ウイルスがガボン国内でも継続的に発生していることが判明したため、野生動物を食す人々等に対して、感染症対策の必要性を提言した。
- ガーナでは「ガーナにおける感染症サーベイランス体制強化とコレラ菌・HIV等の腸管粘膜感染防御に関する研究」の研究機関である東京大学、国立感染症研究所、国立病院機構三重病院の日本の研究者及びガーナの研究者が中心となり、11月に対面とオンラインを併用して、シンポジウム「Scientific Symposium on SATREPS Project」を開催した。本研究によって下痢症診断技術の体制が強化され、さらに医療機関における迅速診断キット等の導入及びガーナ人の抗菌剤の適正使用につながることを期待される。また薬剤耐性菌及び薬剤耐性HIVについては、検査の技術指導研修を行った。
- ベトナム、カンボジア、タイでは九州大学が研究代表機関として「ベトナム、カンボジア、タイの戦略作物、キャッサバの侵入病虫害対策に基づく持続的生産システムの開発と普及プロジェクト」が実施され、キャッサバモザイク病(CMD)のウイルス検出に使用される利便性の高い乾式LAMPキットを開発し、カウンターパート機関へキット製作方法について研修が実施された。またCIAT(国際熱帯農業センター)からCMD抵抗性品種の提供を受け、ベトナムで現地に適したCMD抵抗性品種の開発が行われた。

(5) SDGs達成に向けた貢献

① SATREPS事業

- 2021年度の新規事業12件は、SDGsゴール2(飢餓)に貢献するものが2件、ゴール3(保健)3件、ゴール7(エネルギー)、ゴール9(イノベーション)、ゴール11(都市)がそれぞれ1件、ゴール13(気候変動)が4件である。その中で、タジキスタンのSATREPS「地中熱・地下水熱利用による脱炭素型熱エネルギー供給システムの構築」(研究代表機関：秋田大学)は、寒暖差が激しく、石油・天然ガスにも恵まれないタジキスタンにおいて、その豊富な地下水資源に着目し、人工知能等ICT技術を統合した「先進乾燥地帯対応型地球熱ヒートポンプシステム(タジキスタンモデル)」の構築と普及によって、エネルギー事情改善と雇用創出による地域安定化及び温暖化対策への貢献を目指している。

(6) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナ拡大の影響により不安な状況におかれている留学生に対し、定期的な健康観察や、メンタル面のサポート等を実施し、研修目的の達成に向け、追加的な支援を引き続き実施していく。

No.7-5 開発教育、理解促進等

新学習指導要領、SDGsの普及、東京オリンピック・パラリンピックを踏まえ、教育委員会等の外部の関係機関や教科書会社との連携を進めて、様々な事業に取り組んだ。具体的には、開発教育指導者研修や、コロナ禍で中止となった教師海外研修の代替研修、国際協力出前講座等の教員や児童生徒を対象にした事業、地球ひろば等の施設を活用した開発協力の理解促進等である。また、外国人材受入支援及び多文化共生の推進に向けて、地域の外国人コミュニティ、NPO、JICA海外協力隊経験者などの協力を得て、教員を対象にした研修にも積極的に取り組んだ。

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
教師海外研修の参加者数	166人 ¹¹¹	157人	101人	113人	0人	0人
地球ひろば体験ゾーン来場者数	2.9万人 ¹¹²	4.5万人	4.6万人	4.1万人	0.71万人	0.97万人
地球ひろば利用者満足度アンケート結果(5段階評価アンケートのうち上位2段階の評価の比率)	団体・一般 95% 登録団体 76% ¹¹³	団体・一般 95% 登録団体 73%	団体・一般 95% 登録団体 72%	団体・一般 96% 登録団体 76.7%	団体・一般 97% 登録団体 79%	団体・一般 96% 登録団体 70%

(1) 開発教育支援事業の質の向上及び裾野拡大に向けた多様な主体との連携事業

① 教員向け研修の効果的・効率的実施

- 開発教育を実践している教員24名を対象に、今後、更に開発教育を推進してもらえよう、オンラインと対面を効果的に組み合わせた研修を実施した。同研修の実施に際しては、中学校及び高等学校の新学習指導要領の改定（小学校2020年度、中学校2021年度、高等学校2022年度）により、全校種の総則にて「持続可能な社会の創り手の育成」が重視されることを十分踏まえて、日本国際理解教育学会の協力を得て、世界と地域の課題・多様性を取り上げた。また、国内の外国ルーツの人口が増加する社会的背景を踏まえ、地域の多文化共生社会の構築を支援するために、多文化共生をテーマにした公開セミナーを開催し、約110名が参加した。さらに、外国ルーツの児童生徒の増加に対応するため、教員向けに多文化共生に関する研修を新たに実施した。国内拠点主催の研修では、教育委員会などの外部関係機関との連携を積極的に進め、機構からの講師派遣などにより研修を実施したほか、現場教員のニーズや関心の高いSDGs、多文化共生を重点的に取り上げた研修を行った（約6,800名参加）。
- 教師海外研修：コロナ禍により海外研修を中止せざるを得なかったが、代替策として国内での研修やセミナーを実施した。特に教育行政コースについては、全国のエducation委員会及び学校管理職を対象に募集を行い、学校及び各地域の開発教育を推進するスクールリーダーの育成に焦点を当てた研修を行い、全国から24名が参加した。海外での教育への取組をテーマにした公開セミナーには57名が参加した。

¹¹¹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹¹² 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹¹³ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

各国内拠点では、次のとおり地域の特性に応じた取組を行った。

- 北海道センター（札幌）：SDGsに積極的な道内自治体の取組を取り上げたり、地域の特色をいかした動画教材を制作したりすることで、参加者や研修講師（自治体・NPO等）から「このような地域課題を教育現場とつなげる場が今後も恒常的にあるとよい」と好評を得ることができた。
- 筑波センター：「SDGsと多文化共生」をテーマに、外国人支援を行っているNPO、ブラジル人学校、地元で多文化共生やSDGsに熱心に取り組む学校・企業等の現場訪問を行い、地域における多文化共生の現状と課題を学び、参加者5名が各学校で授業実践を行った。
- 中国センター：外国人材受入れや多文化共生を中心に「中国地方からSDGsの視点で考える多様な社会」をテーマにした研修を実施した。外国人支援を行うOV経験者へのインタビューを行うことで、機構の事業と地域との有機的つながりを強化し、地域のベトナム人技能実習生との意見交換から、地域ならではの実践的な研修内容となった。
- 九州センター：教員を対象に開発教育指導者研修（初級編2回、中級編2回、学びあい編3回）を実施した。新学習指導要領を踏まえ、SDGsを通じた開発教育の授業づくりについて、参加型学習の手法やSDGsのワークショップなどを行い、参加者間の情報交換や教員間のネットワーク構築を推進した。

② 新学習指導要領の施行に向けた取組

- **開発教育用映像教材の内閣特命担当大臣賞受賞**：水をテーマにルワンダの現地を取材し機構が制作した映像教材「世界につながる教室」が、「消費者教育教材資料表彰2021」において最優秀賞（内閣特命担当大臣賞）を受賞した。学校現場でのグローバル化やSDGsの浸透を踏まえた教科書開発に資する目的で開催している教科書会社向けセミナー（2021年度で5回目、15社53名参加）では、同映像教材を活用した授業実践事例など教育現場での実践事例を紹介した。
- 教育関係者の機構業務に対する一層の理解促進のため、教科書会社向けに、教科書開発に役立つ機構のイベントの定期的な告知や授業実践の好事例等の共有を継続して行った結果、機構の事業が2021年度発行された9冊の教科書に掲載された。

(2) 開発教育、国際理解教育の推進に向けた国内拠点の取組事例

- 開発教育・国際理解教育の推進のため、教育委員会との連携を重点的に進めている。埼玉県教育委員会とは包括連携協定（2013年度）、神奈川県教育委員会とは連携覚書（2020年度）を締結して教育委員会との連携強化を進めている。また、東北センター、中部センター、関西センターなど多数の国内拠点で、教育委員会や国際交流協会と協力したフォーラムやセミナーの開催、教育センターや自治体に対する研修講師の派遣などを通じ、教育関係機関との連携を継続的に深めている。
- 研修やセミナー等のオンライン開催が進んだことにより、各国内拠点のオンラインイベントに当該地域のみならず全国から関心の高い参加者が集まるようになり、専門的な知見や多様な事例を共有することができ、イベントの質的な改善につながった。また、各国内拠点の過年度の研修参加教員をつなげたトークイベントをオンラインで実施し、教員間のネットワークを広げる等、コロナ禍前にはない効果的な取組を推進した。さらに、セミナーの録画・YouTube配信なども行いアーカイブとして研修後の復習等に活用できるようにした。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、秋田県にかほ市・石川県小松市・大阪府守口市等のホストタウンの自治体と連携し、セミナー・ワークショップ・国際協力出前講座等様々な

企画を活発に実施し、ホストタウンとしての市民の関心醸成に貢献するとともに、自治体との連携強化にもつながった。

- 東北センター：公益財団法人山形県国際交流協会及び認定NPO法人IVYと共催で、東京2020オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業を切り口にした協働実践をテーマに国際理解実践フォーラムをオンラインで開催し、県内教育関係者を中心にしつつも全国から参加者があり、地域の取組を全国的に広げる波及効果が見られた。
- 東京センター：埼玉県教育委員会と連携して約3,000人の教員を対象に、機構の事業を紹介し、SDGsや国際協力の重要性を伝える研修を2020年度に引き続き実施した。埼玉県立総合教育センター内のSDGsをテーマにした展示のリニューアルに協力し、教員や児童生徒のSDGsについて考える機会を提供した。
- 横浜センター：2021年3月末に締結した神奈川県教育委員会と外国につながる児童・生徒支援を中心とした連携覚書に基づき、神奈川県教育委員会と機構横浜センターのプロジェクトチームが発足し、月1回程度の意見交換を行い、外国につながる児童生徒に対応できる人材育成、機構事業の成果物（エルサルバドルの教科書）の活用、開発途上地域の教育制度の知見の提供、外国につながる児童生徒を受け持つ教員を対象とした研修での連携等を進めた。

(3) 地球ひろば等の国内拠点施設等を活用した開発協力の理解促進の取組

- 新型コロナの影響により、地球ひろば等の施設を臨時休館とする、事前予約制にするなどの制約があったが、新型コロナの影響下でも児童生徒が参加しやすいようにオンライン化を図るなど、JICA地球ひろば（児童生徒向けイベント15件（641名））等で開発協力の理解促進のための取組を継続して実施した。また、東京2020オリンピック・パラリンピックと連携した取組もJICA地球ひろば（イベント・セミナー7件（238名））等で引き続き実施した。

【JICA地球ひろば（市ヶ谷）】

- 2020年度に引き続き、イベント・セミナーは全てオンラインにて実施し、2020年度から約25%増の約2,100人の参加者を獲得した。
- コロナ禍において中断していた国別の月間特別展示を再開し、ウクライナ、イラン、リベリアの3か国を取り上げた。実際の展示、J'sカフェでのエスニック料理の提供、オンラインセミナーを組み合わせ展開し、セミナー参加者のうち94%以上のアンケート回答者から「満足している」との評価を得た。
- JICA地球ひろばに来館できなくても利用できる基本展「人間の安全保障展示」を紹介する動画コンテンツの制作を進め（テーマ：人間の安全保障、貧困、保健医療、水、教育、紛争、相互依存、SDGsの8本）、動画コンテンツを見て地球ひろばへの関心を誘い、地球ひろばへの来館につなげるものとしてYouTubeを通じて発信を行った。

【なごや地球ひろば】

- 感染防止対策を徹底の上、安心して来館し、楽しく学べる場を提供することを心掛けた結果、2020年度よりも37%増の来館者数となった。
- なごや地球ひろばに関連する報道が8件（新聞5件、テレビ2件、ラジオ1件）あり、特にNHK名古屋「さらさらサラダ」の放送は複数の来館者から放送について好意的な意見をいただくなどの反響が

あった。「東京栄養サミット2021」と関連づけた企画展「セカイ＋栄養展」（来館者6,146人）もメディアから注目され、積極的にアプローチした結果、5件の報道がなされた。

- 基本展「SDGs－未来につながる17の約束－」（来館者5,568人）は、開催時期が学生の夏休みと重なるため、学生を主たる対象にSDGsと国際協力について学べる関連資料やワークシートを作成し夏休みの学習につなげられる仕組みを施した。
- 企画展「Story of the Pacific Islands」（来館者4,276人）では、第9回太平洋・島サミット（PALM9）開催を踏まえ、PALM9参加国19か国のうち機構の拠点がある9か国に焦点を当て、SDGsに絡めた機構の取組を中心に展示を行った。東日本大震災から10年になることも踏まえ防災に関する事業も取り上げ、来館者の関心につながった。また、パラオ共和国と三重県との友好提携25周年に着目し、三重県と共同でオンラインイベントも実施し、三重県との関係強化の機会となった。

【ほっかいどう地球ひろば】

- 小学生を対象に、新たにオンラインと対面を組み合わせた道内の留学生とグアテマラの異文化理解を図る国際協力体験プログラムを構築し、参加者のうち95%以上から「満足度が高い」との評価を得た。
- 利用者である教育関係者の目線に立ち、教育現場においてどんな場面、どんな形でひろば訪問や出前講座を活用できるのかをより明確に示した国際理解教育支援パンフレットを作成し、コロナ禍においてもプログラムが積極的に活用されるように工夫し、今後の利用者拡大へとつなげた。

(4) SDGs達成に向けた貢献

新学習指導要領を受けて教科書にもSDGsが掲載され、学校現場でSDGsは益々浸透している状況にあり、このような動きを踏まえ、2021年度も教員向け研修、国際協力出前講座、各種イベント・セミナー等で積極的にSDGsを取り上げ、学校教育の動きと連動した取組を実施した。特に、教員向けの各種研修では、蓄積されてきたSDGsの実践事例を効果的に活用して、より一層SDGsへの理解促進に貢献する取組を推進し、教育現場での学習指導案の作成や授業実践を支援した。これらSDGsに関する取組には、学校教育関係者ばかりでなく、自治体職員、青年会議所、メディアを含む民間企業、NGO/NPO等から幅広く参加者を得ており、日本国内でのSDGsの浸透と理解を促進した。

- **筑波センター**：茨城県教育研修センターの「中堅後期研修（年次研修）」（オンライン・動画視聴）、「SDGs研修（希望研修）」へ協力し、6回延べ586名の教員に講義を実施した。また、SDGs研修の参加教員に機構のSDGsカードを授業で使用してもらい、その実践事例を集めて「実践事例集」を作成するプロジェクトを実施し、地域の教員等に配付してSDGsへの理解や授業での実践に貢献した。このような取組は、研修の参加教員及び同センターから高い評価を得ており、SDGsの学校教育への浸透と同センターとの連携関係を強化した。
- **中部センター**：愛知県総合教育センター研修施設内に、機構事業やSDGsを紹介するコーナーを新設するとともに、同センターのeラーニング講座に対しSDGsコンテンツを提供するなど、教育機関との連携を深めた。
- **四国センター**：愛媛県新居浜市及び同市教育委員会が実施するSDGsをテーマにした絵画展「にいほまSDGsアートフェスティバル」の実行委員会メンバーとなり、海外拠点と協力して開発途上地域の子どもの絵画40作品を出展し、絵画を通して世界の課題やSDGsを考える場になった。

- **沖縄センター**：「おきなわ国際協力・交流フェスティバル2021」のオンライン実施に伴い、沖縄出身の著名人とともに沖縄の技術が開発途上地域で役立っていることを学べる動画教材を制作し、視聴者にSDGsや国際協力への理解推進を図った。

(5) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナの影響により、2020年度に引き続き、教師海外研修をはじめとする開発教育支援事業の多くにおいて、国内での代替対応、オンライン化・デジタル化などを活用した実施方法や内容の見直しを行った。2022年度も新型コロナ感染状況を見ながら感染対策を取りつつ対面の事業も可能な限り進めるが、それができない場合はオンライン化やデジタルを活用した取組を進める。

外国人材受入れの対応の一環として、開発教育支援事業においても多文化共生に関する様々な取組を実施した。2022年度においても、地域の外国人コミュニティ、NGO・NPO、海外協力隊経験者、過去の研修参加者といった国内リソースと協力し、多文化共生に関する学校現場のニーズに対応した研修等の継続的な対応を行う。

3-3. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

上記評価を踏まえ、引き続き新型コロナの影響を見極めつつ、関係者の安全や日本国内の感染防止を前提として、適時・適切な対応を取ることを期待する。この際、それぞれの担い手やとの意思疎通や、関係機関との密な情報共有・連携に留意されたい。なお、新型コロナの影響を受け現在の派遣数は限定的であるものの、JICA海外協力隊に応募する人材の確保や帰国後の活躍に向けた支援は引き続き重要な課題であり、積極的な取組を期待する。また、外国人材受入れ・多文化共生に係る側面支援をはじめとして、多様な担い手との連携強化を通じて国内の課題解決にも貢献していくことを期待する。

(2) 対応：

コロナ禍においても日本国内の大学、研究機関、自治体、NGO等との連携の下、事業を推進した。国内の感染拡大防止を念頭に、留学生向け共通プログラムや授業等をオンラインで開催した。SATREPS事業での研究者等とのシンポジウム開催、自治体との事業相談・実施、NGO向け研修等もオンラインで行う等、関係者の安全に配慮しつつ、適時適切な意思疎通・情報共有に努めた上で、事業を遂行した。

ボランティア事業では事業の適切な運営と、派遣を希望するJICA海外協力隊員のために、2020年度から続けて海外拠点による安全や感染防止状況の確認等、密な情報共有と連携、待機中及び訓練中のJICA海外協力隊員との不断の意思疎通や日本国内でのワクチン接種支援など、渡航再開に取り組んだ。JICA海外協力隊員の帰国後の活躍支援、社会還元促進に向けて、日本国内の関連団体と協働による特別派遣前訓練、奨学金制度の拡充や無料職業紹介事業の実施等に積極的に取り組むとともに、帰国JICA海外協力隊員が日本国内で社会課題に取り組む様子を積極的に広報し、協力隊の再ブランディングに取り組んだ。

また、多様なパートナーと連携した外国人材受入支援・多文化共生の取組を推進した。「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」の企業団体・個人の会員を拡大し、自治体向けオンライン研修等の開催や9言語対応ポータルサイトの開設等、コロナ禍でも活動を積極的に展開した。開発教育では、外国人材受入支援及び多文化共生の推進に向けて、地域の外国人コミュニティ、NGO、JICA海外協力隊経験者などの協力を得て、教員を対象にした研修も積極的に開催する等、国内の課題解決への貢献も念頭に事業を実施した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：S

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（2014年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（2015年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標設定時に想定した以上の政策実現に関する寄与等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認める。評価指標について、目標水準に対して約350%と大幅に上回っているが、これは主としてコロナ禍において、従来対面で行っていた相談について、オンライン面談等を積極的に活用することにより達成している。また、オンラインを活用した学校訪問プログラムの実施や施設紹介サイトの立ち上げ等の工夫により開発教育支援事業に係る相談件数が増加した例も確認された。

質的な成果について、具体的には、①「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」（JP-MIRAI）の活動を推進し外国人技能実習生等向けの9言語対応ポータルサイトの開設、②プラットフォームの会員と協働したコロナ禍により困窮するベトナムからの技能実習生向けの支援、③JICA開発大学院連携及びJICAチェアの更なる推進（JICAチェアの展開は46か国まで拡大）、④コロナ禍で様々な制約のもとでのJICA海外協力隊員の渡航再開（2021年度末までに39か国に344名）、⑤熊本県をはじめとした日本各地の自治体へ当法人職員を派遣させたSDGsの普及、国際理解教育の推進、地方創生等への取組、⑥ルワンダの水に係る映像教材の消費者教育教材表彰2021で最優秀賞（内閣特命担当大臣賞）受賞等、特筆すべき成果を上げた。

ア ボランティア

- ◎ **JICA海外協力隊員の渡航再開【③】**：39か国344名のJICA海外協力隊員の新規派遣を実現。新型コロナウイルスの感染防止対策と感染防止に向けた啓発手法の研修を派遣前に実施し、JICA海外協力隊員による感染対策を取り入れた意欲的な現地活動を奨励（感染症予防啓発の手洗いダンス動画制作やSNSでの発信、手洗い啓発イベントへの参加・協力等）。ルワンダではコミュニティ開発JICA海外協力隊員による衛生啓発の授業が高く評価され、作成した手洗い漫画が配属先の学校の全トイレ・教室に掲示される等、衛生面の意識向上を確認。
- ◎ **JICA海外協力隊帰国隊員奨学金事業の導入【⑤】**：国際協力人材の育成及びJICA海外協力隊への参加により得た知識及び経験を国内外でいかす社会還元を促進し、日本を含めた世界の平和と安定のための活動に従事することを目的に奨学金事業を新たに導入（2021年度11名）。
- ◎ **東京オリンピック・パラリンピック大会への貢献【⑤】**：JICA海外協力隊員が指導した選手が、東京オリンピック・パラリンピック大会にそれぞれ16名と1チーム（関連JICA海外協力隊員は17名）、5名（関連JICA海外協力隊員は3名）が出場。選手来日後の練習支援や通訳での帯同など、大会ボランティアも含め多くのJICA海外協力隊員経験者が大会に貢献。SNS記事の投稿、メディア向け情報発信を積極的に実施。ホストタウンの取組では、JICA海外協力隊員経験者（OV：Old Volunteer）を中心に国際開発教育、ホストタウン招致国の選手との交流、異文化理解、国際交流、地域活性化を促進。OVがホストタウンの自治体職員として働く事例も複数確認。
- ◎ **国内の課題に貢献する事業展開「グローバルプログラム」【⑤】**：海外協力隊合格者の希望者に、派遣前訓練の一環として自治体等が実施する地方創生活動に参加する機会を提供する「グローバルプログラム」を2021年度に新設・開始。合格者は町おこしイベントの企画運営（島根県海士町）、被災者仮設住宅での支援（熊本県人吉市）、農家支援（岩手県陸前高田市）等の活動を実施。
- 感染防止対策を徹底して、派遣前訓練を再開。再開した一般公募・選考で、募集説明会や選考時面接の全面的なオンライン化等、ICTを活用した運用強化。結果、2021年春募集でコロナ禍前と同程

度の応募者数を確保。

- 開発課題に関する技術支援体制を見直し、派遣前のJICA海外協力隊員への課題別訓練のオンデマンド化（50本）、SNSを活用した課題別グループの組成（15分野）、国横断的なセミナーや勉強会の実施等、派遣前及び派遣中のJICA海外協力隊員支援体制を強化。

イ 地方自治体

- ◎ **産官学連携ベンチャー企業の遠隔医療技術による協力実施【②】**: 産官学連携での香川大学発ベンチャー企業メロディ・インターナショナル(株)及びNPO法人E-HCIK（イーシーク）が共同で展開する遠隔医療技術（安全な出産）を活用した草の根技術協力をタイで2年間実施。タイ北部の遠隔地域の分娩の安全性向上に貢献、収集データによるタイ国内の製品の改善にも活用。ブータンの新規事業につながる等、周辺国にも波及。
- ◎ **熊本県との包括連携協定に基づく取組推進【②⑤】**: 包括連携協定に基づき熊本県庁・熊本県立大学に兼務で出向する機構職員が、国際協力人材の活用や開発協力経験をいかした熊本県の国際政策支援等を実施。豪雨被災地の復旧・復興のための官民連携ボランティア派遣、国際協力推進員を派遣した復興支援の枠組みづくり、国際協力人材を活用した地域おこしの支援が進捗。また、熊本県球磨地域振興局と官民一体の復興・地域活性化のための仕組みとして「ひごらぼ」を立ち上げたほか、熊本県立大学・熊本県教育委員会との県内高校へのSDGs/国際理解教育を開始。熊本県のマスコットキャラクター「くまもん」によるインドの手洗い運動の支援等、海外でのSDGs達成に向けた取組へも貢献。
- 埼玉県横瀬町役場に機構職員が出向し、横瀬町官民連携プラットフォーム事業「よこらぼ」の運営支援や町の総合振興計画の策定等に従事する等町おこしに貢献。また、民間企業を活用した交流プラットフォームの設立、町役場内のDX促進等にも貢献。
- 名古屋出入国在留管理局による多文化共生担当者連絡会議へ参加し、機構の外国人材・共生支援に関する取組を紹介。同局と「デジタルフォーラム共生社会実現に向けたサポートのあり方～官民産学連携の視点～」を中部・北陸内の自治体及び国際交流関係団体職員を対象に共催（75名及び報道3社からの参加）。

ウ NGO/CSO

- ◎ **草の根技術協力事業のインパクト発現【②】**: 富山県の一般社団法人「インドネシア教育振興会」による教育現場のデジタル化等を支援する環境教育離島モデルが、インドネシア国内の他地域へ拡大。「ラオス北部地域の教員養成校指導教官の能力強化を通じた、複式学級運営改善事業」（草の根技術協力）で作成された複式学級運営の手引きの全国普及に向けた取組促進。教員養成校のカリキュラムの改訂時には、本事業成果を活用して複式学級運営の手引きが作成され、全国の教員養成校での使用が決定。
- ◎ **「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」の活動推進、9言語対応ポータルサイト開設【③】**: 2020年11月の設立以来着実に加盟団体数を増やし、2021年度末で企業・団体会員275団体（うちNPO・NGO52団体）、個人会員148名が加盟。7月末から2か月間、新型コロナウイルスの影響で失業や、帰国困難となった在留ベトナム人24名に能力開発研修を実施。2022年3月に外国人材向け9言語対応のポータルサイトを開設し、機構の国内外の拠点や国内地域ネットワーク組織と連携して、同ポータルサイトの普及を促進。

エ 大学・研究機関

- ◎ **「日本理解プログラム」（共通プログラム）の拡充【③】**: オンラインの活用により実施規模を拡大して「日本理解プログラム」（共通プログラム）を計9回開催（機構研修員等237名が参加）。放送大学と共同制作した講義番組「日本の近代化を知る7章」の放送継続、オンライン授業として同講義番

組のオンデマンド化の開始と受講者の理解促進のためフォローアップセミナーの開催、「日本の近代化を知る7章」の続編シリーズ8章－15章の完成によるコンテンツの充実化等により拡充。

- ◎ 「JICAチェア」の展開【③】：日本の開発経験等を学ぶ機会を国外にも広げるため、各開発途上国のトップクラスの大学等を対象に、日本研究の講座設立支援を行うプログラム「JICA日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）」を46か国で展開。海外の要人からの期待も高く、各国大学での将来的な利用を目的に教材を多言語（翻訳済みの5か国語に加え、フランス語、クメール語等）。
- ◎ 留学生の来日に向けた取組【③】：コロナ禍で機構の留学生来日に向け政府各方面へ働きかけ、機構が追加的な防疫措置を講じることで機構関連の留学生の来日許可の獲得。安倍総理（当時）が発表した、2022年に2,000名が学ぶ状態の達成に道筋。来日待機中は遠隔講義の枠組みを導入し、学びの断絶を回避。
- ◎ JICA留学生に対する横断的なプログラムの実施【③】：JICA留学生ネットワーキングセミナー（2回。それぞれ約200名、約350名が参加）をオンラインで開催。機構理事長との意見交換や機構の案件主管部署による個別プログラムのほか、「ポストコロナ時代のイノベーションと日本の役割」、「大きく変動する国際情勢における地域連携の在り方」等をテーマとする講義やディスカッションを実施。また、インターンシップ実施対象者向けには企業交流会2回を開催（第1回：企業延べ48社、研修員延べ340名、第2回：企業延べ40社と研修員延べ364名が参加）し、留学生と日本企業とのネットワーキングの機会を創出。
- SATREPS事業で12案件（環境・エネルギー分野5案件、生物資源分野3案件、防災分野2案件、感染症分野2案件）を採択（タジキスタン向けの初のSATREPS事業を含む）。ガボンのSATREPS事業では、新型コロナウイルス検査の技術と手順を広める等同国の感染症対策に貢献。

オ 開発教育、理解促進等

- ◎ 新学習指導要領の施行に向けた取組【⑤】：水をテーマにルワンダの現地を取材し機構が製作した映像教材「世界につながる教室」が、消費者教育教材資料表彰2021において最優秀賞（内閣特命担当大臣賞）を受賞。学校現場でのグローバル化やSDGsの浸透を踏まえた教科書開発に資する目的で開催している教科書会社向けセミナーで、同映像教材を活用した授業実践事例など教育現場での実践事例を紹介。そのほか、教科書会社向けイベントの告知や授業実践の好事例等の共有を継続した結果、機構の事業が2021年度発行された9冊の教科書に掲載。
- 埼玉県教育委員会と連携して約3,000名の教員を対象にした研修を2020年度に引き続き実施。埼玉県立総合教育センター内のSDGsをテーマにした展示のリニューアルに協力。茨城県教育研修センターの研修に協力し6回延べ586名の教員に講義を実施。また、参加教員による、機構のSDGsカードの授業での活用について実践事例を集めて「実践事例集」を作成。地域の教員等に配付してSDGsへの理解や授業での実践に貢献。研修参加教員や同センターから高い評価を得て、SDGsの学校教育への浸透と連携強化に貢献。

3－5．主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

（定量的実績）

【指標 7-4】「ボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数」が目標値（1,200人）を約256%上回る4,273人となり、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。

(定性的実績)

1. ボランティア (【指標 7-1】「課題解決に資するボランティア事業の実施、ボランティア経験の我が国国内での発信及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況」)

年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・ JICA 海外協力隊員の渡航が再開され、39 か国 344 名が新規に派遣された。特に、ルワンダではコミュニティ開発の隊員による衛生啓発の授業が高く評価され、作成した手洗い漫画が配属先の学校の全トイレ・教室に掲示される等、衛生面の意識向上に貢献している。
- ・ 国際協力人材の育成及び海外協力隊経験の社会還元の促進等を目的に奨学金事業を新たに導入し、2021 年度は帰国隊員 11 名の実績があった。
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック大会への貢献として、海外協力隊員が指導した選手が、東京オリンピック・パラリンピック大会にそれぞれ 16 名と 1 チーム・5 名が出場。選手来日後の練習支援や通訳での帯同など、大会ボランティアも含め多くの JICA 海外協力隊員経験者が貢献したことは高く評価できる。
- ・ 国内の課題に貢献する事業展開として「グローバルプログラム」の開始し、国際協力人材の育成及び JICA 海外協力隊の知識及び経験の社会還元を促進する取組を評価できる。

2. 地方自治体 (【指標 7-2】「地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施、それら経験の我が国国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況」)

年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・ 産官学連携での香川大学発ベンチャー企業と NPO 法人が共同展開する遠隔医療 (安全な出産) のタイでの実績が、ブータンの新規事業につながるなど周辺国への展開を評価できる。
- ・ 熊本県との包括連携協定に基づく取組推進による熊本県の国際政策支援等を実施し、豪雨被災地の復旧・復興のための官民連携ボランティア派遣、国際協力推進員を派遣した復興支援の枠組みづくり、国際協力人材を活用した地域おこしの支援が進捗したことは評価できる。

3. NGO/ 市民社会組織 (CSO) (【指標 7-2】「地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施、それら経験の我が国国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況」)

年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・ 富山県の一般社団法人「インドネシア教育振興会」による教育現場のデジタル化等を支援する環境教育離島モデルが、インドネシア国内の他地域へも拡大した。「ラオス北部地域の教員養成校指導教官の能力強化を通じた、複式学級運営改善事業」(草の根技術協力) で作成された複式学級運営の手引きが全国の教員養成校での使用が決定するなど、草の根技術協力事業の効果発現に繋がっている点は評価できる。
- ・ 「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム (JP-MIRAI)」は、設立以来着実に加盟団体数を増やし、2021 年度末で企業・団体会員 275 団体 (うち NPO・NGO52 団体)、個人会員 148 名が加盟など活動を推進している。また、新型コロナウイルスの影響で失業や、帰国困難となった在留ベトナム人 24 名に能力開発研修を実施、外国人材向け 9 言語対応のポータルサイトの普及促進など順調な進捗は評価できる。

4. 大学・研究機関 (：【指標 7-2】「地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施、それら経験の我が国国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況」)

年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・「日本理解プログラム」(共通プログラム)について、オンラインの活用(機構研修員等 237 名参加)や、放送大学と共同制作した講義番組のコンテンツの充実化等、その実施規模の拡充を評価できる。
- ・日本の開発経験等を学ぶ機会を国外にも広げるため、各開発途上国のトップクラスの大学等を対象に、「JICA 日本研究講座設立支援事業(JICA チェア)」を 46 か国で展開した。海外の要人からの期待も高いなど、その取組を評価できる。
- ・JICA 留学生の来日に向けた取組として、来日待機中は遠隔講義の枠組みを導入し、学びの断絶を回避した。また、留学生に対する横断的なプログラムとして、「ポストコロナ時代のイノベーションと日本の役割」、「大きく変動する国際情勢における地域連携の在り方」等をテーマとする講義やディスカッションを実施した。その他、インターンシップ実施対象者向けに企業交流会を開催し、留学生と日本企業とのネットワーキングの機会を創出している。

5. 開発教育、理解促進等(【指標 7-3】「児童・生徒の世界や国際的課題等への関心向上に資する、教育関係機関等との連携も通じた開発教育の取組、及び開発課題や開発協力の市民への理解の促進状況」)

年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・水をテーマにルワンダの現地取材し製作した映像教材「世界につながる教室」が、消費者教育教材資料表彰 2021 において最優秀賞(内閣特命担当大臣賞)を受賞した。そのほか、教科書会社向けイベントの告知や授業実践の好事例等の共有を継続した結果、機構の事業が 2021 年度発行された 9 冊の教科書に掲載され、学校現場でのグローバル化や SDGs の浸透に貢献している。

(結論)

以上により、定量指標が 120%を越える結果を得たこと、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したほか特筆すべき定性的な成果が多数見られることから、新型コロナの制約がなかった場合と比して「S」評価とするまでの顕著な成果を得たとは言いがたいものの、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

具体的には、協力隊事業において、指導した選手が東京オリンピック・パラリンピック大会に出場した他、隊員経験の社会還元促進として日本国内の課題に貢献している点は評価できる。その他、産官学連携による遠隔医療事業の取り組みが、他国への展開に貢献している。草の根技術協力においても、当該国他地域へ普及・全国展開に寄与するなど、事業の効果発言に繋がっている点は評価できる。その他、水をテーマにした映像教材「世界につながる教室」が、消費者教育教材資料表彰 2021 において最優秀賞(内閣特命担当大臣賞)受賞や、2021 年度発行された 9 冊の教科書に機構の事業が掲載されるなど、学校現場でのグローバル化や SDGs の浸透に貢献している。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

上記評価を踏まえ、引き続き開発現場の様々なニーズの把握や状況に応じた迅速な対応を確保するため、国内の大学・研究機関、ボランティア、地方自治体、NGO 等が有する強みや経験を活用し事業を推進することを期待する。なお、コロナ禍にもかかわらず成果を得ることができたが、留学生(長期研修生)や協力隊員事業の実施は限定的であり、事業規模の拡大を含め更なる改善を期待する。また、外国人材受入れ・多文化共生に係る側面支援を始めとして、多様な担い手との連携強化を通じ、隊員の帰国後の活躍を含め、国内の課題解決にも貢献していくことを期待する。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

- ・国内の課題に貢献する事業展開「グローバルプログラム」: この試みは大変重要である。以前、

スリランカでは DDS (Domestic Development Service) という活動が展開され、UNV と連携して Grassroots の活動に従事したと聞き及んでいる。今後、地方の労働生産性の Gap を埋めるべく外国人労働者に対するサポートも視野に入れ、JOCV の国内版 Youth Mobilization のプログラムの強化を期待する。

“外国人材受け入れ支援の体制整備：外国人材受け入れ支援及び多文化共生に関する機構内の全体調整、「責任ある外国人労働者受け入れプラットフォーム（JP-MIRAI）事務局運営及び関係機関との調整を一元的に担う外国人材受け入れ支援室を国内事業部に設置” は急務であり、国際協力は「国内の国際問題」にも関連する重要課題として取り上げ、この種のプロジェクトを強化・推進していただきたい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 8	事業実施基盤の強化
業務に関連する政策・施策	—
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	—
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和3年度行政事業レビューシート：番号未定（無償資金協力、独立行政法人国際協力機構運営交付金）

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
プレスリリース発出数	250件 ¹¹⁴ (2017-2021)	50件	85件	72件	53件	42件	52件
フェイスブック投稿数	1,750件 ¹¹⁵ (2017-2021)	350件	1,045件	1,149件	983件	813件	752件
ODA 見える化サイト掲載案件の更新数（案件）	500件/年 ¹¹⁶	500件	1,207件	1,141件	1,245件	832件	1,125件
国際協力キャリア総合情報サイト（PARTNER）新規登録人数	10,000人 ¹¹⁷ (2017-2021)	2,000人	1,875人	2,325人	2,605人	4,347人	3,925人
国際緊急援助隊・感染症対策チームへの登録者数	200人 (延べ人数)	200人	185人	214人	244人	254人	259人
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額（百万円）			5,495	5,125	5,018	5,217	5,559
決算額（百万円）			5,008	4,350	4,496	4,595	5,472
経常費用（百万円）			5,154	4,583	4,526	4,649	5,614
経常利益（百万円）			△272	△140	△167	△823	△288
行政サービスコスト（百万円）			5,156	4,575	4,526	4,649	5,614
従事人員数			95	95	95	94	94

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (8)、中期計画：1. (8)
年度計画
1. (8) 事業実施基盤の強化

¹¹⁴ 前中期目標期間の実績から各年度5件増として設定する。前中期目標期間実績平均45件/年

¹¹⁵ 前中期目標期間の実績から約4%増として設定する。2015年度実績336件（日240件、英96件）

¹¹⁶ 前中期目標期間の実績と同等の水準として設定する。2010～2014年度の実績平均492件/年

¹¹⁷ 前中期目標期間の実績から約15%増として設定する。前中期目標期間実績平均1,746人/年

ア 広報

- 開発途上地域の開発課題に係る機構の活動及び成果を、オンラインツールや国内外で関心の高いイベント等の機会を活用し、国内外のプレス向けに発信する。また、国内外の一般市民に向け、広報誌、デジタルメディア、国際協力イベント等の多様なツールを活用した発信を強化する。
- 特に、新型コロナウイルス等の感染症対策を含む保健医療分野での協力を重点的に発信するほか、東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、開発途上地域におけるスポーツと開発の取組等を発信する。
- ウェブサイトは、ページ数削減等で管理負荷軽減を進めるとともに、2022年のリニューアルに向けた業務委託契約を実施し、具体的な作業に着手する。

イ 事業評価

- PDCAサイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価、フィードバックを着実に実施する。特に、2021年度に事業評価を行う事業は、2020年度に改定した評価基準（「整合性（Coherence）」を含む）を適用し、他の開発協力機関等による支援との適切な相互補完・調和・協調等について丁寧に確認・評価する。評価結果はウェブサイトにて迅速かつ分かりやすく公開・発信するほか、事業評価から得た知見を学会や国際会議等で発信する。
- 事業改善や効果向上に資するため、改定した評価基準ではサブレーティングの4段階化を適用するほか、テーマ別評価やインパクト評価等の各種分析や新たな評価手法による評価も継続的に実施し、事業評価から得られる教訓を協力方針の策定や事業の実施等にフィードバックする。
- 個別事業の効果の測定に留まらず、協力のまとまり（クラスター等）がどのような効果を発現しているのかの検証に資する事業評価について検討を進める。
- 事業評価の質の向上のため、評価実施・分析に関して、国際機関や大学等の多様な主体と連携して進めるほか、研修等を通じ、機構内外の人材の評価能力向上に取り組む。

ウ 開発協力人材の育成促進・確保

- SDGs達成への貢献、最新の援助潮流及び人材の需給状況を踏まえて能力強化研修を行うとともに、引き続き研修コースのラインナップ見直しや研修内容の改善を図る。また、オンライン研修の一部継続による遠隔からの受講促進やコンテンツの動画化等により、学習の利便性を高める。
- 2020年度までに国際キャリア総合情報サイト（以下「PARTNER」という。）で登録した個人及び団体双方のPARTNER利用を促進する。将来の国際協力分野の担い手となる若年層及び地方人材に対しては、2020年度までに拡充したコンテンツを活用し、将来の国際協力分野の担い手となる若年層及び地方人材に対する働きかけを強化し、キャリア形成を支援する。上記を通じて、引き続きPARTNER登録者・団体数の増加及び情報発信の強化に取り組む。

エ 知的基盤の強化

- 「平和と開発のための実践的知識の共創」のビジョンのもと、事業の効果向上及び国際援助潮流の形成に資する国際的な学術水準の研究を行い、一新された研究所の体制下で世界への更なる発信力強化に取り組む。特に、新型コロナウイルス対応、人間の安全保障、質の高い成長、FOIPと政治経済学、デジタル・トランスフォーメーション（DX）、日本の開発経験や開発協力の歴史、中国を含む新興国の動向や国際援助潮流を含めた開発協力等に関する研究を行う。また、各研究において、ウィズコロナ、ポストコロナ及びBBBの視点を踏まえ、新たな知見を引き出す。

- 研究事業の成果物のあり方、研究倫理のあり方、それに伴う質の管理、業務プロセス、内部統制、インセンティブ設計等について更なる改善を図る。
- 研究所の国際的プレゼンスを高め、一体感、統一感を醸成するため「人間の安全保障レポート（仮）」の作成に取り組む。
- 国際援助潮流の形成に、国際会議等を通じて積極的に参画する。
- 研究事業の質の向上と発信の強化のため、国内、新興国を含む海外の研究者、大学、研究機関等とのネットワークの充実を図る。特に、JICA開発大学院連携において、教材を作成しこれらを通じた知日派人材の育成とネットワークの強化を進める。また、日本人の中南米の海外移住史研究を通じ、国内の多文化共生の推進への貢献を図る。あわせて研究事業を通じた機構の研究人材の育成にも取り組む。
- ウェブサイトやメーリングリスト等の有効活用、オンラインツールの活用による多様な関係者に向けたセミナー等の開催、国際会議、学会、大学の講義等を通じて、政策担当者、開発協力実務者、研究者、学生等に対して、ワーキング・ペーパー、書籍等の研究成果を効果的に発信し、双方間の対話を促す。

オ 災害援助等協力

- 国際基準維持及び派遣時の効果的な活動展開を実現する上で必須となる、登録要員の能力維持・向上のため、新型コロナウイルスの感染予防策を取りつつ、実践的な研修・訓練プログラムを策定・実施し、併せて必要な資機材を整備する。
- 2021年度に予定されていた国際救助チーム再認証試験はオリンピック・パラリンピックの延期により2022年度に延期となる予定だが、これに備えて実施体制の強化及び資機材の更新を含め、引き続き国際緊急援助隊救助チームの基盤強化を推進する。
- 捜索・救助及び災害医療並びに感染症対策に関する国際連携枠組に参画し、日本の緊急援助の経験・知見を発信するとともに、効果的な協力体制確保のため、国内外の関係者とのネットワークを維持・強化する。具体的には、国際捜索救助諮問グループ（INSARAG : International Search and Rescue Advisory Group）の各会合及び演習の準備・実施を通じ、アジア太平洋地域内の捜索救助能力の向上と協力体制の強化に貢献する。また、WHO緊急医療チーム（EMT : Emergency Medical Team、以下「EMT」という。）イニシアティブの作業部会等へ参画し、感染症疾患に係るガイドライン作成支援等を通じ、EMTという国際連携の枠組みの強化に貢献するとともに、アジア太平洋地域各国とのネットワークの強化に取り組む。
- 医療チームは、WHOによるEMT標準の改訂動向を踏まえ、野外病院レベル（WHO EMT Type2）派遣の再認証に備えて、チーム体制・能力の強化を図り、最新の国際基準に沿った派遣準備態勢を整備する。感染症対策チームは、WHOによる感染症危機支援の規範形成（GOARN2.0等）及び日本政府が定める「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」の改定動向を踏まえて、これらに整合したチームの体制整備に取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 1. 参照）

- 国内外における機構事業への理解・支持促進に資する、情報発信及び広報活動の実施状況
- 多様な主体の参加や多面的な分析を含む事業評価の実施状況
- 能力強化研修の見直しを含む、開発協力人材に対する研修実施状況
- 開発協力事業の効果向上及び国際援助潮流の形成に資する、研究の実施状況及び研究成果の活用状況
- 国際資格の維持及び国際社会との連携を含む、国際緊急援助の態勢整備状況

3-2. 業務実績

No.8-1 広報

国民の幅広い層に対し、機構の認知度向上及び日本の国際協力的重要性に対する理解を深めるため、広報戦略で設定した重点ターゲットごとのアプローチに沿い、ウェブサイト、SNS、広報誌への掲載やメディアへの売り込み強化等、オンラインを含む多様なツールを活用し効果的な広報を展開した。また、重点テーマ以外にもトンガでの海底火山噴火やロシアによるウクライナへの侵攻を踏まえた調査団の派遣などの突発的に発生した事象に際して、各メディアへの取材対応やSNSでの発信を迅速に行うことで、災害や国際情勢の変化における機構の貢献について効果的な発信を行った。

(1) 開発課題や機構の活動及び成果の戦略的な発信

① 戦略的な広報への取組

- **広報重点テーマに即した多様なツールを活用した広報効果の最大化**：2021年度の初めに広報重点テーマを設定し、当該テーマに即して重点的に発信を行った（後述）。外部媒体の活用として、さかなクンとのコラボレーションによる大洋州YouTube動画シリーズ（総再生回数解数10万回）、在外9拠点と連携した、フラッグシップ案件の動画制作・発信（テレビ放映やSNS発信）、「Forbes JAPAN」（1万3,000PV）等のメディアとのタイアップによる連載企画、視覚障害者向けの音声化など、様々な媒体を通じたツールにより、幅広い年齢層や属性の市民に対する発信が強化された。機構が保有する自社媒体の活用としては、国内外ともにデジタル媒体へのアクセスが大幅に伸びる中、広報誌JiCA Magazineのリニューアルを実施した。冊子とともに、日本語、英語、フランス語及びスペイン語による仏西特設ウェブサイト、電子書籍、Podcast音声シリーズ、インスタグラムなどの複合的な媒体を活用した結果、特設機構ウェブサイトへのアクセスは、特設ウェブサイト開設前の平均月間5,393PVから10月開設後の2月末までで平均2万7,614PVと5倍超となるなど、より多くの人に認知された。さらに、「一目でわかるJICA」資料を作成、10以上の他多言語化をし、ウェブサイト上でも展開、広く周知した。また、SNS発信を継続して強化した。LinkedIn（米国発のビジネスネットワークSNS）機構公式ページのフォロワーは1年間で約4万人増加し、機構理事長のアカウントも新たに開設するなど発信を強化した。
- **オンライン記者勉強会の開催**：機構の最新の事業動向等を説明するオンライン記者勉強会を、2021年度は大洋州（PALM9）、気候変動、インドでの農村ビジネス、栄養、基礎教育をテーマとして6回開催した。加えて、機構理事長退任に当たり、退任記者会見を実施した。
- **トップ広報**：機構理事長が、日本経済新聞の「経済教室」、読売新聞の「地球を読む」、Financial Times紙に寄稿をしたほか、新潮社「Foresight」の「新・日本人のフロンティア」への連載、SNS（新規にアカウント開設したLinkedIn）での投稿（和英）、「東京栄養サミット2021」のサイドイベント等の多数のイベントへの登壇等など、各種メディアに露出し発信することで、国内外のオピニオンリーダー層・一般層双方に対する機構事業の理解促進に取り組んだ。特に、より広範な層に影響力を有するオピニオンリーダーとの対談を複数回（4回）行うことにより、日本国内のオピニオンリーダー層の読者が多い著名な雑誌のウェブ記事を通じた発信を強化した。また、「メディア懇談会」を開催し、主要メディアの論説委員等と機構理事長の意見交換の場を設け、機構の事業活動や関心事項について広く発信した。国際情勢の変化に応じて各メディアからのインタビューにも積極的に応じ、不安定化する世界におけるJICAの役割や貢献について効果的に発信した。加えて、機構理事長退任

に当たり、退任記者会見にて6年半の任期におけるJICAの取組と成果を総括的にアナウンスし、複数の報道につながった。なお、上記については積極的に自社媒体（ウェブサイト及びSNS）で拡散し、広報効果を高めた。

- **地方メディア向けの発信**：機構理事長表彰に関するプレスリリースを国内拠点と連携して作成、配信し、読売新聞や毎日新聞など26紙以上の全国紙地方版及び地方紙で報道された。また、機構内で国内拠点間の広報事例・知見の共有を通じた国内広報プラットフォームを立ち上げた。さらに、国内拠点の広報担当を主な対象とした広報研修の実施及び地方メディアへのアプローチ強化を目的とした調査結果に基づく改善策の提案等のフィードバックを通じ、地方メディア向けの発信力強化を図った。その結果、地方メディアの報道件数が2020年度の約2,500件から約4,000件に増加した。加えて、地方メディアを通じた発信強化の一環として、24道府県の地方紙に民間連携事業の優良事例紹介を目的とした広告記事を掲載した。
- **海外メディア・一般向けの発信**：機構理事長によるFinancial Times紙への栄養に関する寄稿や在外事務所所長による現地メディアへのインタビュー対応など海外メディアへの発信を行い、機構の事業などについて広く周知した。また、コロナ禍での緊急物資の供与や事業の完成等などの機会を活用して現地メディアに発信した結果、現地での多数の報道につながった。また、機構理事長による栄養宣言及び機構副理事長による気候変動に係る動画メッセージをYouTubeチャンネルやSNSを通じ発信した。さらに、広報担当現地職員を対象に、地域の特性に配慮し実践に即した研修・計画策定支援として、2020年度の英語圏研修に続き、2021年度はTICADを念頭に置いたアフリカ拠点向け研修1回、及びスペイン語による中南米向け研修2回を実施した。
- **国際協力イベント**：「グローバルフェスタJAPAN」は新型コロナ対応として、2日間のリアル（会場）とオンラインのハイブリッド型で10月に実施した。リアル（会場）・オンライン合わせて2日間で延べ1万人以上が参加・視聴するなど、外務省や国際協力NGOセンター等の関係機関と連携し、広く国際協力の認知を促進した。また、地方においても、11月の「おきなわ国際協力・交流フェスティバル」など、国内拠点が主導して、主にオンラインイベントに切り替える形で同様のイベントを実施し、SDGsやスポーツ、環境問題などの時宜にかなうテーマを選択し、広く国際協力の重要性や事業認知を促進した。
- **報道件数**：これらの取組によるメディアを通じた発信として、国内で約6,300件、海外で約12,500件の機構に関する報道があった。
- **ウェブサイトリニューアルに向けた取組**：機構公式ウェブサイトは、古いページの削除やPDF化によって大幅に容量を軽減し、アクセス迅速化と管理コスト低減を前進させた。また一方で、検索機能の追加や英語ページの充実を図り、ユーザビリティを向上させた。また、2023年度に予定しているウェブサイトの全面リニューアルに向けて、新たなサイト構成や掲載基準を整理し、政府調達の手続きを進めた。

② 重点主要テーマに関する取組

- **新型コロナウイルスの及ぼす影響への対応**：2020年度に開設した特設ページにおいて、事業地図を改良しつつ、「世界保健医療イニシアティブ」を中心に機構の新型コロナウイルス感染症に関する取組を積極的に発信した。機構広報誌の2月号（日本語）、3月号（英語）で感染症への取組を特集、これまで積み重ねた協力のアセットとともにコロナ対応について広く国内外に発信した。また、開発途上国一般市民への手洗い啓発活動として、インドにおいてハローキティ連携動画やザンビアに

おけるピコ太郎動画を制作、発信し、その優良広報事例の他国への横展開を図った。

- **多様性が尊重される社会の構築に向けた取組の発信**：責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）が、4月から開始した研究会などの活動について発信した。12月には外国人材の受入促進支援に係るプラットフォーム第2回総会を開催し、多くのメディア取材を受け、朝日新聞等で紹介された。2月には機構緒方研究所が主催したシンポジウムについて取材招致を行い、日本経済新聞やNHK等で報道された。国内拠点からも所管地域県における同テーマの事例を積極的に発信しており、中日新聞等のブロック紙への掲載にもつながった。
- **気候変動・陸域及び海洋環境管理**：10月に気候変動に関する記者勉強会を開催した。機構広報誌11月号で環境特集を組むとともに、COP26前後に集中的に広報を展開し、機構副理事長による動画メッセージや、機構の自社SNSを通じた投稿により総計14.7万PVを達成した。
- **大洋州との関係強化**：7月に開催された第9回太平洋・島サミット（PALM9）に先立ち、記者勉強会を開催した。機構広報誌6月号で大洋州地域を特集、広く国内外に発信するとともに、PALM9に関する特設ウェブページを設け、インフルエンサーとコラボを活用した動画を配信（総再生回数10万回閲覧）掲載するなど、機構の事業に関する発信を行った。
- **栄養**：12月に開催された「東京栄養サミット2021」に先立ち、記者勉強会を開催した。また、官邸国際広報室に協力、同室による対外発信の一環として、機構の専門家や活動を主とした動画やウェブマガジン記事計3本が制作され、日本から海外への発信に貢献した。自社媒体では、機構広報誌12月号で食を特集、栄養に関する特設ウェブページを設けたほか、また、10月のグローバルフェスタで栄養をテーマにしたイベントを実施した。さらに機構理事長による栄養宣言に関する英文動画メッセージを発信し1.4万回閲覧されるなど、機構の方針や活動に関する発信を行った。
- **スポーツと開発**：東京2020オリンピック・パラリンピック大会開催前から積極的に発信を行い、機構がプレスリリース、ニュースリリースで紹介した選手・JICA海外協力隊員の氏名や「海外協力隊」の語が含まれた大会期間中の報道が約120件に上るなど認知度の向上につながった。

(2) SNS、ウェブサイトを活用した情報発信

- 2020年度は新型コロナの世界的な感染拡大による影響を受け、広報可能な機構事業の活動縮小等により広報コンテンツが減少した。また、広報コンテンツの減少に伴うウェブ更新の減少から、ウェブサイト閲覧も減少に転じた。他方、新型コロナ特設サイトの充実や、重点テーマごとの特設ページを立ち上げるなど内容を更新した結果、2021年度後半は3,860万PVとなるなどの回復が確認された。
- SNSについては、2021年度も和英フェイスブックは1万7,482人、和英ツイッターは5,114人ファン数が増加し、2020年度に導入したLinkedInもファン数が約4万人増加するなど、SNSの特性である拡散力を活用し、日本政府や相手国政府、国連機関、自治体、民間企業、メディア、NGO等幅広い関係者と連携し、幅広い拡散に努めた。また、外部ウェブメディアと連携した企画実施や、同記事の機構ウェブサイト及び外部ウェブメディアに転載することで、Yahoo!等への転載実績も増え、発信効果が更に強化された。

(3) 事業上の課題、及び原因分析と対応方針

重点ターゲットに応じた最適な発信（内容、媒体、タイミング等）の継続的な実施とともに、新しい媒体や手法を取り入れていくことが課題である。また、国際協力に対する日本国内の具体的な関心（分

野、関心度合等）が多様かつ流動的である点にも留意しつつ、発信内容については柔軟な発想に立ち、機構の組織及び事業における戦略を踏まえた発信内容を計画的に選定していく。

さらに、メディアに対しては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるメディアによる取材態様の変化（現場取材の制限、オンラインツールの活用、提供画像・映像の積極活用等）を踏まえ機構でも発信体制を見直し対応しているが、人の移動や現場取材の制限を考慮しながら、より効果的・効率的な発信を行う。また、メディア環境の変化を踏まえたデジタルメディアや海外のターゲットに向けた海外メディア等との関係構築を更に強化していく。

No.8-2 事業評価

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
外部事後評価における、大学・NGO 等の参加による分析や、対象の特性を考慮した分析の実施件数	5件 ¹¹⁸	5件	5件	5件	6件	5件
分析結果の事業等での活用に向けたフィードバック強化の取組数	1件 ¹¹⁹	8件	8件	9件	3件	3件

(1) PDCAサイクルに沿った各種評価の着実な実施・評価結果の迅速な公開・知見の発信

- **事後評価の実施と公開**：評価対象となる、協力金額10億円以上の全ての事業及び10億円未満であっても有効な教訓が得られる可能性の高い事業計73件（内訳：技術協力プロジェクト17件、有償資金協力25件¹²⁰、無償資金協力31件）の外部評価と、2億円以上10億円未満の事業84件（内訳：技術協力77件、無償資金協力7件）の内部評価を実施した。また、その結果を機構ウェブサイトで公表した。
- **事前評価とモニタリング**：協力金額2億円以上の事業155件の案件形成時の事前評価表の策定について事業部門への支援を実施した。また、事前評価表作成に資するナレッジ教訓、指標レファレンスの策定、更新を進めた。
- **事業評価報告書の公開**：2021年度に実施した個別事業の全事後評価結果を2022年4月中の公開に向けて取り組んだ。また、年間の事業評価結果を取りまとめた「事業評価年次報告書2021」を機構ウェブサイトで2022年5月中の公表に向けて取り組んだ。同報告書では、特に学びの大きかった評価案件の事例や、世界的にも関心の高い感染症分野に対する機構の貢献、機構における衛星データを活用したモニタリング評価の取組等について紹介・発信した。

(2) 評価基準の改定・適用

- 2021年度事業評価対象案件に対し、2020年度に改定した「整合性（Coherence）」を含む新評価基準を適用し、他の開発協力機関等による支援との適切な相互補完・調和・協調等について丁寧に確認しながら評価を実施した（評価結果は2022年度に確定）。

¹¹⁸ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹¹⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹²⁰ 25件のうち23件が円借款、2件が海外投融資（海外投融資は2020年度より事後評価を本格再開）。

- 事業改善や効果向上に資するため、改定した評価基準ではサブレーティングの4段階化を適用した（評価結果は2022年度に確定）。
- SDGsの理念を踏まえた新評価基準では、「誰一人取り残さない」世界の実現に向け、受益者間の差異を把握し「公平性への配慮」や「Well-Being」等、具体的な視点について、評価に反映するその方向性・考え方を検討・取りまとめた（後述（3）参照）。

(3) 教訓のフィードバック、評価結果の各種分析、新たな評価手法の継続検討

① 協力方針策定や事業実施等へのフィードバック

- 事業計画段階の事業事前評価表等で「過去の類似案件の教訓と本事業への適用」を確認し、類似案件の評価結果から得られた教訓を活用した。具体的には、政策アクションがもたらす効果の範囲を踏まえつつ、具体的な目標を示すことが望ましいとの教訓から、各プログラム（施策）による裨益者数等、可能な限り明確かつ計測可能な指標・目標値の設定を行った（ヨルダン：新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款）。
- 事後評価では、スリランカ「橋梁維持管理能力向上プロジェクト」やブラジル「統合自然災害リスク管理国家戦略プロジェクト」（いずれも技術協力プロジェクト）等で過去の類似案件からの教訓を活用し、成果発現につながったことが確認された。例えばスリランカの事業においては、「パイロットプロジェクトにより現場技術者が実際の点検・補修現場を経験できる機会を提供することが有効である」との教訓を踏まえ、地方の現場技術者に対して実践的な技術移転を行ったことで、同国道路開発庁における橋梁維持管理に係る能力向上が確認され、同国全土における橋梁維持管理状況の改善に寄与した。
- 2020年度に事後評価を行った事業の結果・導出された学びや教訓に関して、今後実施する類似事業にいかすべく、機構内職員向けに事業評価結果のフィードバックセミナーを行った。

② テーマ別評価

- テーマ別評価「Leave No One Behind実現に向けた社会的弱者に関する評価手法」では、誰一人として取り残さないという視点を事業評価に導入すべく、①実施プロセス（介入策が包摂性や公平性に配慮していたか）及び②成果（有効性・インパクトにおける受益者間における差異）の主な2点に着目し、代表的な指標例、評価判断の事例について整理した。分析結果は日本評価学会（12月）で報告した。
- テーマ別評価「Human Well-being/Happinessに関する評価手法」では、近年急速に注目が高まるWell-beingについて、地方自治体や他のドナー機関での事例をレビューし、機構の事業評価制度に適切に組み入れるため概念を整理し、検討内容を日本評価学会で中間報告した。
- テーマ別評価「民間資金動員に関する評価手法の検討」について、民間投資の促進を図るBlended Financeに対する事業評価に関する他の援助機関等の評価アプローチ・評価項目・評価視点・レーティング手法等を比較・分析し、試行的評価の実施を通じて、機構が民間資金の動員・触媒効果を評価する際の視点及び留意すべき点等の示唆を得た。
- テーマ別評価「評価結果の横断分析地方給水分野における実践的なナレッジ教訓の抽出」について、2010年以降の57の地方給水分野の既往案件を対象に、教訓の横断レビューと、それを基にしたナレッジの教訓化を行った。
- テーマ別評価「保健医療セクター（感染症対策）における機構の協力の開発効果のインパクトと途

上国の経済社会開発への貢献度合いの客観的評価レビュー」について、援助手法の横断的な2次的評価レビューを行い、機構の支援により産出され現在も活用されている優良成果を客観的に特定した優良成果カタログ、感染症対策分野における教訓を類型整理したナレッジ教訓シートを作成した。本取組については、ODA評価ワークショップ（後述（5）①参照）で報告した。

- テーマ別評価「留学生事業の評価手法分析」について、セオリー・オブ・チェンジ（ToC：Theory of Change）を用いた事業効果の検証、比較群の活用による事業効果の検証を試行、留学生事業の評価に関する提言（事業計画時のToC明示化や適切な指標の設定、中長期的なアウトカムの検証のための体制整備の必要性など）を得た。分析結果は国際開発学会で報告した。
- テーマ別評価「多角的アプローチによる栄養改善」について、栄養改善分野での複数分野によるアプローチの有効性に関する定量分析、機構や他機関による複数分野の栄養改善事業を対象とした定性分析を通じ、介入分野の増加や特に保健分野の介入と組合せ・介入の地理的集中が、発育阻害の改善に有効である等の示唆を得た。本調査の一部の分析結果は「東京栄養サミット2021」での機構による情報発信に活用された。

③ プロセスの分析

- ベトナム「カimeップ・チーバイ国際港開発事業」、「ラックフェン国際港建設事業」、「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業」等関連事業（以上、円借款）について、案件形成時もしくは事業効果発現に至る過程を分析する「プロセスの分析」を2020年度より継続して実施した。
- ルワンダ「教員間の校内相互研鑽強化プロジェクト」（技術協力）について、効果発現に至った促進・阻害要因を特定した。分析結果については国際開発学会で報告し、また機構内関係部署間で共有、事業改善への活用を図った。

④ インパクト評価

- 機構内関係部署間への共有、他事業へのフィードバックを目的に、タイ「バンコク大量輸送網整備事業」（円借款）を対象としたインパクト評価を実施した。評価分析結果は日本評価学会で報告した。
- 日本式交番制度をモデルとしたブラジル「地域警察活動」（技術協力）の取組（2000年国別・課題別研修、2005～2018年技術協力プロジェクト（フェーズ1～3））を対象にインパクト評価を継続した。
- ヨルダン「第二次北部地域シリア難民受入れコミュニティ水セクター緊急改善計画」（無償資金協力）を通じた平和創出の貢献に関するインパクト評価を継続した。
- より円滑にインパクト評価の企画・実施を行えるようにすべく、機構におけるインパクト評価の実施支援体制強化及び組織内の能力強化を推進した。能力強化に関しては、インパクト評価の案件形成・発注のための能力向上・人材育成を目的とした機構内職員向け研修等を実施した。

⑤ 質的比較分析（QCA：Qualitative Comparative Analysis）

- 2019年度外部事後評価案件であるインド「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」「ウツタル・プラデシュ州参加型森林資源管理・貧困削減事業」（両事業とも円借款）を対象に質的比較分析の実施を継続した。

⑥ 統計分析

- 2021年度から新たな評価基準・レーティングシステムを導入したことから、旧レーティングシステムによる事後評価結果について総合的な分析を行った。分析の結果、有効性・インパクトのサブレーティングはスキームとの関係が強く、また持続性のサブレーティングは地域とスキームとの関係が強いことが明らかになった。なお、機構統合前後に開始された案件は、有効性・インパクトのサブレーティングが高い傾向がみられることが分かった。しかし、統合後に開始された案件はまだ事後評価が完了していない案件が多くスキームも偏りがあるため、機構統合の影響を明確に特定するには至らなかった。

⑦ その他

- 事後評価において衛星データを運用効果指標の代替・補完的なデータとして活用し、定量的・客観的評価を追加した。また、衛星データを活用したモニタリング・評価において、活用可能なツール（分析マニュアル・衛星データリスト）を整理し、開発コンサルタント業界を含む機構内外への情報発信を行った。

(4) 新しい事業マネジメントに向けた評価検討

- 新たな事業マネジメントの単位となる、JICAグローバル・アジェンダの策定及びそれに紐づくクラスター事業戦略に関して、事業のモニタリング・レビュー・評価に係る手法等を中心に、機構内の検討・整理を実施した。機構の事業評価外部有識者委員等からの助言も得て検討・整理を進めたほか、最新の検討状況について、国際開発学会及び日本評価学会全国大会で報告した。
- クラスター計画書の事前評価及び事後評価の試行や、ガイドライン案の作成を行うための実施方針を確定し、その実施支援を行うコンサルタント選定を行い、2022年度の更なる実施に向けた準備を進めた。

(5) 事業評価の実施基盤強化と質の向上・他団体との協働

① 国際機関や各国との連携・協働

- 外務省主催のODA評価ワークショップ（アジア・大洋州を中心に24か国・地域が参加）で二つのセッションに参加した。世界的に関心の高い保健医療（感染症対策）に関し、テーマ別評価（上述（3）②参照）の調査結果を基に、これまでの機構の感染症対策への取組・成果を共有した。また、2020年度他国・他機関に先駆けて実施した新DAC評価基準を踏まえた機構の評価基準改定に係る検討経緯・課題についても共有した。
- OECD・DAC下部機関の開発評価ネットワーク（EvalNet）定例会合へ参画し、開発協力事業の評価をめぐる国際潮流に係る情報を収集し、議論に貢献した。

② 内外部人材の評価能力向上

- 事業評価に関する内部人材育成を目的に、年間を通じて職員等向けの研修（事後評価入門研修を27回、在外拠点における評価セミナー1回）を実施した。
- 日本評価学会の評価士養成講座では機構の事業評価に係る講義を実施し、評価の専門性を持つ人材の育成に貢献した。加えて同講座を機構職員等10名も受講し、評価に関する幅広い知識と技法を身につけた評価士としての認定を学会より取得した。

- 開発途上国人材の評価能力向上に向けて、2020年度に続き、課題別研修「質の高い事業評価のデザイン、実施及び制度構築のための能力強化」をオンラインで実施した。研修員の参加国は2020年度の6か国から11か国へ拡大した。

③ 評価結果・教訓・分析結果の発信

- 評価の専門性向上、また今後の機構の事業評価のより良い運用・改善につなげることを目的として、プロセスの分析や衛星データを活用した評価の事例、ToCの機構事業への活用検討、テーマ別評価（「Human Well-being/Happinessに関する評価手法」、「Leave No One Behind実現に向けた社会的弱者に関する評価手法」）の調査結果、開発課題別の事業戦略の強化・推進に向けた最新の取組状況等、事業評価に関する最新の動向を国際開発学会及び日本評価学会全国大会で発表した。

(6) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

2022年度も引き続き評価手法の改善を図る。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い現地調査の実施が困難な状況下においても、遠隔調査を活用した情報収集を行いつつ、現地渡航が再開された際には柔軟に対応する。

No.8-3 開発協力人材の育成促進・確保

開発における協力ニーズが多様化する中、開発協力人材の不足は喫緊の課題である。その課題に対して、協力ニーズに対応した人材養成及び人材の裾野拡大のためのキャリア形成支援に取り組んだ。具体的には、能力強化研修でSDGs達成に向けた即戦力人材の養成、研修コースのラインナップの見直し、そしてオンライン研修の実施等、参加者にとっての学習の利便性を高める取組を行った。また、国際キャリア総合情報サイト「PARTNER」では、関係機関との連携やキャリア関連コンテンツの拡充等を通じて、PARTNER登録者・団体数の増加及び利用促進を進め、開発協力人材の裾野拡大に取り組んだ。

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
能力強化研修参加者数	349人 ¹²¹	565人	503人	464人	473人	518人

(1) 多様な協力ニーズに対応した開発協力人材の養成と確保

- **SDGs達成に向けた人材養成**：SDGs達成に向けて、JICAグローバル・アジェンダ等機構の事業戦略における重点分野や新たに取り組む分野を中心とした能力強化研修のラインナップに見直した。2021年度は新規3コースを含む計20コースを実施し、多様な分野の開発協力人材の養成に取り組んだ。特に、「栄養改善人材育成」、「教育政策アドバイザー育成研修」、「民間セクター開発」、「気候変動対策と開発」等、SDGsゴールに対応するコースを実施し、当該分野を担う開発協力人材の養成を行った。研修対象者は一定の専門性を有する開発協力人材を主とし、機構の事業に参画することを前提に、実践的な知識や技能の習得に重きを置いた研修内容とした。また、新型コロナウイルス感染症予防のため全コースをオンラインで実施し、遠隔地からも受講者を受け入れた。そのほか、事前

¹²¹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

課題用として動画教材の活用を強化するとともに、動画コンテンツを研修受講者以外にも共有する等、研修コンテンツの有効活用を通じ人材の裾野拡大に貢献した。

- **将来を見据えた人材の養成**：将来の開発協力人材を養成するため、機構本部及び国内拠点に加え、開発コンサルティング企業国内オフィス（海外拠点はコロナ禍により実施見送り）でインターン99名を受け入れた。加えて開発協力におけるニーズが高い分野で機構事業の中核を担う専門人材の育成のため、将来にわたり開発協力業務に従事する意志を有する個人に対し、海外の教育機関等で学位取得機会を提供する開発協力人材育成事業を2021年度より開始した。

（2）開発協力人材の裾野拡大を目指したPARTNERの利用促進に向けた強化

（ア）PARTNERの利用促進に向けた強化

- **キャリア形成支援、多様な働き方の促進のためのコンテンツや掲載情報の拡充**：PARTNERでは「学びコンテンツ」ページを拡充し、国際協力及び開発教育について学べるコンテンツやキャリア関連の動画コンテンツを集約して提供できるよう改修を行った。また、従来より関心が高いテーマである開発協力業界のワークライフバランスに関する情報をオンラインセミナーで発信するとともに、外務省、国際機関、開発コンサルタント、NGO等で活躍する開発協力人材のキャリア形成の事例としてPARTNERの「キャリア図鑑」の新規記事21本をリリースする等キャリア形成支援と多様な働き方の促進に取り組んだ。
- **新たな開発協力人材の登録**：2021年度にPARTNERに新規に登録した開発協力人材は、3,925人となり、目標値（2,100人）を上回った。
- **国内の社会課題への貢献**：日本国内の現場での実務機会を通じて、今後の開発途上地域での協力をより効果的に推進していくことに加え、国内の多文化共生・地域活性化に資することを目指し、機構専門家等の経験を有する開発協力人材を、日本国内の現場（地方自治体、大学等）に9名派遣した。自治体では外国人材の安定定住に向けた各種事業の提案等に貢献するとともに、大学では、地域の新型コロナ流行下における子どもへの影響と対策をまとめた。開発途上地域での経験が国内の多文化共生・地域活性化にも資することを示すことで、今後、国内で活動する団体のPARTNERの利用促進強化にもつながることが期待できる。

（イ）開発協力人材の新規開拓

- **関係機関との連携深化**：外務省、開発コンサルタント、NGO等関係機関と連携し、各種キャリアイベント等を開催することで開発協力人材の新規開拓を行った。具体的には、（一社）海外コンサルティング協会と連携した開発コンサルタントを目指す人材向けのキャリアセミナー、外務省国際機関人事センターと連携した国際機関を目指す人材向けのセミナー等計25回開催し、延べ2,047名の参加を得た。また（株）開発ジャーナル社主催の「国際協力キャリアフェア」を後援し、660名の参加者を得た。さらに、海外で事業展開する本邦企業等の団体登録を拡充するために、中小企業・SDGsビジネス支援事業の応募団体向けに登録勧奨を行い、企業の団体登録が2020年度の156団体から236団体に増加した。
- **国際協力分野への若年層の関心拡大と促進**：上述のとおり「学びコンテンツ」を拡充し、学生向けコンテンツを見直すとともに、国際協力業界に関心のある若年層のファーストキャリアを考えるJOBセミナー「途上国で社会課題解決に取り組む人材になる『20代のキャリアパス・専門性の磨き方』」を開催し、108人の参加を得た。また、国際協力に関心を有する学生（大学生・大学院生）及

び社会人を対象とする機構のインターンシップ参加者を増やすべく、PARTNER上での広報を強化した。また、新卒採用イベントにおける広報を強化した結果、応募者が2020年度の514～669名に増加した。加えて、機構新卒採用及び社会人採用マイページへの登録者にPARTNERへの個人登録を促した結果、3,341名の新規登録があった。

(3) 事業上の課題、及び原因分析と対応方針

開発協力人材の不足という課題に対し、人材の裾野拡大とともに、人材が不足する分野での即戦力人材及び専門人材の養成が必要である。人材の裾野拡大については、従来の登録者に加え、機構職員・海外協力隊応募者等の情報を統合し、機構の人材募集に応募した人材情報の一元化を行う。同情報を迅速に分析・活用し、各人材の志向に合った情報を適時に提供し中長期的なキャリア形成を促進するための体制整備を行うため、2021年度より次期PARTNERシステムの要件定義に着手し、2023年度より新システムを稼働する。人材が不足する分野等での人材の養成については、JICAグローバル・アジェンダ等機構の事業の実施方針に基づき、戦略的に能力強化研修を実施することに加え、2021年度開始となった開発協力人材育成事業を通じて、開発ニーズが高い分野における機構事業の中核を担う専門人材を養成する。これらを通じて、開発協力人材の養成・確保に係る取組を強化していく。

No.8-4 知的基盤の強化

新型コロナ、質の高い成長、DX等の研究を継続しつつ、政治経済学、外国人共生、信頼と開発協力といった切り口での研究にも着手した。研究成果は、新たに創刊したレポート『今日の人間の安全保障』等の発刊物や動画媒体、世銀・ADB等との共催イベント、COP26のサイドイベント等で積極的に発信した。日本の開発協力の歴史に関する書籍が「国際開発研究大来賞」を受賞した。緒方貞子メモリアルギャラリーを新設した。ポリシー・ノートの発刊や協力案件への参画、研究関連情報の組織内発信等を通じ、研究成果の事業へのフィードバック、機構内の研究人材育成に取り組んだ。

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
研究成果のダウンロード数 (万件)	5.2万件 ¹²²	7.1万件	10.8万件	4.8万件	4.2万件 ¹²³	6.0万件
国際機関・政策担当者等への効果的な発信事例 / 機構事業へのフィードバック事例の件数	15件 ¹²⁴	17件	17件	18件	19件	20件
	15件 ¹²⁵	15件	17件	18件	19件	20件

¹²² 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹²³ 2020 年度の集計値に誤りがあり今回更正

¹²⁴ 2015年度実績

¹²⁵ 2015年度実績

(1) 効果的な事業実施及び国際援助潮流の形成に資する研究と発信

① 新型コロナ関連

- **新型コロナ関連の研究**：感染症に強い保健システム・社会や機構の協力戦略の在り方を検討するため、保健医療を中心に開発途上地域と日本における影響や対応からの教訓分析等の活動を進めてきた「新型コロナウイルス対策に関する比較・実践的研究」研究会を発展させ、新規研究プロジェクト「COVID-19研究：ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）と強靱な社会に向けて」を立ち上げた。同研究プロジェクトでは、危機に強い医療提供体制に関する比較研究、日本の病院における新型コロナの集団感染に関する事例研究などを進めた。研究成果を保健関連の学会で発表する等、各所での発信を積極的に進めた。あわせて、2020年度から継続的に開催している「JICA COVID-19ー日本の経験を共有するーウェビナーシリーズ」を7回開催し、各分野の第一人者の専門家をスピーカーとして迎え、最新の知見・経験の発信・共有を進めた。
- **ポスト・コロナのアジア経済**：研究会「ポスト・コロナのアジア経済社会構造ダイナミクスに関する研究」の成果として報告書『アジア経済レポート～ポスト・コロナのバリューチェーン：日系企業インタビューを中心としたアプローチ～』（日本語版、英語版）を発刊した。貿易や企業業績・財務の観点から、新型コロナの感染拡大や米中対立の影響を分析したほか、アジア地域に展開している日本企業へのインタビューを通して、バリューチェーンやサプライチェーンの現状や課題をまとめた。

② 人間の安全保障

- **人間の安全保障に関するレポートの発刊**：機構緒方研究所のフラグシップレポートとしてJICA緒方研究所レポート『今日の人間の安全保障』を発刊した。コロナ禍により世界で国、社会、人々の脆弱性が深刻化する中、人間の安全保障の概念がより重要となっている。人間の安全保障という切り口で、研究成果の対外的な見える化を図り、現場での活用や国際援助潮流の形成に貢献するため同レポートを創刊した。
- **UNDP人間の安全保障特別報告書への貢献**：国連開発計画（UNDP）人間開発報告書オフィスが人間の安全保障特別報告書の作成に向けて開催したシンポジウム「A New Generation of Human Security」の「人間の安全保障に対する脅威：暴力的な紛争と犯罪」のセッションに、機構緒方研究所の副所長が登壇した。機構事業や同研究所の研究成果にふれながら「新時代の人間の安全保障（人間の安全保障2.0）」のコンセプトを共有し、現在生じているパンデミックにより人権や尊厳の問題が生じている現状や、DXや民間企業との連携による新たなアプローチを紹介して、議論を活発化させた。また、UNDPに設置された「人間の安全保障に関する特別報告書ハイレベル諮問パネル」に対して日本政府からインプットを行うために開催された外務省の会合に、機構緒方研究所長が参加し、機構事業や国際政治学の観点から貢献した。
- **動画による発信**：「緒方貞子元JICA理事長が実践した『人間の安全保障』～フィリピン・ミンダナオ～」と題した動画を公開した。同動画では、機構の理事長を約10年間務めた緒方氏が推進した「人間の安全保障」とは何か、機構はその実現のためにどのような協力を続けてきたのかをフィリピン・ミンダナオでの事例を取り上げながら、緒方研究所の基本方針の一つである「人間の安全保障の実現への貢献」を解説した。また、UNDPがヨルダン大学戦略研究所との協力の下で公開を始めた動

画シリーズ「Takatof¹²⁶United We Stand」に同研究所の上席研究員が解説を寄せ、「人間の安全保障」の概念や政策、アプローチについて説明した。

③ 質の高い成長及びSDGs

- 書籍『鉄道で世界をつなぐー海外プロジェクトの現状と展望』の発刊、出版記念セミナーの開催：鉄道システム輸出の効果的な実施に向けて、機構が世界各国で機構が取り組んだ鉄道インフラ整備事業におけるナレッジを取りまとめた書籍『鉄道で世界をつなぐー海外プロジェクトの現状と展望』（機構運輸交通ナレッジ著、日刊建設工業新聞社）発刊し、出版記念セミナーを開催した。同書は、鉄道関係企業からなる日本鉄道システム輸出組合から推奨された。
- 書籍『SDGsで世界をつなぐーODAを活用したビジネス展開の可能性』（機構副理事長編、機構イノベーション・SDGs推進室監修、日刊建設工業新聞）の出版：SDGsの達成に向け機構が実施する中小企業・SDGsビジネス支援事業を活用し、海外進出を成し遂げた企業の事例を紹介し、日本の優れた技術の海外への展開を促進するもの。
- 研究プロジェクト「質の高い成長にかかる研究」の成果として英文書籍『SDGs, Transformation, and Quality Growth : Insights from International Cooperation』を発刊した。2015年に閣議決定された開発協力大綱における核心である「質の高い成長」の概念（包摂性、強じん性、持続可能性）について、産業開発、環境、都市化等のケーススタディを基に説明した。

④ 政治経済学の視点

- 国際協力の在り方が、米中対立の激化等の昨今の国際政治情勢の変化の影響を受けるようになっていくことに鑑み、機構緒方研究所に政治・ガバナンス領域を新設し、政治経済学・国際政治学的な観点から国際協力の在り方を検討することとした。その取組の具体化として、研究プロジェクト「インド太平洋の開発と平和の新ダイナミクスー途上国の中国への対処ー（仮称）」の立ち上げ準備を進め、インド太平洋地域の諸国が中国とどのような関係を構築しようとしているかについて検討を行うこととした。

⑤ デジタル・トランスフォーメーション（DX）

- ブルッキングス研究所との共同研究「ブレークスルー：持続可能な開発のための最先端技術の可能性」では、近く実用化が可能であり、開発途上国への普及の可能性が高いと見込まれる技術を対象として、SDGs達成に向けた技術活用の提言を行い、書籍『Breakthrough : The Promise of Frontier Technologies for Sustainable Development』を発刊した。機構から衛星技術を活用した森林管理とスマートシティの事例を提供し、デジタル技術の適用によるモノやサービスの開発や制度面でのブレークスルーの可能性と、開発途上国の開発課題への革新的技術の適用に向け、議論を深めた。

⑥ 日本の開発経験や開発協力の歴史

- 研究プロジェクト「日本の開発協力の歴史」において、全7巻の書籍シリーズ「日本の開発協力史を問いなおす」の第7巻『開発協力のつくられ方ー自立と依存の生態史』を発刊した。日本の開発協力の対象となった国や人々の声を聞くとはいったことなのか、日本側の政治的過程や思想の移り

¹²⁶ Takatofとはアラビア語で「手に手を取る」「肩を組みあう」という意味で、助け合い運動やボランティアプログラムの名称に使われる。

変わりはどういったものだったのか、国際協力を歴史的に評価する視座を持ちながら、開発途上国に向けられてきた近代日本の顔に迫り、これまで語られてこなかったアジア・世界の中の日本近現代の歩みについて考察した。また、2021年6月には、本研究プロジェクトに有益な知見・資料・情報などを提供するバックグラウンドペーパーとして「Japan's Official Development Assistance (ODA) to the Philippines」及び「アジアの経験をアフリカに」を公開した。

⑦ JICA開発大学院連携

- JICA開発大学院連携に関し、国際大学と共同で教材開発を行い、2021年度には機構担当分として、財政基盤の弱い国におけるプロジェクト成果の持続性と、ケーススタディ教材「Story of Failed Development of Alternative New Port in National Capital Region」を作成した。また、放送大学と共同で制作している教材「日本の近代化を知る」シリーズの続編8章について、2020年度に制作した機構理事長による「近代日本と戦争」を含む前半4章の放映を2021年度に開始し、後半4章についても、2021年度中に収録を終えた。これらの教材等を用い、2021年度は13大学で14のプログラムを実施したほか、JICA開発大学院連携を海外に展開すべく実施している「JICAチェア」をペルー、アルゼンチンなど46拠点にて行った。

⑧ 国際援助潮流形成に向けた国際会議などでの発信

- **世界銀行共催セミナー**：世界銀行グループによる「World Development Report (WDR)」の2021年版『Data for Better Lives』発刊を受け、セミナー「世界開発報告 (WDR) 2021：生活向上のためのデータ活用」を共催した。機構緒方研究所の副所長が登壇し、データは人間の安全保障の実現にとっても欠かせないこと、また、機構が考える社会契約（国民と国家の間にある黙示の契約）の柱は、安全・豊かさ・自由であり、WDR2021と目指す方向は同じであることを指摘した。また、世銀が新たに発表した報告書『途上国におけるサービス産業の貢献：サービス主導型開発の可能性』（At Your Service? : The Promise of Services-Led Development）に関するセミナーを共催し、機構緒方研究所の上席研究員がコメンテーターとして登壇した。
- **ADB・ADB I共催国際会議**：アジア開発銀行（ADB）、アジア開発銀行研究所（ADB I）とともに、国際会議「アジアの開発途上国における高齢者の健康と生活水準についての国際会議一個人・家計データの役割」を開催した。機構緒方研究所の上席研究員が「社会保護とセーフティーネット」セッションの座長を務め、アジアの高齢者の健康と生活水準を支えるためにデータが果たす役割を検討するとともに、新型コロナウイルスのパンデミック収束後の高齢者の生活の質の向上を目指し、データ整備の改善に向けた政策提言を行った。
- **COP26サイドイベント「ジャパン・パビリオン」セミナー**：国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）における環境省主催のサイドイベント「ジャパン・パビリオン」にて、機構緒方研究所はセミナー「SDGsレジーム下における新興国の環境・気候変動政策への取り組みとその課題～開発協力のアプローチに関する研究からの提言～」を開催した。本セミナーでは、新興国における環境や気候変動の発展的取組に関する研究の成果を踏まえ、SDGsやパリ協定で各国が求められる新たな取組を実施するための能力強化の重要性と有効な支援のアプローチについて報告し、ASEAN諸国の専門家も交えた意見交換を通して、今後の政策に向けた提言を行った。

⑨ 新たな課題への取組等

- **外国人共生社会の実現に向けた調査研究**：2030/40年における外国人との共生社会の実現に向けた調査研究を実施した。中長期的な外国人労働者の需給や多文化共生に係る国、地方自治体の取組の現状や課題を分析し、日本における外国人との共生や国際協力の在り方を提言した。特に外国人労働者の需給シミュレーションは日本で初めての試みであり、2040年には現在の4倍の外国人労働者が必要となること、それに対して供給ポテンシャルは不足していることを明らかにした。分析結果及び提言内容は2022年2月に実施したシンポジウムで広く一般に周知したほか、国内だけでなく海外のメディアでも広く取り上げられた。さらに、政府や地方自治体からも多くの問い合わせがあり、それぞれの政策立案に必要な情報を提供した。
- **中南米移住研究の立ち上げ**：日本国内の外国人材受入れ・多文化共生に資する機構の取組への貢献等を企図して、中南米移住史に関する研究を立ち上げた。
- **「信頼と開発協力」研究会**：機構のビジョン「信頼で世界をつなぐ」にも掲げられている「信頼」について、その定義、意義等の理解を深めることを目的として研究会を立ち上げた。日本及び機構が開発途上国との間で構築する信頼、開発途上国の市民による政府への信頼、日本の国民・企業・団体等による機構への信頼等、機構事業に関わる様々なアクター間の信頼について、先行文献のレビュー、外部有識者との意見交換や内部関係者での議論を通じ、機構の活動方針策定に資する知見の取りまとめを進めた。
- **新規研究プロジェクトの立ち上げ**：2021年度は新規研究プロジェクトとして、「レジリエンスと平和構築、暴力的過激主義に関する研究：複雑なシステムにおける持続的平和への視座」、「インフラ事業の社会経済的なインパクトに関する実証研究」「開発途上国の持続可能な開発に係る研究～Inclusive Wealth Indexを用いた開発途上国の持続可能性評価と持続可能なインフラ開発の成功要因の検討～」を立ち上げた。
- **研究実施体制の強化**：研究成果の質を担保しつつもより迅速に発表できるよう発刊媒体の見直しを行うとともに、研究実施における倫理配慮をより適切に行えるよう倫理審査委員会を立ち上げるなど、研究者のニーズやコンプライアンスの観点を踏まえて業務実施プロセスを改善することで、研究実施体制の強化を実現した。

(2) 研究成果の事業へのフィードバック

- **ポリシー・ノートの発刊**：研究成果の機構事業への還元と国際的な援助潮流への貢献を目的に、機構事業関係者や国内外の政策決定者、開発協力実務者などにとって有益な政策提言や事業実施に係る提言を取りまとめるポリシー・ノートを、研究プロジェクト「カンボジアにおける金融包摂促進のための実証研究」及び「サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大の実証分析」の成果として発刊し、組織内での共有、意見交換を行った。
- **国際政治に関する講義**：事業の実施に関連する地政学的な要素、政治・ガバナンスの視点等の知見の提供を通じ、機構関係者の国際情勢・国際政治に対する理解向上に貢献することを目的とし、国際政治学者である研究所長による機構内部向けの講義シリーズ「国際政治学の窓から」を立ち上げ、2021年度は12回開催した。
- **ランチタイムセミナーの開催**：研究プロジェクトの成果や、成果として出版された書籍の内容、研究の分担者である外部有識者の知見、新たな分野の研究を行っている外部有識者の知見等を、海外拠点等を含む機構内部で広く共有し、機構事業への活用に向けた意見交換を行うことを目的とした

内部のランチタイムセミナーを計20回開催した。

- **ナレッジマネジメントネットワーク (KMN) へのフィードバック：**ガーナにおける母子保健の改善支援モデルの実証に係るEMBRACE (Ensure Mothers and Babies Regular Access to Care) の最終論文等の結果について、母子保健サブKMNの定例会で共有した。さらに、感染症サブKMNにおいては、日本の病院の新型コロナ集団発生の事例分析研究について発表した。また、UHC/保健システム強化サブKMNにおけるUHC教材作成に貢献した。都市開発KMNが開催する機構内部向けセミナーに登壇して同分野の協力の検討に活用した。
- **協力案件等への貢献：**「SHEPアプローチの小規模農家への効果に関する実証研究 (SHEP研究)」において、ケニアでのSHEPアプローチのインパクト分析の結果をSHEPアプローチ導入初期にあるザンビアで実施中のSHEP関連プロジェクトの専門家やカウンターパート機関に説明し、インパクトを理解する機会となった。また、経済開発部主催の専門家・コンサルタント向けのSHEP能力強化研修や各国のカウンターパートを集めたSHEP国際ワークショップにおいて、ケニアでのSHEPアプローチのインパクト分析の結果を報告した。
- 研究プロジェクト「サブサハラ・アフリカにおけるコメ生産拡大の実証分析」において作成された論文内容の検討会を7回実施し、研究成果に対する理解を深めた。
- 研究プロジェクト「SDGs下における環境／気候変動制度・政策の発展に向けての実証研究」の成果がベトナムのパリ協定に係るNDC実施支援プロジェクトのPDM作成に活用される等プロジェクト実施上の対話ツールとして活用された。また、ベトナム政府が進める環境保護法改正に伴う循環経済 (サーキュラーエコノミー) に関する政令策定支援にも貢献した。また、同研究で進めているタイの事例分析に関し、タイ環境政策の教訓をベトナムに展開するワークショップで同研究成果が活用されたほか、プロジェクト・ヒストリー『日・タイ環境協力一人と人の絆で紡いだ35年』の内容もワークショップに活用する等の複合的な連携を進めた。
- 研究プロジェクト「アジアの都市大気汚染環境改善の方策に関する研究」(2018年度終了) の成果がタイ政府から要請された「タイ国持続的なPM2.5予防・軽減のための大気管理プロジェクト」の詳細計画の検討にいかされ、案件が立ち上がった。また、「全世界大気環境管理セクター情報収集・確認調査」の取りまとめにおいても同研究のポリシー・ノートが活用された。加えて、「ベトナム国廃棄物の減量と廃棄物発電にかかる情報収集・確認調査」では、研究員が調査の質的管理に係る勉強会を主催し、調査アンケートを含む調査計画への支援や報告書取りまとめに向けたアドバイス等を行った。
- 研究プロジェクト「国際ボランティアが途上国にもたらす変化とグローバル市民社会の形成」で得られた知見 (ボランティア事業によるキャパシティ・ディベロップメントの有効性及び現地のソーシャル・キャピタル構築への貢献、ボランティア自身の帰国後キャリアと社会貢献等) に関し、研究会 (計6回) の場で共有・議論し、今後のボランティア事業発展の方向性の検討に貢献した。

(3) 研究成果の公開、積極的な発信

① 学会発表

- 国際開発学会第32回全国大会では教育、医療、保健、農業、災害復興、新型コロナ、市民社会、平和等、様々なテーマでセッションが行われた。その中で、機構からも「日本のODAによる留学生招へいの歴史－国費留学生とJICA留学生－」と題する発表 (環境・復興 (防災)) 分野での国際協力の事例研究報告セッションの総括、「Peace, Democracy and Global Divide」に関する研究報告セッション

の総括、「研究と実践のインターフェースを探る－研究×実践委員会主催ラウンドテーブル」への登壇等を通じ貢献した。

- 第6回国際人道学会（IHSA：International Humanitarian Studies Association）に、研究プロジェクト「人間の安全保障とエンパワメントの実践」に参加する研究員等がパネルを構成し、研究の中間成果を基に発表を行った。パネルディスカッションでは、新型コロナウイルスの蔓延が、健康への危機であると同時に、人間の安全保障上の問題でもあり、それらは重なり合い、連鎖する複合的な不安を生み出し、人々の既存の脆弱性を高めていることが強調された。
- 世界国際学会（ISA：International Studies Association）2022年次大会（アメリカ・ナッシュヴィル）で、研究プロジェクト「持続的な平和に向けた国際協力の再検討：状況適応型の平和構築とは何か」の成果物である書籍『Adaptive Mediation and Conflict Resolution：Peace-making in Colombia, Mozambique, the Philippines, and Syria』の発信を兼ねて行われたラウンドテーブルに機構緒方研究所の研究員等が登壇し、文脈や特性の異なる紛争の事例を分析しながら、現代の武力紛争における適応型の調停の可能性と課題について議論した。
- 世界政治学会（IPSA：International Political Science Association）第26回国際大会でのパネルディスカッション「Contextualizing International Cooperation for Sustaining Peace in Complex, Protracted, and Recurring Armed Conflicts」に、機構緒方研究所の研究員等が参加し、現代の武力紛争における適応型の平和構築の形態について議論した。
- 日本国際保健医療学会において公開シンポジウム「ガーナEMBRACE実施研究：援助機関・大学・コンサルタントの協働による大規模母子保健研究」を東京大学と共催し、機構緒方研究所の主席研究員が研究－政策－事業をつないだ本研究の意義と課題について議論した。
- 日本国際保健医療学会、日本公衆衛生学会に機構緒方研究所の主席研究員、主任研究員、研究員が参加し、アジアにおけるコロナ禍の人々の感染予防行動と保健医療アクセスの傾向、アフリカにおける感染予防行動とソーシャルメディアとの関連、新型コロナ関連のウェビナーから見た日本の公衆衛生対応の特徴、機構のCOVID-19対応について議論した。

② 各種研究成果の公開・発信

- ワーキング・ペーパー（12本）、ポリシー・ノート（2本）、書籍（12冊）、報告書（6冊）、開発協力文献レビュー（1本）、フィールド・レポート3本、ナレッジ・レポート2本を発刊したほか、セミナー等を37回開催した。また、学会（47回）、外部セミナー講師（62件）、非常勤講師（15件）等の外部での発表の機会を捉え、積極的に機構の研究成果を発信した。
- プロジェクト・ヒストリー『バングラデシュIT人材がもたらす日本の地方創生－協力隊から産官学連携へとつながった新しい国際協力の形』、『日・タイ環境協力－人と人の絆で紡いだ35年』、『科学技術大学をエジプトに－砂漠の地で始まる大学造り、紡がれる人々の「物語」』に加え、英語版第3弾『Peace and Unity Through Sports：South Sudan's First "National Unity Day" and Its Inaugural Olympic Participation』を発刊した。また過年度発刊した『未来を拓く学び「いつでも どこでも 誰でも」－パキスタン・ノンフォーマル教育、0（ゼロ）からの出発』、『マタディ橋ものがたり－日本の技術でつくられ、コンゴ人に守られる吊橋』の出版記念セミナーを行い、同書の内容を幅広く共有し、議論を深めた。
- 研究プロジェクト「日本の産業開発と開発協力の経験に関する研究：翻訳的適応プロセスの分析」の中間成果を取りまとめた書籍『Policy Learning for Industrial Development and the Role of Development

Cooperation』、『Promoting Quality and Productivity Improvement/Kaizen in Africa』を発刊し、開発途上国の政策実務者が他国の経験から学習し、自国の産業振興を図っていく上で有益な示唆を提供した。

- その他、各研究プロジェクトの成果として、『開発協力のつくられ方ー自立と依存の生態史』、『Breakthrough : The Promise of Frontier Technologies for Sustainable Development』、『SDGs,Transformation,and Quality Growth : Insights from International Cooperation』、『Adaptive Mediation and Conflict Resolution : Peace-making in Colombia,Mozambique,the Philippines,and Syria』を発刊した。

③ 緒方貞子メモリアルギャラリー開設

- 機構緒方研究所の知名度を向上し、活動への理解を増進するために、同研究所の設立を主導した緒方貞子氏の業績に係る展示スペースを機構市ヶ谷ビル内に開設した。緒方氏が理念形成と実践に貢献した「人間の安全保障」をメイン・テーマとし、その実現に向けた機構全体及び同研究所の取組等をインターアクティブに学べるよう工夫することで、次世代を担う中高生などの関心も喚起する展示内容とした。

(4) 研究の質の向上と発信強化

① 研究機関等との連携、ネットワークの強化

- GDN（Global Development Network）年次会合での機構緒方研究所セッションの開催：GDN（Global Development Network）年次会合において企画セッション「国際協力におけるエビデンスの重要性」を主催し、機構緒方研究所の研究成果の分野横断的な発信を通じ、国際協力とエビデンスに関する議論を喚起した。具体的には、アフリカの給水プロジェクトの事例を踏まえたインパクト評価による事業効果の確認と事業アプローチの改善の意義、スピルオーバー効果というエビデンスを示すことによるインフラ建設のファイナンス促進、人間の安全保障研究における人々の声など質的なエビデンスの重要性を報告した。さらに、他の開発機関や研究機関の討論者を迎え、どのような事業においてエビデンスを重視すべきか、質的エビデンスと量的エビデンスの組み合わせ等の議論を深めた。
- IPD共同研究：経済学のノーベル賞受賞者で世銀の元チーフエコノミストである、ジョセフ・スティグリッツ教授が率いるコロンビア大学のInitiative for Policy Dialogue（IPD）と、世界的な雇用問題についての共同研究を開始した。経済の成長率に比べて雇用の成長が伸び悩む状況が世界的にみられる中、マクロ・ミクロ両面でその要因や処方箋を探ることを目的としており、書籍の発刊に向けて、執筆者間の意見交換のための会合を計5回行った。

② 研究成果の発信強化

- ナレッジフォーラムの開催：開発に関わる国内外の研究者や実務者に向けて、知見の共有と議論の場を提供するために、2020年度に続きナレッジフォーラムを4回開催した。第8回「危機を繰り返さない国際システムに向けた改革を～WHO COVID-19対応検証独立パネルはどう取り組んだのか～」では、世界保健機関（WHO）が国際社会の新型コロナウイルス感染症対策を検証するために設立した独立調査パネル事務局のメンバーを招き、新型コロナ対応の課題と、今後求められる国際的な取組について意見を交換した。第9回「世界の異常気象に我々は何をなすべきか？～気候変動適応への取組の最新動向と高まる国際協力の重要性～」では、IPCC評価報告書の執筆者を務める特別客員研究員から、気候変動の適応への国内外の動きについて共有し、国際協力における日本の役割を議

論した。第10回「コロナ禍における留学生と大学教育～オックスフォード大学と東京大学の事例から」では、オンライン化や留学生数等、コロナ禍での大学教育の変化や課題について議論を深めた。第11回「アジアからアフリカに広がる日本の稲作技術」では、アフリカにおいて稲作の緑の革命を起こすためには何が重要なのか、機構緒方研究所の研究プロジェクトの研究成果も含む講演を踏まえ、研究者と実務者との間で意見交換を行った。

- **動画の配信・公開**：世界における急速な動画媒体の発展と普及の状況を踏まえ、動画を活用した研究成果の発信とセミナー等の事後発信に力を入れた。プロジェクト・ヒストリー『未来を拓く学び「いつでも どこでも 誰でも」パキスタン・ノンフォーマル教育、0（ゼロ）からの出発』出版記念セミナーダイジェスト版動画では、教育YouTuberと著者との対談により、パキスタンのノンフォーマル教育の現状、日本との比較、子どもたちへの声の掛け方等を分かりやすく共有した。また、2020年11月に開催した緒方貞子元機構理事長（元国連難民高等弁務官）追悼記念シンポジウム「With/Postコロナ時代のグローバルな課題と人間の安全保障」を基に制作されたNHKの番組動画のダイジェスト版を公開し、コロナ時代の人間の安全保障に関する知見を共有した。さらに、地球惑星科学分野の世界的権威である特別客員研究員へのインタビュー動画では、機構が取り組む地球規模の課題解決や国際協力の在り方等について、地球惑星科学の見地からの知見を発信した。インフラ開発のスピルオーバー効果を説明する動画では、日本国内及び開発途上国の実務者との対話や具体的な連携促進に役立てるため、インフラ開発のスピルオーバー効果の概要とそのインフラファイナンスへの活用の可能性について、解説した。その他、各種セミナーの動画の事後公開によりセミナーでの議論を発信したほか、執筆者が自著について語る紹介動画を制作して発刊書籍の周知を行った。

③ 研究所の外部からの評価

- **著作の表彰**：研究プロジェクト「日本の開発協力の歴史」の成果として発刊された書籍『日本の開発協力の形成－政策史1・1980年代まで』（シリーズ「日本の開発協力史を問いなおす」第1巻）が「第25回国際開発研究大来賞」を受賞した。また、「プロジェクト・ヒストリー」シリーズの第26弾『マタディ橋ものがたり－日本の技術でつくられ、コンゴ人に守られる吊橋』が2021年度の第47回交通図書奨励賞を受賞した。

④ 研究人材の能力強化

- **研究人材育成**：機構職員等からアイデアを募り、採択された研究を機構研究所の支援を得て提案者が実施する「研究プロポーザル事業」を実施し、2021年度案件として2件採択したほか、過年度に採択した同事業の成果としてワーキング・ペーパー2本を発刊した。また、機構職員が論文を書くに当たっての心構え、実務をこなしながら博士号を取得した職員の経験等、研究人材育成に資するトピックでのセミナーを実施した。さらに、研究関連情報の内部人材向けサイト（「研究の杜」）を発展させたTeamsチーム「研究所Platform」を設置して、機構内の研究人材育成に向け、研究に関連する情報の提供や他部署と研究所との研究に関するコミュニケーションを活性化させる取組を開始した。
- **フィールド・レポート、ナレッジ・レポートの発刊**：機構事業の経験に基づく開発途上地域の開発問題に関わるテーマで執筆するフィールド・レポートを3本発刊した。また、より実務的観点からの知見の共有を促進するため、学術論文の形式によらないナレッジ・レポートの公開を開始し、2本発刊した。

(5) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

2020年度以降に相次ぎ着手した新型コロナウイルス感染症対策関連の研究への着実な取組とともに、新たな開発ニーズや今日的な課題等に柔軟かつタイムリーに対応するため、イノベティブで分野横断的な視点とスピード感をもった新規研究を立ち上げ、効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に寄与することが課題である。

多様な発信媒体の活用、国内外の研究者とのより一層の連携等を図ることで、研究活動や成果をより効果的・積極的な発信に引き続き取り組む。

さらに、事業の方針・戦略策定への寄与、案件形成への貢献を念頭に、事業部門やJICA開発大学院連携との連携強化と、事業と研究の一体的実施を図りつつ、引き続き研究成果の事業へのフィードバックを促進する。

No.8-5 災害援助等協力

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
研修・訓練回数	24回 ¹²⁷	29回	29回	31回	20回	27回

(1) 国際基準能力の維持・迅速派遣に向けた基盤強化

① 国際緊急援助隊・救助チームの迅速派遣¹²⁸に向けた体制整備・強化

- 2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されていたことから2021年度に実施することとしていた国際救助チームの再認証受検は、東京オリンピック・パラリンピックが2021年に延期されたことにより2022年11月に延期となることがほぼ確定となった。これに備えるため、関係者で合意の上、2021年11月及び2022年5月に行う総合訓練の計画を作成した。そのうち、2021年11月には同計画に基づき2年半ぶりとなる総合訓練を、国際搜索救助諮問グループ（INSARAG：International Search and Rescue Advisory Group）が定める最新のガイドライン及びチェックリスト（2020年版）に準じて兵庫県で実施した。同訓練にはJICA海外協力隊員74名、救助犬4頭、運営側人員93名が参加し、48時間連続の実践的な訓練を行い、チーム能力向上と実践的な多機能連携、分隊派遣、新デコン（除染）体制、ICMS（INSARAG調整管理システム）等を確認した。
- 国際緊急援助隊・救助チームの国際基準維持及び派遣時の効果的な活動展開を実現する上で必須となる登録要員の能力維持・向上のため、チーム機能別に世界的な新型コロナの流行前である2019年度と同等数の訓練・会議を、新型コロナの感染予防策を取りつつ実施した。これらを通じ、業務調整員、医療班、構造評価専門家の新規登録者を確保した。また、国際輸送の効率化を目的とした資機材の軽量化・小型化、資機材ケースの統一化を完了した。

¹²⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹²⁸ 国際緊急援助隊救助チームは国際搜索救助諮問グループ（INSARAG）が定める3階級のうち活動領域が最大となるヘビー級の認証を受けており、チーム人員や所有機材は一定以上の条件を満たすことが必須となっている。一方、航空会社は経営戦略上、保有機材を小型化していること、また各社の余剰機材の整理に伴いチャーター便が激減していることから、派遣時のフライト確保は困難を極めている。かかる状況下においても迅速派遣を行うべく、2018年度に分割派遣計画を関係省庁間で承認し、制度を構築済み。

② 国際緊急援助隊・医療チームの強化

- 2021年度に予定されていたWHO EMTの再認証手続きが、新型コロナの影響により延期されたことを受け、暫定措置として2年間の認証延長に係るレビューパネルを受審した。医療チームのEMTに準拠したチーム体制整備状況を整理した上で、書類審査とテレビ会議による質疑応答等を経て、国際認証の期間が2023年まで延長された。
- 海外に派遣される緊急医療チームの分類と最低基準を定めた「WHO EMT Blue Book」改訂版を踏まえ、野外病院レベル（WHO EMT Type2）の派遣と再認証に備えた体制整備のロードマップを策定し、包括的な派遣準備体制の整備を進めた。
- 新型コロナの感染状況に応じてオンラインや実地集合型の研修を柔軟に使い分け、新型コロナ蔓延前とほぼ同数の研修を計276名の受講者に対して実施し、登録要員の能力維持・向上を図った。また、JICA-VANを活用した本格的なeラーニングを新たに導入し、コロナ禍で各種制限がある状況でも充実した内容の研修を提供し、受講生のアンケート結果では4段階評価中「満足」「どちらかと言えば満足」の計が98%に至る高評価を得た。

③ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの強化

- 2021年度も引き続き日本政府が定める「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」の目標値（計200人）を上回る、計259人（2022年3月末時点）の感染症対策チーム登録者を確保・維持した。

④ チーム派遣オペレーション能力・実施体制基盤強化

- チーム派遣標準手順書を更新するとともに、特に新規着任者の対応業務について、派遣手続き訓練を行った。業務理解の向上を通じ、国際緊急援助隊事務局での派遣手続きを遅延なく着実に実施できる体制を整えた。
- 国際緊急援助隊派遣における自衛隊輸送機の活用を検討するため、外務省・防衛省・機構の3者協議を継続的に実施した。その成果として2021年1月のトンガ火山噴火に際し、3者で緊急に協議を行い、迅速な物資供与（自衛隊チーム派遣による輸送活動等）を実現した。また、2021年度は、実運用時の円滑な輸送を可能にするべく、現地設備を踏まえた資機材輸送時の留意点、実務的な手続等を確認した。

(2) 国際的な連携枠組みへの参画と日本の経験・知見の発信

① 国際捜索救助諮問グループ（INSARAG）の活動

INSARAGのアジア大洋州地域会合、世界会合、研修等にオンラインで参画し、各国間協調の更なる促進・効率化に向け議論を行った。10月に開催された第3回INSARAG世界会合では、INSARAG世界30周年を記念し、INSARAGの創設・発展に貢献した人物として機構の元理事/国際緊急援助隊事務局長がアジア太平洋地域を代表しスピーカーとして選出され、スピーチを行った。また、11月に中国主催でINSARAG・中国共催にて開催された地震演習においては、救助チーム、医療チームがそれぞれ参画、運営管理者としても機構から2名が参加し、演習の運営にも貢献した。

② WHO緊急医療チーム（EMT）イニシアティブにおける国際基準策定への貢献

- 機構の国際協力専門員がRe-classification Technical Working Groupに参画しサブグループのファシリ

テーターを務め、再認証の定義づけ・パターン分けや再認証時における査察の要否と方法について論点整理や取りまとめを行い、国際認証の再認証プロセス作成に貢献した。

- MEDEVAC and Pre-hospital Management Working Groupに国際緊急援助隊医療チーム登録者1名が参画し、医療搬送に関する国際基準の策定支援を行っている。
- Red Book MDS Working Groupに国際緊急援助隊医療チーム登録者が参画し、紛争起因災害時における「災害医療情報の標準化手法」(MDS : Minimum Data Set) の策定支援を行っている¹²⁹。

③ 国内外関係者とのネットワークの維持

- 2021年度に立ち上げられたEMT Rehabilitation Networkに登録を行った。今後、EMTの活動におけるリハビリテーションの質向上に向けた情報交換や連携強化を行う予定である。

④ 迅速かつ効果的な緊急援助の取組

- 物資供与13件を実施した。主な取組事例は以下のとおり。
- **新型コロナウイルス感染急拡大を受けたインドへの迅速な緊急援助**：2021年4月に供与が決定した「インドにおける新型コロナウイルス感染の急拡大に対する緊急援助（物資供与）」では、2021年4月以降の急激な感染拡大を受けてインド政府から日本政府に要請が出され、4月30日に酸素濃縮器300台を供与することが決定された。緊急に調達を行い5月8日、5月12日、5月13日にそれぞれ100台ずつ空輸し、同日にデリー着、直ちにインド政府側に引き渡しを行った。日本国内の連休期間を挟み販売業者等が休暇となったにもかかわらず、供与決定から2週間で事業を完了した。
- **自衛隊と連携した火山噴火・津波被害に対する緊急援助**：2022年1月15日に発生した、トンガ王国における火山噴火及び津波被害を受け、緊急援助物資として飲料水・火山灰撤去のための用具等を調達し、民間航空便がほぼ停止していたことから同援助物資を国際緊急援助隊・自衛隊部隊により輸送し、供与した。自衛隊機・輸送船の活用について、外務省、防衛省と機構間で運用方法に係る協議を進めていたことから、今回輸送手段が限られた中でも、自衛隊輸送機・輸送船の活用により迅速かつ離島への輸送まできめ細やかな支援が実施でき、日本のプレゼンスの向上につながった。さらに、自衛隊艦艇による輸送、また拠点がない豪州においても在外公館の協力を得て現地ニーズに合致した物資を迅速に調達・供与するなど、今後の物資供与の多角化に資する取組も行った。
- **ウクライナ避難民受入れに係るニーズ調査団の派遣**：2022年のウクライナ危機に際して、モルドバに緊急人道支援・保健医療分野協力ニーズ調査団を派遣し、緊急医療チーム調整所（EMTCC : Emergency Medical Team Coordination Cell）にて機構が策定を主導しWHOが国際標準として採択したMDSの運用を支援したところ、ウクライナから流入している避難民の傾向・ニーズ把握に成功し、モルドバ政府及びWHOから非常に高い評価を受けた。

⑤ 事業上の課題及び対応方針

国際標準の準拠に伴うチーム携行資機材の大型化、航空会社の経営合理化に伴う余剰航空機材の減少等の要因に加え、コロナ禍による国際輸送の減少により、迅速派遣の前提となる航空輸送手段の確保が引き続き課題となっている。このため、日系大手航空会社以外の民間航空会社ともチャーター機の確保の可能性等について協議を継続した。また、民間航空会社による対応が困難な場合の自衛隊輸送機の活

¹²⁹ なお、MDSは、国際緊急援助隊医療チーム登録隊員の協力の下、機構が策定を主導し、2017年にWHOが国際標準として採択されたもの。

用を検討するため、外務省・防衛省・機構の3者協議を継続的に実施した。2021年度は、実運用時の円滑な輸送を可能にするべく、現地設備、資機材輸送時の留意点、実務的な手続き等を確認した。2022年度も航空輸送手段の確保に関し、民間航空会社への働きかけを継続するとともに、自衛隊輸送機の活用に向けた合同搭載訓練の実施等により対応力を強化し、オペレーションの迅速性を担保するよう努める。

3-3. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

上記評価を踏まえ、引き続き、戦略的な国内外への情報発信を通じて日本の開発協力に対する国民及び国際社会の理解を促進するとともに、多様な開発課題に対応する開発協力人材の養成・確保、事業の効果向上に向けた事業評価や研究成果の事業への一層の活用促進等、事業実施基盤の強化が図られることを期待する。また、国際緊急援助隊についても、引き続き新型コロナの影響を踏まえつつ適切な体制整備・強化に努めることを期待する。特に、開発協力人材の養成・確保は既に喫緊の課題となっているところ、同分野での取組を一層強化し、成果として結実させることを強く期待する。また、知的基盤の強化に関しては、開発協力の実施機関による研究活動という特性を踏まえ、研究成果の事業へのフィードバックを更に推し進め、今後同分野において一層の成果を上げることを期待する。また、有識者意見も踏まえ、広報活動においては本部及び国内拠点のみならず、在外拠点における取組の強化にも留意されたい。

(2) 対応：

ア 広報

本部及び国内拠点のみならず、海在外拠点における広報活動の強化にも取り組んだ。具体的には、コロナ禍での緊急援助物資の供与や事業の完成に際した海在外拠点からの現地メディアへの働きかけ、現地メディアに対する記者会見や意見交換会の開催、在外拠点間の広報事例・知見の共有を通じた在外広報プラットフォームの立ち上げにより、海外で約1万2,700件の機構に関する報道実績につながった。広報の観点では、広報部がリードすることで作業効率化を図りつつ、開発途上国各国の実情に合わせた広報を展開した。具体的には、SNS戦略策定を通じた在外SNS発信の選択と集中の促進、フラッグシップ案件の動画制作・発信（9か国対象、テレビ放映やSNS発信）、インドのハローキティ連携やザンビアのピコ太郎事例等海外拠点の優良広報事例の他国への横展開や日本における発信を実施した。広報誌の英語ウェブサイト開始、「一目でわかるJICA」資料の多言語化など、海外拠点で活用可能な広報資料・素材制作も充実させ、併せて広報担当現地職員を対象に、地域の特性に配慮した実践に即した研修・計画策定支援として、2020年度の英語圏研修に続き、TICADを念頭に置いたアフリカ拠点向け研修1回及びスペイン語による中南米向け研修を計2回実施した。

イ 事業評価

事業の効果向上に向けて、引き続き評価の質の確保を図りつつ、機構内外の最新の動向に合わせて評価結果や導出された教訓を活用するための方策を検討する。

ウ 人材養成確保

コロナ禍において国際協力を志す個人のキャリアアップに対する関心の高まりを受け、キャリアセミナーのオンライン化、キャリア支援コンテンツの強化を行った。その結果、地方や海外居住者や時間の制約により従来キャリアアップ情報に触れられなかった層にリーチし、2021年度にPARTNERに新規に登録した開発協力人材は2021年度の目標値である2,100名に対し3,925名となった。

多様な開発課題に対応する開発協力人材の養成・確保の観点より、能力強化研修では、SDGs 達成

に向けて、JICA グローバル・アジェンダ等の機構事業戦略における重点分野や新たに取り組む分野を中心とした研修のラインナップとして見直し、計 20 コースを実施、多様な分野の開発協力人材の養成を行った。加えて、JICA 専門家等の経験を有する人材を日本国内の現場へ派遣し、国内の社会課題解決に向けた貢献を行った。

さらに将来を見据えた人材の養成の観点より、2021 年度 99 名のインターンを受け入れたほか、開発ニーズが高い分野における機構事業の中核を担う高度専門人材の育成のため、2021 年度より開発協力人材育成事業を開始した。

開発協力人材の裾野拡大については、PARTNER サイトのキャリア関連コンテンツを拡充するとともに、外務省国際機関人事センター・海外コンサルタンツ協会等の関係機関と連携の上、キャリアセミナーを開催し、若年層の開発協力に関する関心の拡大と参加促進に貢献した。

エ 研究

コロナ禍におけるリモート環境を有効活用したオンライン化や多様な媒体を通じた戦略的な発信を通じ、研究成果の国内外への認知度向上、援助潮流形成への貢献に努めた。特に世界における急速な動画媒体の発展と普及の状況を踏まえ、動画を活用した研究成果の発信とセミナー等の事後発信に力を入れた。

また、ワーキング・ペーパー、ポリシー・ノート、書籍・報告書、開発協力文献レビュー、及びフィールド・レポート等の発刊物を積極的に完成させると同時に、セミナー、学会、大学での講義等を通じ、多様な関係者への研究成果の発信にも注力した。特に、開発協力実施機関における研究活動の特性を踏まえ、研究による成果を各協力分野へのナレッジとして共有し分野課題検討の一助とするほか、事業部門による調査時の検討材料として積極的に提案した。

オ 災害援助等協力

新型コロナ感染拡大下でも業務調整員研修や導入研修などの各種研修機会を設け、特に導入研修においてはオンライン研修システムを取り入れる等、効果的な研修実施に努めた。また、年間を通じてマニュアル等の整備を進めて機構内外にある知見の集約化を図り、国際緊急援助隊派遣体制の整備、強化に取り組んだ。

3-4. 年度評価に係る自己評価

＜評価と根拠＞ 評価：A

根拠：五つある定量的な評価指標のうち四つが評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。具体的には、①外国人共生社会の実現に向けた調査研究及び同研究成果の発信、②新型コロナ感染急拡大を受けたインドへの迅速な緊急援助、③自衛隊と連携した火山噴火・津波被害に対する緊急援助、④ウクライナ避難民受入れに係るニーズ調査団の派遣等、特筆すべき成果を上げた。また、⑤JICA グローバル・アジェンダ及びそれに紐づくクラスター事業戦略に係る事業のモニタリング・レビュー・評価に係る手法の検討、⑥PARTNER等を通じた開発協力人材の育成促進・確保等に取り組んだ。

ア 広報

◎ **トップ広報【③】**：機構理事長が日本経済新聞、読売新聞への寄稿や、各種会議へのパネリスト登壇等を通じ、国内オピニオンリーダー層及び一般層双方の理解促進に向け機構の事業活動や関心事項を広く発信。

- ◎ **多様性が尊重される社会の構築に向けた取組の発信【③】**：「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」に関する活動を発信。2月に行ったシンポジウムでは、日本経済新聞社、NHK等多数報道。
- 「グローバルフェスタJAPAN」等国际協力イベントを通じ、広く国際協力の重要性や機構事業の認知を促進。
- 重点テーマを多様なツールを活用して 戦略的に発信（新型コロナ及び感染症、気候変動・陸域及び海洋環境管理、大洋州との関係強化、栄養、スポーツと開発）。
- 国内で約6,300件、海外で約1万2,700件の機構に関する報道実績（2020年度はそれぞれ国内約3,900件、海外約1万1,200件）。

イ 事業評価

- 協力金額10億円以上の全ての事業及び10億円未満であっても有効な教訓が得られる可能性の高い事業計73件の外部評価と、2億円以上10億円未満の事業84件の内部評価を実施。
- OECD-DACでの評価項目の追加（整合性：Coherence）を含む新評価基準を適用した評価の実施。
- プロセスの分析、統計分析、根拠に基づく政策立案に資するインパクト評価の取組を継続し、評価結果をフィードバックセミナー等を通じ組織内で共有。
- JICAグローバル・アジェンダの策定及びそれに紐づくクラスター事業戦略に係る事業のモニタリング・レビュー・評価に係る手法を、外部有識者を交え検討。
- 職員向け研修、機構内インターン制度を通じ内部での評価人材を育成。

ウ 人材養成確保

- SDGsへの貢献や開発協力人材の分野横断的な手法に係る能力向上の観点から、新規3件を含む20コースの能力強化研修を実施。
- PARTNER上のコンテンツのキャリア図鑑に、外務省、国際機関、開発コンサルタント、NGO等関係機関のキャリア形成の事例紹介や多様な働き方を促進する記事を新規に21本リリース。累計件数は73本に。
- 開発協力人材の新規開拓、連携強化に向けた一般社団法人海外コンサルタント協会（ECFA）等との連携セミナーを25回開催（2020年度17回）、延べ2,047名が参加。

エ 知的基盤の強化

- ◎ **外国人共生社会の実現に向けた調査研究**：2030/40年における外国人との共生社会の実現に向けた調査研究を実施し、日本における外国人との共生や国際協力の在り方を提言。特に外国人労働者の需給シミュレーションは日本で初めての試みであり、2040年には現在の4倍の外国人労働者が必要となること、それに対し供給ポテンシャルは不足していることを明らかにした。分析結果及び提言内容はシンポジウムで広く一般に周知したほか、国内外のメディアでも広く取り上げられた。
- ◎ **著作の表彰【④】**：『日本の開発協力の形成－政策史1・1980年代まで』（シリーズ「日本の開発協力史を問いなおす」第1巻）が「第25回国際開発研究 大来賞」を受賞。また、プロジェクト・ヒストリー『マタディ橋ものがたり－日本の技術でつくられ、コンゴ人に守られる吊橋』が2021年度の第47回交通図書奨励賞を受賞。
- ◎ **書籍「鉄道で世界をつなぐー海外プロジェクトの現状と展望」の発刊、出版記念セミナーの開催【②】**：鉄道システム輸出の効果的な実施に向けて機構が世界各国で取り組んだ鉄道インフラ整備事業におけるナレッジを取りまとめ書籍として発刊。鉄道関係企業からなる日本鉄道システム輸出組合（JORSA）も推奨。JORSA主催の出版記念セミナーにおいて対外発信。
- ◎ **書籍「SDGsで世界をつなぐーODAを活用したビジネス展開の可能性」の出版【⑤】**：SDGsの達

成に向け機構が実施する「中小企業・SDGsビジネス支援事業」を活用し、海外進出を成し遂げた企業の事例等を紹介。

- 機構緒方貞子平和開発研究所（機構緒方研究所）のフラグシップレポートとして『今日の人間の安全保障』を発刊。人間の安全保障という切り口から研究成果の対外的な見える化を図り、現場での活用や国際援助潮流の形成への貢献を目指すもの。
- 機構研究所の設立を主導した緒方貞子氏の業績に係る展示スペースを開設。
- 各種成果を発信（ワーキングペーパー（12本）、ポリシー・ノート（2本）、書籍（12冊）、報告書（6冊）、開発協力文献レビュー（1本）、フィールド・レポート（3本）、ナレッジレポート（2本）、セミナー開催（37回））。
- 研究人材の能力強化に向けた「研究プロポーザル事業」や職員向け各種セミナーを継続実施。

オ 災害援助

- ◎ **新型コロナウイルス感染急拡大を受けたインドへの迅速な緊急援助**：2021年4月以降インドでの新型コロナの急激な感染拡大を受け、インド政府から日本政府への要請により4月30日に酸素濃縮器300台を供与することが決定。緊急調達を行い5月8日、5月12日、5月13日にそれぞれ100台ずつ空輸し、同日にデリー着、直ちにインド政府側に引き渡し。日本国内が連休期間にもかかわらず、供与決定から2週間で事業完了。
- ◎ **自衛隊と連携した火山噴火・津波被害に対する緊急援助**：2020年1月のトンガにおける火山噴火及び津波被害を受け、緊急援助物資として飲料水・火山灰撤去のための用具等を調達し、同援助物資を国際緊急援助隊・自衛隊部隊により輸送し、供与。輸送手段が限られた中、自衛隊輸送機・輸送船の活用により迅速かつ離島への輸送まできめ細やかな支援が実施でき、日本のプレゼンスの向上に寄与。
- ◎ **ウクライナ避難民受入れに係るニーズ調査団の派遣**：2022年3月にモルドバに緊急人道支援・保健医療分野協力ニーズ調査団を派遣し、緊急医療チーム調整所（EMTCC：Emergency Medical Team Coordination Cell）で機構が策定を主導しWHOが国際標準として採択したMDS（Minimum Data Set）の運用を支援。ウクライナから流入している避難民の傾向・ニーズ把握に成功し、モルドバ政府及びWHOが高評価。
- 国際緊急援助隊・医療チームがWHO EMTの認証延長に係るレビューパネルを受審し、国際認証期間が2023年まで延長された。
- 緊急物資供与（13件）を実施。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

（定量的実績）

目標値に対してそれぞれ【指標 8-3】「フェイスブック投稿数」が 115%、【指標 8-4】「ODA 見える化サイト掲載案件の更新数」が 125%、【指標 8-7】「国際協力キャリア総合情報サイト（PARTNER）新規登録人数」が 87%、【指標 8-10】「国際緊急援助隊・感染症対策チームへの登録者数」が 30%上回り、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。【指標 8-2】「プレスリリース発出数」については、目標値（50 件）を 4%上回る 52 件となったが、これは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う人員往来の減少等、広報に用いる事案が減少したことが大きな要因であると考えられる。

（定性的実績）

1. 広報（【指標 8-1】「国内外における機構事業への理解・支持促進に資する、情報発信及び広報活動の実施状況」）

年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・トップ広報として、機構理事長が日本経済新聞、読売新聞への寄稿や、各種会議へのパネリスト登壇等を通じ、国内オピニオンリーダー層及び一般層双方の理解促進に向け事業活動などを広く発信した。
- ・多様性が尊重される社会の構築に向けた取組の発信として、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」の活動について、日本経済新聞社、NHK 等多数報道があった。

2. 事業評価（【指標 8-5】「多様な主体の参加や多面的な分析を含む事業評価の実施状況」）

年度計画の取組を着実に実施した。

3. 開発協力人材の育成促進・確保（【指標 8-6】「能力強化研修の見直しを含む、開発協力人材に対する研修実施状況」）

年度計画の取組を着実に実施した。

4. 知的基盤の強化（【指標 8-8】「開発協力事業の効果向上及び国際援助潮流の形成に資する、研究の実施状況及び研究成果の活用状況」）

年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・著作の表彰として、『日本の開発協力の形成－政策史 1・1980 年代まで』（シリーズ「日本の開発協力史を問いなおす」第 1 巻）が「第 25 回国際開発研究 大来賞」を受賞。また、プロジェクト・ヒストリー『マタディ橋ものがたり－日本の技術でつくられ、コンゴ人に守られる吊橋』が 2021 年度の第 47 回交通図書奨励賞を受賞したことは評価できる。
- ・機構の取組を発信する書籍発行を通じ、知的基盤を強化した。「鉄道で世界をつなぐ－海外プロジェクトの現状と展望」では、鉄道システム輸出の効果的な実施に向けた取組を取りまとめ、日本鉄道システム輸出組合（JORSA）から推奨を得られ、JORSA 主催のセミナーにおいて対外発信した。「SDGs で世界をつなぐ－ODA を活用したビジネス展開の可能性」では、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」スキームを活用し海外進出を成し遂げた企業の事例等を紹介した。
- ・外国人共生社会の実現へ向けた調査研究では、日本で初めての試みである外国人労働者の需給シミュレーションなど、日本における外国人との共生や国際協力の在り方の提言を取りまとめ、国内外のメディアでも広く取り上げられた。

5. 災害援助等協力（【指標 8-9】「国際資格の維持及び国際社会との連携を含む、国際緊急援助の態勢整備状況」）

・インドでの新型コロナの急激な感染拡大を受け、インド政府からの要請により、日本政府は酸素濃縮器 300 台の供与を決定した。その後、機構は 2 週間程度で機器を引き渡し事業完了し、迅速な緊急援助に貢献した。

・2022 年 1 月のトンガにおける火山噴火及び津波被害を受け、自衛隊と連携し緊急援助物資として飲料水・火山灰撤去のための用具等を供与し、日本のプレゼンスの向上に寄与した。

・ウクライナ避難民受入れに係るニーズ調査団の派遣：2022 年 3 月にモルドバに緊急人道支援・保健医療分野協力ニーズ調査団を派遣し、避難民受入れに係るニーズ把握に成功し、モルドバ政府及び WHO から高い評価を得られた。

（結論）

以上により、定量指標が5項目のうち4項目で120%（残り1つは100%）を超える結果を得たこと、100%を下回る項目については外部要因の影響が大きいと考えられ、また広報機会が減少した一方で新型コロナに係る取組の重点的な発信や発信媒体の多角化を図るなど自主的な取組を行ったこと、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したほか、特筆すべき定性的な成果が多数見られることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

具体的には、トップ広報として全国紙への寄稿や各種会議等において機構の取組を積極的に発信し、日本国民のODAに対する理解向上に貢献した。加えて、これまでのインフラ事業に関する取組を発信する書籍発行を通じて知的基盤の強化を更に推進し、その書籍が表彰された。また、インドへの新型コロナの緊急援助、トンガの火山噴火及び津波被害に対し自衛隊を連携し緊急援助物資、モルドバへの医療チーム派遣を実施したことは、外交上においても大きく貢献し、政府関係者及び他国・国際機関関係者等から高い評価を受けた。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞（実績に対する課題及び改善方策など）

上記評価を踏まえ、引き続き、戦略的な国内外への情報発信を通じて我が国の開発協力に対する国民及び国際社会の理解を促進するとともに、多様な開発課題に対応する開発協力人材の養成・確保、事業の効果向上に向けた事業評価や研究成果の事業への一層の活用促進等、事業実施基盤の強化を図られることを期待する。また、国際緊急援助隊についても、適切な体制整備・強化に努めることを期待する。開発協力人材の養成・確保に努めること。

知的基盤の強化に関しては、開発協力の実施機関による研究活動という特性を踏まえ、研究成果の事業へのフィードバックだけでなく、対外発信に努めるとともに、顕著な成果として結実することを強く期待する。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

- ・「能力強化研修」に関して：国際協力において、多種多様な問題分析と解決策に従事する機構職員の **Capacity** の高揚という意味で、どのようなトレーニングが具体的に組まれているか、説明していただきたい。
- ・「責任ある外国人労働者受け入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」の取組が進んで一定の評価があり、一方で「外国人共生社会の実現へ向けた調査研究」では、2040年には、現在の4倍の外国人労働者が必要になることも発表され、この分野の取組の一層重要になってくる。そうであれば、研究報告の発表から間を置かず、機構として、この課題にどのように取り組んでいくのか、方向性を明らかにすべきである。その際に、技能実習制度、移民・難民政策等を含め、課題をタブー視せず、社会政策の抜本的な見直しを検討すべきであり、機構としても、国際協力機構法の改正を視野に、機構の強みを生かした国内外の役割を抜本的に見直すべきである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 9	戦略的な事業運営のための組織基盤づくり
業務に関連する政策・施策	—
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第13条
当該項目の重要度、難易度	—
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和3年度行政事業レビューシート：番号未定（無償資金協力、独立行政法人国際協力機構運営交付金）

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
該当なし	12件 ¹³⁰	12件	27件	18件	16件	13件	17件

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：4. (1)、中期計画：2. (1)
年度計画 5. (1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり ア 実施体制の整備 ● 戦略的に事業を運営する基盤を強化するため、組織体制の見直しを引き続き行うとともに、運営の状況をレビューする。特に、ウィズコロナ、ポストコロナ時代の新たな国際協力に取り組むべく、業務改革やDX推進に取り組む体制を強化する。 ● 機構の業務戦略や事業方針等に係る外部からの助言を得るため、経営諮問会議等を継続的に開催する。 ● 各部門の役割及び責任範囲を明確化するため、規程類を継続的に見直す。 ● 国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構との海外拠点の共有化・近接化の可能性を引き続き検討する。 イ 業務基盤の強化 ● コロナ禍や働き方改革による在宅勤務・リモートワークの急増、遠隔協力の推進、大規模災害やパンデミックの発生、日本政府が定めた「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」への対応等を考慮し、クラウド化の更なる推進を含めた情報システム基盤強化策を講じる。 ● 国内外拠点の情報通信網の安定化及び回線逼迫解消のための取組を進める。 ● 定型PC操作等の作業自動化（RPA：Robotic Process Automation）に係るガイドライン等を元に業務システムの改善、構築及びDX推進を支援する。 ● 次期情報共有基盤及び次期情報通信網の要件定義、調達を行う。併せて次期執務用PC導入に向けた要件定義を行う。

¹³⁰ 前中期目標期間実績平均

主な評価指標（定量的指標：なし）

- 内外の政策的要請等に対応した組織・業務実施態勢の強化状況
- 業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況
- 国内拠点の施設利用状況状況

3-2. 業務実績

No.9-1 実施体制の整備

(1) 組織・業務実施態勢の強化状況

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
外部有識者の参加を得た、組織運営・事業戦略に関する会議の開催回数	¹³¹	3回	12回	8回	13回	6回

① 戦略的な事業運営基盤の強化に向けた組織体制の見直しと運営状況のレビュー、規程類の見直し、海外拠点の見直し

- **DXの推進に向けた体制整備**：業務プロセスの抜本的見直しを含む、機構におけるDXの推進とモニタリングに取り組む部門横断的なプロジェクトチームを総務部に設置した。また、機構におけるDXの推進を総括する最高デジタル責任者（CDO）を設置した。
- **外国人材受入支援の体制整備**：外国人材受入支援及び多文化共生に関する機構内の全体調整、「責任ある外国人労働者受入プラットフォーム（JP-MIRAI）」事務局運営及び関係機関との調整等を一元的に担う外国人材受入支援室を国内事業部に設置した。
- アフガニスタンからの機構関係者の出国支援及び本邦受入を円滑に進めるため、理事長を本部長とする「アフガニスタンにおける機構事業関係者及びその家族の安全確保・退避等に係る対策本部」を設置し、機構として必要な対応事項についての方針策定及び連絡調整等を行った。また、アフガニスタンからの機構関係者の出国支援、本邦受入、本邦滞在や帰還等の一連の業務に継続的かつ一元的に対応するため、アフガニスタン特別業務担当の特命審議役を設置した。
- 上記に加え、以下の組織体制の見直しを行い、事業運営基盤を強化するとともに、内部規程等を改正し、各部署の役割及び責任範囲の明確化に取り組んだ。

本 部：情報システム室と広報室の名称変更（室から部に変更）、情報システム部への IT 企画課の設置、財務部市場資金課の同部財務第一課への統合、資金協力業務部及び調達・派遣業務部の所掌事務の変更

国 内 機 関：九州センターへの企業連携課の設置
東京センター高崎分室の設置

在外事務所：アルゼンチン事務所の支所化

- 予算執行状況及び後年度負担の予算見直しの常時分析・調整、理事会への定期報告、システムによる統制等、2018年度の「予算執行管理に関する諮問委員会」の提言を受け導入した予算執行管理強

¹³¹ 新しい取組のため基準値なし

化に関する各種取組を継続実施した。

- 各拠点のオフィス賃貸契約の更新時に、個別に共有化・近接化の可能性を検討した。

② 業務戦略、事業方針等に関する外部からの助言

- 組織経営について日本の有識者から助言を得ることを目的とする経営諮問会議を開催した（1回）。同会議では、米中対立下における日本と機構の役割、機構の気候変動分野の支援戦略について議論を行った。
- 事業運営について国際社会で活躍する有識者から助言を得ることを目的とする International Advisory Boardの委員と理事長とのオンラインによる個別対談（2回）や職員向けの講演（3回）を行い、ウィズコロナ、ポストコロナの世界における国際協力の在り方や、開発途上国における民主主義の後退といった国際秩序の変容等について意見交換を行った。

(2) 国内拠点の利用・活用状況

2021年度は、2020年度同様、新型コロナの影響により各拠点でのセミナー、イベント等の開催、外部からの来場者受入れが制限された。それに伴い利用者数の落ち込みが見られたが、オンライン開催を積極的に進めた。また、各種寄稿事業に関する相談対応についてもオンラインの活用によってその件数が増加した（今期の基準値1,200件/年に対し5,000件を超える相談件数）。このように、コロナ禍においても、開催方法の工夫により外部関係者、地域住民とのつながりを引き続き維持しており、各地域における国際協力事業の拠点、結節点として重要な役割を担っている。研修施設の稼働率は、本邦研修の取り止め、本邦と在外をつないだオンライン研修の実施、オンラインと本邦研修を組み合わせたハイブリッド型での実施等、事業形態の変更による研修施設への宿泊者減により基準値を下回った。今後は新型コロナ感染状況が改善し、従来どおり日本での研修が実施されることで数値の回復が見込まれる。

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
国内拠点の利用者数	73.5万人 ¹³²	97.5万人	96.5万人	91.5万人	32万人	49万人
研修施設の稼働率	58.4% ¹³³	57.8%	46.3%	46.4%	8.9%	16.1%

北海道センター（札幌）：北海道内に約 1 万人のベトナム人が在住している現状を踏まえ、ベトナム人技能実習生を受け入れる道内企業の協力を得て、オンラインイベント「見つけ直そう私たちの足元 外国人材が支える私たちの食卓」を開催した。173 人が視聴し、地域の生活が多く外国人材に支えられている現状について理解が深まったことや、多文化共生を促進するために社会全体で技能実習制度を支えていくことの必要性について多数の意見が寄せられた。

北海道センター（帯広）：1996 年 4 月に道東地域の国際協力事業の拠点として開所して 25 周年となることを記念し、これまで連携を強化してきた釧路地域で釧路国際ウェットランドセンターと共同し機構の活動を紹介する写真展を開催した。また、研修員受入時の研修先の一つである釧路湿原で「湿原探索！JICA 研修員 1 日体験プログラム」と題したフィールドワークを開催した。幅広い年代の参加者は、フィ

132 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

133 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

ールドワークを通して機構の事業について学んだとともに、地域の環境資源と世界とのつながりについても理解を深めた。

横浜センター：2021年6月、同センターは国際協力や機構の実施する日系社会支援についての理解促進のため「楽しみながら知る」「寛ぎながら知る」をコンセプトとした、アートワークを取り入れた展示空間にリニューアルした。また、同月18日の「海外移住の日」や20日の「国際ニッケイデー」を記念した講演会「アーティスト大岩オスカル×サンパウロ、東京、ニューヨークさすらうニッケイ・アイデンティティ」をオンラインで開催し、270人が視聴した。世界的な活動をする日系人としてのルーツやアイデンティティの在り方などについて、様々な観点からとらえることができた貴重な機会となった。また、神奈川県教育委員会との共催で「パネルディスカッション～「日本」社会のこれからと学校の役割～」を開催し、教員や大学生、NPO団体等より約90人の参加を得た。日本の学校生活を経験した外国につながるがある社会人3人と学校関係者3人による体験談やパネルディスカッションを通して、外国人受入に関して学校が抱える課題や求められることなどを考える機会を提供した。海外移住資料館では、邦字新聞等の収集整理・保存を2020年度に引き続き実施しており、新たな資料が見つかるなど成果が出ている。

中国センター：コロナ禍により夏休みでも遠出ができない状況を踏まえ、井原鉄道のアート列車を貸し切り、異文化体験ワークショップ「井原鉄道で行く、異文化体験ツアー」を初めて実施した。岡山県内の小学校高学年とその保護者を対象とし、6組13人が参加した。乗車中のワークショップ等は岡山県出身のJICA海外協力隊員経験者らにより企画され、JICA海外協力隊員経験者が派遣された各地域の文化風習を理解するとともに、地域の人材が世界で活躍していることを印象づけ、地元の鉄道を利用した非常にユニークな異文化体験イベントとして協力隊事業の紹介と併せ広報効果の高い企画となった。

四国センター：「KAGAWA INTERNATIONAL ART COMPETITION 2021～かがわではたらく・まなぶ外国人のためのアート作品展～」を香川県青年海外協力協会と共催し、香川県内に在住する外国人によるアート作品を募集、複数部門合計102点の作品応募があった。10月25日から11月30日まで応募作品が展示され、11月20日には各部門の表彰式を実施した。県内在住の外国人が、文化を尊重し豊かに暮らすことの大切さについて作品を通じて発信することで、多文化共生に関する市民への理解促進に寄与した。

九州センター：福岡市を拠点として在住外国人の生活・就職支援を実施する団体との共催イベント「日本で〈はたらく〉×〈くらす〉外国人の今！！－企業・地域で考える、持続可能なこれからの多文化共生社会－」を8月10日、11日の2日間実施し、60人を超える参加を得た。「働く」や「暮らす」をテーマに、日本で就職をめざす外国人の現状と課題や、多文化共生社会の実現に向けた課題について議論を深めた。

(3) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

外部環境の変化に対応するため、国内外の拠点及び各部署の役割を明確化するなど、組織体制の改善に機動的に取り組む。

No.9-2 業務基盤の強化

コロナ禍の継続によるリモートワーク増加への対応と組織DXの推進のため、各種情報共有基盤のクラウド化や情報通信網の増強を図るとともにセキュリティ対策を実施した。特に、クラウド化に関して

は、日本マイクロソフト社とアクセンチュア社（機構のシステム基盤運用業者）のホームページに優良事例として掲載された他、「デジタル庁創設による独法デジタル化の今後の動き」と題した講演会で、機構が働き方改革・DX推進の好事例として日本マイクロソフト社より紹介があった。在外拠点においては在宅勤務を可能とするため執務用PC持出対応を進めた。組織DX推進等のため、Microsoft Office 365の各種ツールをリリースするとともに、Microsoft Teamsの更なる活用を図った。次期のIT端末（執務用PC、モバイル電話等）に係る業務委託契約を締結するとともに、次期情報共有基盤に係る検討を進めた。各業務システムの改善を進め、電子決裁システムや新・法人文書ファイル管理簿システム等をリリースした。

(1) 業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況

① 情報共有基盤の安定的運用及び活用促進に向けた取組

- **組織DXの推進に貢献するためのICT基盤の強化に係る外部からの高評価**：コロナ禍や働き方改革推進の継続に伴う開発途上国を中心とした在宅勤務・リモートワークの増加・継続により、機構ネットワーク外からの各システムへのアクセス数は2020年度に引き続き高い水準にあった。また、組織DXの推進に貢献するためにもICT基盤の強化に迅速かつ継続的に取り組む必要があったため、情報共有基盤の安定的運用及び活用促進に向け、下記に挙げる取組を行った。なお、下記の各種情報共有基盤のクラウド化に関しては、セキュリティを担保しつつ迅速かつ短期間で全組織的にリモートワーク環境を整備した点が公的機関では先進的であるとして、日本マイクロソフト社とアクセンチュア社（機構のシステム基盤運用業者）のホームページに優良事例として掲載された。また、2021年10月に開催された「デジタル庁創設による独法デジタル化の今後の動き」（富士ソフト社主催、独法87のうち79の独法が参加、デジタル庁参事官他による講演）において、働き方改革・DX推進の好事例として日本マイクロソフト社より紹介があった。
- 在宅勤務・リモートワーク先から基盤への安定的かつ安全なアクセスの更なる向上のため、組織内ポータルサービスの「Share Point」、ファイルストレージの「T/Uドライブ」等のクラウド化や、VPN環境であるZscaler Private Access（ZPA）、EDR製品であるMicrosoft Defender for Endpointの展開を進めた。
- 組織内のDX推進等のため、Microsoft Office 365のツール（Planner、Stream、Power Platform等）を順次リリースした。
- 2020年度に引き続き、コロナ禍に伴う海外拠点からの一時帰国者向け等に機構内標準PCの安定的な確保に努めるとともに、増加傾向にある標準PCの故障等に順次対応した。また、在宅勤務等の可搬性と機能に配慮した次期執務用PC及び次期Managed Print Service（MPS）導入のための業務委託契約を締結した。
- 研修実施を含めMicrosoft Teamsの更なる活用を図った。また、ウェブ会議ツールとTV会議システムの同時運用による会議等の開催が可能となった。
- コロナ禍により長期の在宅勤務を余儀なくされている海外拠点97拠点のうち、約70の拠点で執務用PCの持ち出しが可能となった。
- 機構情報通信網強化のため以下の取組を実施した。
- 海外拠点における回線逼迫状況の解消に向け、計90拠点のネットワーク回線の増速を行った（最大40Mbpsに増速）。
- 「情報通信網の更改」の契約を見直し、海外拠点のメイン回線（専用線）の廃止を中心としたネッ

トワーク環境の改善を図った。

- 「次期IT基盤要件定義・調達支援（「コンピュータシステム運用等」及び「情報通信網の更改」両契約対象）」の調達手続きを進め、2021年11月に契約を締結した。

② 業務システムの改善及び構築等を通じた業務基盤の強化に向けた取組

- **他の独法に先駆けたPMO（Portfolio Management Office）の設置**：業務基盤の強化に資する取組として、2021年10月に情報システムに関するPMOを立ち上げ、機構の情報システム全体最適及び統制並びに業務システムの企画開発運用時の支援を行う体制を強化した。
- 機構各業務システム等の改善やDX推進として、電子決裁システム、新・法人文書ファイル管理簿システム、健康管理システム、企業情報統合データベース等の検討を進め、電子決裁システム、新・法人文書ファイル管理簿システム及び企業情報統合データベースについては2021年度中にリリースした。

(2) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

情報共有基盤についてはクラウド化を了したが、業務システムのクラウド化は一部のみ終わっている状況であり、今後、各システムの特性を考慮しつつ更なるクラウド化を進める。また、クラウド環境に対する組織内ユーザの習熟度が必ずしも十分ではないため、今後も継続して研修等を通じ習熟度の向上及びITリテラシーの向上を図る。RPA等の作業自動化による業務改善及びDX推進については、活用度合を高める余地が大きいと、組織内研修や活用事例の共有を通じて導入を加速させる。

3－3．指摘事項への対応

(1) 指摘事項：

上記評価を踏まえ、今後は新たに整備された体制が実際に効果的・効率的なものとなるよう、運用の維持・改善に取り組むことを期待する。その際、有識者意見も踏まえ、特にDX推進に関して実効的な運用・体制が取られるよう留意されたい。また、ICT基盤の強化に当たっては、業務のリモート化に伴う情報セキュリティ上のリスクの増大にも十分留意し、安全な情報環境が確保されるよう対応されたい。

(2) 対応：

2020年3月に設置した新型コロナウイルス感染症対策本部を通じた組織横断的な意思決定・情報共有を継続した。特に、医療サービスへのアクセスや国外緊急移送体制等を国ごとに検討の上、体制が整備された国から順次渡航を再開した。また、DX推進を総括する最高デジタル責任者及びプロジェクトチームを設置し、その下で機構の事業及び業務におけるDXの推進に必要な方策の具体的な検討を進めた。

情報セキュリティ・個人情報保護に関する自己点検や研修等を通じて、情報セキュリティ・個人情報等の要保護情報を扱う部署や外部委託等のセキュリティの更なる向上を図った。新型コロナの影響の継続や働き方の多様化に対応し、更なるクラウド化を進める中で、在宅勤務等の機構外でも端末の挙動を管理し、緊急時にはデータ消去等の対策ができる仕組みを導入し、端末管理強化を図った。

3－4．年度評価に係る自己評価

<評定と根拠> 評定：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、①CDOの設置を含むDXの推進に向けた体制整備、②外国人材受入れ支援の体制整備等、特筆すべき成果を上げた。また、2018年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」で提言された各種取組や予算統制、予算管理体制及び予算執行に係る職員の能力向上を継続して実施した。

ア 実施体制の整備

- ◎ **DXの推進に向けた体制整備【①③】**：機構におけるDXの推進とモニタリングに取り組む部門横断的なプロジェクトチームを総務部に設置。また、機構におけるDXの推進を総括する最高デジタル責任者（CDO）を設置。
- ◎ **外国人材受入支援の体制整備【①】**：外国人材受入支援及び多文化共生に関する機構内の全体調整、「責任ある外国人労働者受入プラットフォーム（JP-MIRAI）」事務局運営及び関係機関との調整等を一元的に担う外国人材受入支援室を国内事業部に設置。
- 「アフガニスタンにおける機構事業関係者及びその家族の安全確保・退避等に係る対策本部」を設置し、機構として必要な対応事項についての方針策定及び連絡調整等を実施。
- 組織及び事業運営に対し外部有識者より助言を得ることを目的に、経営諮問会議、International Advisory Boardの委員と理事長とのオンラインによる個別対談や職員向けの講演を実施。
- 2018年度の「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言を受け導入した予算執行管理強化に関する各種取組（予算執行状況及び後年度の執行見通しの常時分析、理事会への定期報告、システムによる統制等）を継続。
- 多文化共生の理解促進及び推進を目的としたイベントを国内拠点で開催（北海道、横浜、九州等）。

イ 業務基盤の強化

- ◎ **組織DXの推進に貢献するためのICT基盤の強化に係る外部からの高評価**：情報共有基盤の安定的運用及び活用促進による組織DX推進及びICT基盤の強化への貢献に向けた取組〔組織内ポータルサービスの「Share Point」、ファイルストレージのクラウド化や、VPN環境である「Zscaler Private Access」（ZPA）、EDR製品である「Microsoft Defender for Endpoint」の展開等〕を実施した。特に、クラウド化は日本マイクロソフト社とアクセンチュア社からも高い評価を得て好事例として紹介された。【④】
- ◎ **他の独法に先駆けたPMO（Portfolio Management Office）の設置**：2021年10月に、他の独法に先駆けて情報システムに関するPMOを立ち上げ、機構の情報システム全体の最適及び統制並びに業務システムの企画開発運用時の支援を行う体制を強化した。
- 海外拠点（70拠点）における執務用PCの持ち出し可能化、90拠点のネットワーク回線の増速等によるネットワーク環境の改善。

3－5．主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

（定量的実績）

【指標 9-2】新情報共有基盤システムの研修実績回数が目標値（12 回）を上回る 17 回で達成してい

る。

（定性的実績）

1. 実施体制の整備（【指標 9-1】「内外の政策的要請等に対応した組織・業務実施態勢の強化状況」）
年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・ DX の推進とモニタリングに取り組む部門横断的なプロジェクトチーム、及び DX を総括する最高デジタル責任者（CDO）を設置し、DX 推進に向けた体制整備を行ったことは評価できる。
- ・ 外国人材受入支援及び多文化共生に資する「責任ある外国人労働者受入プラットフォーム（JP-MIRAI）」事務局運営及び関係機関との調整等を一元的に担う外国人材受入支援室を国内事業部に設置し、外国人材受入支援の体制整備を行ったことは評価できる。

2. 業務基盤の強化（【指標 9-2】「業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況」及び【指標 9-3】「国内拠点の施設利用状況」）

年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・ 組織 DX の推進として、組織内ポータルサービスの「Share Point」、ファイルストレージのクラウド化や、VPN 環境である「Zscaler Private Access」（ZPA）、EDR 製品である「Microsoft Defender for Endpoint」の展開等の ICT 基盤の強化を実施し、日本マイクロソフト社とアクセンチュア社からも高い評価を得て好事例として紹介された
- ・ 他の独法に先駆けて情報システムに関する PMO（Portfolio Management Office）の設置し、情報システム全体の最適及び統制を強化したことは評価できる。

（結論）

以上により、定量指標が 120%を越える結果を得たこと、年度計画において予定されていた取組を着実に実施したほか、DX の推進や ICT 基盤の強化など定性的な成果が複数見られることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

具体的には、外国人材受入支援室を新たに設置し、重要課題への取り組みとして体制整備を行った点は評価できる。また、DX の推進として部門横断的な取組や、外部から好事例として高い評価を得られている ICT 基盤強化など、感染症流行下における円滑な業務実施を可能とする取組を着実に進めていること。加えて、他独法に先駆けて情報システムに関する PMO を設置するなど体制強化を図っていることは評価できる。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞（実績に対する課題及び改善方策など）

新たに整備された体制・基盤が実際に効果的・効率的なものとなるよう、運用の維持・改善に取り組むことを期待する。特に、DX 推進・ICT 基盤の強化に関して実効的な運用・体制が取られるよう、また、業務のリモート化に伴う情報セキュリティ上のリスクの増大にも十分留意すること。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 10	業務運営の効率化、適正化
業務に関連する政策・施策	—
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	—
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和 3 年度行政事業レビューシート：番号未定（無償資金協力、独立行政法人国際協力機構運営交付金）

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値/ 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
一般管理費及び業務経費の効率化	1.4% ¹³⁴ 以上	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
有識者による外部審査を行った対象契約件数	70 ¹³⁵ 件	70 件	81 件	64 件	94 件	10 件	72 件

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：4. (2)、中期計画：2. (2)
年度計画 2. (2) 業務運営の効率化、適正化 ア 経費の効率化 ● 運営費交付金を充当して行う業務の一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、業務の質の確保に留意しつつ前年度比1.4%以上の効率化を達成する。 イ 人件費管理の適正化 ● 事務・事業を効果的・効率的に執行するための人員配置の適正化に引き続き取り組む。 ● その際、手当を含めた役職員給与を国家公務員の給与水準も十分に考慮した上で、厳格に検証し給与水準の適正化に取り組む。例年同様に、給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。 ウ 保有資産の必要性の見直し ● 保有資産の内容を見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。また、詳細な保有資産情報の公表を引き続き行う。 エ 調達合理化・適正化 ● 機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。 ● 契約監視委員会による点検を踏まえた競争性のない随意契約の適正な運用に取り組む。また、外部審査制度の活用、制度改善やセミナー開催等を通じ、透明性の向上、不正事案防止やその他関連リスク回避への取組、新規参入の拡大及び競争性の向上に取り組む。 ● 特に、上記委員会の審議から競争性のない随意契約や一者応札・応募の削減に資する教訓や課

¹³⁴ 前中期目標期間実績1.4%

¹³⁵ 前中期目標期間の実績から25%増として設定する。前中期目標期間実績平均56件/年

題が導かれる場合は、それらを踏まえて制度設計に取り組む。

- コンサルタントの海外事業展開を支援する制度の改善を行い、安定的に運用する。また、コンサルタント等契約管理の質の向上に向けて、機構内の能力強化等を促進する。
- 国内外拠点の調達支援体制を一層強化し、遠隔研修や直接支援等の継続的な実施と、各拠点の調達実施体制の適性化及び調達事務能力の向上に取り組む。
- 機構内業務のDX推進の観点で、契約業務手続きの合理化や事務処理の自動化等を促進する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. 参照）

- ・ 給与水準適正化の取組状況
- ・ 契約監視委員会、外部審査等の実施状況と審査結果への対応状況

3-2. 業務実績

No.10-1 経費の効率化

- ・ 固定的経費の削減等の取組により、運営費交付金を充当する物件費の前年度比率1.4%の効率化を達成した。

No.10-2 人件費管理の適正化

人員配置に関し、DX、アフガニスタン対応、外国人材受入支援、民間連携といった重点分野への取組促進のための柔軟な資源配分を行った他、人数が増加傾向にあるシニア層の活躍促進施策として配置の幅を拡充するとともに、シニア向け組織内公募を大幅に拡充した。給与水準の適正化と総人件費管理について、人事院勧告を参考にしつつ国家公務員との比較において妥当な給与水準を維持するとともに、人件費予算増も踏まえた採用・配置を行い人件費予算の範囲内で適切に執行した。

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
対国家公務員指数（ラスパイレス指数）年齢・地域・学歴勘案後）	100.6 ¹³⁶	101.6	100.7	100.8	100.7	101.4
総人件費（給与・報酬部分）	168.3億円 ¹³⁷	176.2億円	179.1億円	183.8億円	174.9億円	179.2億円

(1) 人事制度の見直し（人員配置、処遇等）

- DX、アフガニスタン対応、外国人材受入支援、民間連携といった重点分野への取組促進のための柔軟な人的資源配分を行った。また、2022年度から運用開始する新・人事制度において公募ポストを拡充し、人的資源配分の最適化を達成するべく制度検討・運用準備を行った。
- シニア層の活躍に向けた人事施策として、今までの業務経験をポストオフ・定年後のポストにいかすことができるよう、海外拠点を含め配置の幅を拡充するとともに、シニア層向けの組織内公募を2020年度2件から2021年度24件まで大幅に拡充した。

¹³⁶ 2015年度実績

¹³⁷ 2015年度実績